

# 一、皆乗寺旧記

## 一、皆乗寺旧記

元禄七年 甲戌 (一六九四)

十一月二十六日、天草地方に二尺八寸の積雪あり。(天草近代)

この年二月、宗貞、福原村谷崎に淨見寺を建立する。

この年の死亡者二十五人の内十六人は子供で、十一月二十三日には四人亡くなっている。おそらく疫病が流行したのである。

元禄八年 乙亥 (一六九五)

二月、江戸大火、六万七千四百余戸を焼く。

四月、熊本地方に大地震あり。(玄察)

五月、去年十一月からこの月まで雨が多い。(玄察)

元禄九年 丙子 (一六九六)

この年、天草富岡米蔵の建て替えがあり、年貢米斗枱を一斗五合入りと改め、一俵四斗二升入りとする。(天草近代)

元禄十二年 己卯 (一六九九)

六月九日、城北、球磨大雨洪水、肥前諫早の山潮で高瀬、高橋、川尻に家財、船具などが流れてくる。(玄察)

八月、歴代天皇陵修復終り、現存七十八陵中六十六陵を新しく公定する。(年表)

この年の洪水で本堂がこわれ、寺は畠中天神社の北側から旧福田小学校西側八畝十二歩の土地へ移転する。(寺記)

人売買いよ／＼堅くこれを禁ずべし。召し抱えの下人男女共に、年季十ヶ年限りといえども、向後年季限これなく、譜代、召抱えとも、相対たるべき次第、この旨存すべきものなり、よつて件の如し。

己三月日

右の通り仰せ出だされ証る。領分の輩堅く相守るものな  
三月二十六日、豪雨洪水、大風吹く。(年)  
五月二十九日、この日から六月一日にかけて大雨出水。

元禄十年 丁丑 (一六九七)

七月から八月にかけて田にサネモリという虫がわき損毛甚大。(玄察)

この月から七月まで旱魃。(年)  
七月から八月にかけて田にサネモリという虫がわき損毛甚大。(玄察)

八月、幕府は歴代天皇の陵を修復する。  
十月、江戸大地震、大火。(年表)

元禄十一年 戊寅 (一六九八)

九月六日、江戸大火、寛永寺勅額火事。

十二月、江戸大火、日本橋焼け落ちる。  
この年、古金銀引き替えを一年延期し、私領幕領の金銀銅山の試掘を奨励する。(年表)

り。

越前守

元禄十六年 癸未 (一七〇三)

二月十一日、南福原村、金右衛門往生、法名宗誓、但し至後末代までこの者の命日に御経読誦仕るべきものなり。

即ち太子、七高祖像永代経として寄進仕られ候以上。(寺記)

元禄十三年 庚辰 (一七〇〇)

五月十五日、甲佐川が三十年來の洪水となる。(玄察)七月、江戸府内で老人、婦女子の外借鶴籠使用を厳禁する。

十一月、金銀錢三貨の比価は、金一両=銀六十匁=銭四貫文とする。

この年、江戸府内でどじょう、うなぎの売買を禁止する。

(年表)

元禄十七年 甲申 (一七〇四)

三月十三日、宝永と改元になる。

この年、一月から三月まで浅間山噴火。四月、出羽大地震、一月から七月まで国中地震あり。(年表)

六月一日、肥後藩は金銀札を使用し始める。(家譜続)

元禄十五年 壬午 (一七〇一)

七月、益城郡河原村に疫病が流行する。(年表)

十二月、煙草の栽培は從来の半分とし、本田畑の栽培を認める。(年表)

宝永二年 乙酉 (一七〇五)

八月、肥後藩では公私共在町での松明使用を禁止する。

(郡方)

この秋、丸山権太左衛門が熊本の吉田司家から横綱の免許を受ける。(初代横綱)

同十五日、浅野長矩の遺臣大石良雄等四十七名吉良義央を襲撃、復仇する。大石良雄等十七名が肥後藩にあづけられる。(年表)

この年、國中洪水あり損害甚大なり。(本)

(島鏡)

宝永三年丙戌（一七〇六）

四月、肥後大地震、岩石抜け、大地破裂して家屋の倒壊多し。（年歴）

六月、天草大風、肥後大洪水。（島鏡）

八月十八日、天草では地震による高潮あり。（島鏡）この月、疱瘡が流行する。（天草近代）

宝永四年丁亥（一七〇七）

十月四日、東海、南海大地震、大坂においては一万戸倒れ、死者三千人、肥後も大地震があり、人吉城の損害が特に大きく、建物の破損その数をしらず。（本）

十一月、富士山噴火、降灰一、二寸。（年表）

宝永五年戊子（一七〇八）

閏一月七日、幕府は去年富士山の噴火につき諸国に上納金を命ずる。肥後藩は一万八百両割り当てられる。この月、武藏、相模、駿河の農民に、降灰の除去を命ずる。（年表）三月八日、京都大火、皇居、仙洞を始め町数四百十七、家一万三千数百戸焼失。肥後藩は皇居修復費として銀二十貫を課せられる。（本）

この年、麻疹全国に流行し死者多く、当寺の御門徒においても、四、五月だけで子供が三十三人死亡している。（寺記）

三月十日、熊本坪井竹屋町から出火、千二百軒焼失。（年記）

（本）

宝永六年己丑（一七〇九）

一月四日、阿蘇山噴火。（國誌）

一月十日、將軍綱吉麻疹で死す。翌二月、綱吉夫人も麻疹でなくなる。（年表）

三月、東大寺大仏殿が再建され、落慶供養が行われる。（年表）

六月、幕府は去る一月二十日、生類憐みの令を解き、この令によつて追放、入牢した者三千八百人を釈放する。（年表）

この年、淨見寺を皆乗寺と改める。（寺記）

宝永七年庚寅（一七一〇）

一月十日、天草の江戸流人四十人大赦により帰国する。（島鏡）

八月一日、西国巡見使肥後藩に入り、同月五日、人吉藩を経て薩摩に向う。（徳川）

この年、信濃国善光寺本堂が再建される。（年表）

宝永八年辛卯（一七一一）

一月二十五日、源空上人当五百忌。

四月二十五日、正徳と改元になる。

七月、肥後藩は質物の利子を一割五分と定める。（郡方）

この年、樹桑養蚕を奨励する。（年記）

正徳二年壬辰（一七一二）

七月八日、洪水、

（年記）

七月十一日、細川綱利隠居し、宣紀が藩主となる。(本)

この月、肥後藩は各地のお茶屋を廃し、水前寺、岩下、

的石の三ヶ所とする。(年)

八月、大風。(年)

正徳三年 癸巳 (一七一三)

二月、凶作のため在中が苦しむ。柿原村では無高百姓が山石を販売することを許す。(年)

四月、幕府は幕領の大庄屋、割元總代を廢止する。これによつて村政は庄屋がとりおこなう事になる。(年表)

五月、幕府は農家の分産を制限し、持ち高十石以下の百姓は勝手に田畠を分配すべからずと令する。(島鏡)

六月五日、肥後藩では給地を廃して現米渡しとする。(年)

七月十三日、大風 (年)

この年、肥後藩の拝借金三十七万両に上る、従つて家中手取知行衆は役付二十三石、無役二十石、切米衆は十石に八石五斗と定められる。(郡方、島鏡)

この年の三月十五日、寺中村、畠中村で子供が六名死亡している。おそらく凶作に続いて疫病が流行したのである。(寺記)

二月二十五日、下陳千光寺開基唯存院日通大徳卒去。

(郡誌)

正徳四年 甲午 (一七一四)

三月、幕府は芝居の二階棧敷、夜間興業を禁じ厳しく取

り締まる。(年表)

この年、凶作のため大飢饉。(島鏡)

正徳五年 乙未 (一七一五)

二月五日、肥後藩は在中の質地、譲地につき規定を設け厳しく取り締る。(郡方)

三月、上益城沼山津手永上河原村の内に銅山を発見、豊後の山師に採掘させる。(年) この年、去年以来矢部地方に悪病が流行する。(年)

正徳六年 丙申 (一七一六)

二月、肥後藩は在々所々の堂宮を勝手に建て添える」とを禁ずる。(郡方)

四月三十日、將軍家継薨じ、吉宗相続。(徳川)

六月二十二日、享保と改元になる。

九月二十三日、熊本千葉城長岡内繕方より出火、白河筋まで延焼する。(年歴)

この年、幕府は五街道の呼称を東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中と決める。(年表)

享保二年 丁酉 (一七一七)

一月二十二日、江戸大火、竜口邸焼失。(本)

二月、大岡忠相を町奉行に任命する。(年表)

六月、矢部中島手永に悪病流行する。(年)

七月、大旱魃。(島鏡)

享保三年 戊戌 (一七一八)

この年、肥後藩は去年の竜口邸焼失につき、当年から五ヶ年間二の口米を召し上げられる。幕府は去年の武家諸法度の改訂に続き、密貿易の禁制、鶴、白鳥、雁、鴨の捕獲禁止、新硬貨(享保金銀)の铸造、町火消しの制度を新設する。(年歴 年表)

享保四年 己亥 (一七一九)

四月二十八日、熊本城の内から出火し千四百余軒焼失する。(年歴)

五月二十三日、肥後大洪水、田畠の損毛十三万石余に上る。(月堂)

七月、往生院を飽田郡京町村に移す。(寺伝)

この年、秋作熟せず。(島鏡)

享保から元文に至る二十数年間は天候不順で、毎年風水害、旱害、虫害にいたみつけられ、農民の生活は極度に苦しくなった。熊本県史料集成には、この年六月二十三日、大洪水、水尺一丈五六尺、二丈の所も御座候。田方大いに痛む。と記されている。

享保五年 庚子 (一七二〇)

六月十三日、島原城主松平忠雄に天草をあづける。この年、天草郡中の石高二万一千六百四十石。(天草近代)

十月、水戸家、光国編纂の大日本史二百五十巻を幕府に献上する。

享保七年 壬寅 (一七二二)

この年、キリスト教以外の洋書の輸入が許可され、幕府

は禁書の令をゆるめる。

享保六年 辛丑 (一七二二)

八月二十三日、肥後藩の田畠五万九千七百四十四町五反九畝、人口五十四万七千五百十四人と幕府へ報告する。(家譜続)

この年、幕府は寄特者に苗字帶刀を許し、徒黨禁止令、僕約令、全国の戸口、耕地の調査、不用不急の物資生産の禁止、荒地の開墾、目安箱の設置、端午、祭礼、衣服等の華美禁止、小石川薬園の設置等の大改革が実施された。この年、江戸は大火に見舞われ、一月から三月まで六度の火灾に遭つた者十四万三千三百三十軒に及ぶ。(年表)

熊本県史料集成十一巻には、春より大飢饉、麦作あしく、春の時分は米相場三斗俵一駄につき百十匁仕る。それより段々値段上り、五月の時分は小売りには三合、俵米は一駄につき百八十目仕り申し候。御相場三月上納は四斗五升、五月には新銀百目につき一石六斗、六月には新銀百目につき一石五斗に仰せつけられ候。六月には大麦は八合、小麦六合、ひえたねは八合、大豆五合、小豆四合、粟だね四合、後閏七月になり大麦六合に上り申し候。米相場高く、馬見原町は三合、浜町、御船町は三合五勺。秋米御相場、新銀百目につき一石六斗八升、馬見原町相場、一俵につき新銀二十目。

一月、幕府は散逸書を搜索し、十二月、出版物の統制を

行い、書籍に著者、出版者名を入れさせる。(年表)

十一月、肥後藩は尔今新版の書物、異説、好色本及び本

藩に関する本の発行販売を停止する。(年)

十二月、小石川薬園に施薬院、小石川養生所を設ける。

又この月、読売(瓦版)を禁ずる。(年表)

熊本県史料集成によれば、享保七壬寅正月末は、御相場

新銀百目につき一石五斗、馬見原町相場一俵につき二十三、

四匁、小売り三合、浜町は三合三匁。図

春大飢饉、熊本飢人いで申し候。在中にもこの近所大川、

高月、井無田方にはちひらきいで申し候。

熊本、宇土の沖よりけだもの上がる。名はあしかの海う

その魚と申し候。色々名をつけ申し候。

七月三日、大洪水、水尺は享保四年亥の六月二十三日の

洪水に三尺高くあり云々。本方六反余、出高一反など洗い

はぎ申し候。その外田方、畠方共不作にて飢えに及び申し

候。中にも粟あしくこれあり候。

享保八年 癸卯 (一七二三)

十一月二十二日、肥後大地震、山鹿附近が最も烈しく、

山本郡慈恩寺温泉が湧き出す。(国誌)

この冬、肥後藩は櫛仕立方をはじめ。(本)

この年、幕府は心中物の出版、上演を禁止する。(年表)

享保九年 甲辰 (一七二四)

この春から夏にかけて大旱魃。

八月十三、四日、大風強雨洪水のために刈り付けの稻が

流れ、富岡では神社や民家が吹き潰れる。(家譜統)

十一月七日、本年の旱魃大風につき、肥後藩の損毛三十

一万五百六十石余と届け出る。(本)

享保十年 乙巳 (一七二五)

五月十三日、この日から十六日まで大雨洪水、田方の荒

廃ひどく、二十六日から翌日にかけて大雨洪水。(天草近

代)

九月二十五日、この日から二十八日まで四日間、天草地

方に大地震あり。(島鏡)

この年、田方虫入りのため大不作。(島鏡)

享保十一年 丙午 (一七二六)

二月、幕府は第二回目の全国人口調査を行う。(年表)

七月二十二日、肥後藩は幕府に人口報告をする。肥後、

豊後計五十五万九千百三十二人(本)

この年、肥後藩は財政窮乏につき町在に懸物を命ずる。

(本)

享保十二年 丁未 (一七二七)

この年、天草は二年続の不作のため飢饉。

十月二日、肥後藩は家中手取り二石増しとし、百石につ

き役付は二十石、無役十八石、千石以上は五斗増しとする。

(年)

十一月、幕府は長子を他家の世嗣とすることは宗家に限

り、又諸国で新規の神事、仏事を始めることを禁ずる。(年)

表)

非罹災者が改築の場合も茅葺を禁ずる。(年表)

熊本県史料集成十一卷には、この年正月末方より、熊本に飢人大分云々。閏正月中旬ごろには、熊本上河原、中河原、下河原附近大分飢人いで、おびたゞしく候。二月初め頃には段々へり申し候。

正月、大飢饉、麦大小共里方あしく、取りわけ早麦あしく、実立ちの麦から出来よく、みのりあしく、麦種子不足仕る。南郷谷にすみら取りに参る。大麦四斗入り一俵銀拾匁宛。

二月初市ごろ、馬見原米値段俵につき十二匁七分、尤も熊本値段俵につき十四匁七分 粟値段熊本は九匁五分ほど。三月、馬見原市米相場十五匁八九分の間。

四月二十八日、大洪水、川筋田畑共に大破損。大小麦大分流れ、又は砂下になり、麦不足仕り、麦種子これなく、高知尾、田原へ買い整え申し候。代銀四斗俵につき六匁にて買い、爰元の大麦種子四斗俵にて九匁仕り候。

秋作大不作につき、矢部中残らず惣捐引き、野尻、菅尾の飢人多く、菅尾手永へ飢米百二十石御貸しなられ候由。米値段九月八匁五分、十一月より十二月まで値段九匁五分七分の間に候。

矢部方より小屋等、飢人札、種子糲、塩願い等上る。

享保十三年 戊申 (一七二八)

六月、幕命により本妙寺所蔵の「清正記」を提出する。

(本)

この年、幕府は火事罹災地の家は瓦葺にすることを命じ、

享保十四年 己酉 (一七二九)

四月二十八日、大風、熊本敷の内から出火して上林、内坪井、京町まで焼失する。(年)

五月十九日、熊本山崎町から出火して同町を焼失する。

八月十九日、強風。

九月十三日、強風。

この年、大風及び虫入りのために不作。天草では大飢饉、餓死者四百人に達する。肥後藩では勝手方差し支え、家中手取り十五石、切米衆二石。(郡方、年、天草近代)

享保十五年 庚戌 (一七三〇)

三月、この月万民困窮につき、肥後藩は二の口米、水夫増米を免ずる。(郡方)

六月四日、幕府は禁止した藩札を旧時通用したものに限つて許し、その発行年限を定める。(徳川)

七月、幕府は租米六十万石を貯蔵し、入札買米制を継続する。(年表)

八月、全国の諸大名に凶作に備えて畠米を命ずる。(徳川)

この年、虫害と旱害で万民困窮する。又山野のすぐ籠に実がなり、諸人餅にして食う。(年)

享保十六年 辛亥 (一七三一)

二月二十八日、米価下落につき幕府は諸国に三年間の借

約令を出す。三月には江戸の商人に米の買い上げを命じ、六月には大坂の商人に買米を命ずる。(年表)

この年、天草では一月一尺の積雪を記録する。(天草近代)

この年、大坂では米一石が銀二十九匁八分に下落する。

(年表)

享保十七年 壬子 (一七三二)

閏五月七日、前月より熊本地方は雨が降り続き、同月十

三日迄洪水の水が引かず、田方腐り虫害は発生し被害甚大なり。天草では閏五月二十四日から六月二十六日まで旱天が続き、虫害甚だしく収穫皆無の状態で種畑までなくなつた。(島鏡)

六月二十六日、細川宣紀が江戸で死去。

八月二十五日、細川宗孝が遺跡を継ぎ藩主となる。

十月二十八日、昨年死亡した田中村仁左衛門のために、同村喜右衛門、権七、市三郎永代経志として七條一流れを上げる。(寺記)

十一月四日、肥後藩の損毛は夏の洪水で十四万七千八百石、秋の虫入りで三十三万三百九十石と幕府に届け出る。

(本)

この年、幕府は西海、山陽、四国のウンカの被害につき、東山、東海、北陸方面から米を輸送することを命ずる。(年表)

十一月二十三日、肥後藩は幕府から二万両を拝借する。

享保十八年 癸丑 (一七三三)

一月二十三日、幕府は西南諸国の蝗害につき、公領の百姓等に救夫食米貸し渡しの令を出す。前年八月からこの月

まで蝗害地へ払い下げた米は二十五万石余である。(徳川)この年、前年に引き続き肥後は大飢饉にみまわれ、野の草を食べて暮らしたという。当寺御門徒の死亡者は平年の三倍ぐらいで、この年死者が特に多いのは飢饉につきも

この年、西日本の飢者二百六十五万人、餓死者一万二千余人、肥後藩の餓死者六千二百二十五人、救米二万八百石、種糲貸米三万二千九百石。(年)

この年、放牛は念願の百体目の地蔵を出町村往生院に建立、十一月八日死亡。谷川村釘の峯に現存する放牛地蔵は、享保十七年十月の作で百七体目に当る。放牛死亡一ヶ月前の作像である。(県史)

熊本県史料集成には、この年、麦作悪し。小麦取り分けあしく、皆無。

閏五月八日、大洪水、川筋塘破損、前井手落ち申し候。

五月十五日、大洪水、川残らず切れ、磧所残らず落つ。

先年聞き及びもこれなき大洪水、寛文九年(一六六九)の洪水以上の大痛みと老人申し候。

九月五日市ごろ、米相場一俵につき十八匁ほど仕り、二

十五日市拾五匁に下り、十月五日市十八匁になる。

十月初めごろ、糯米熊本は銀一匁につき八合仕り申し候。十二月五日市、一俵につき馬見原にて二十二匁三分、十五日市、一俵につき二十一匁六分になり申し候。

の、疫病の流行と餓死によるものであろう。(寺記)

熊本県史料集成には正月末方、熊本にての相場米一升一

匁、粟一俵二十三匁五分、四分の間、大豆は十六七匁、稗  
匁、四斗俵にて十匁。

正月早々より方々に飢死仕り、上田所の者立腹の後飢に

て飢死仕ること二月朔日。

三月よりたばこ段々値段上り、中たばこ俵につき拾四五  
匁位仕り申し候。

川の口村、鞍岡郷大雪にしがれ、麦作くされ申し候につ  
き、川口村には菅尾市兵衛殿、二月七日ごろに麦痛み見分  
においてなられ候。

二月初市、浜町にかつ根掘り申し候を、仏原彦七持ち出  
し、一升を四文宛に、畠村前にて売り、町へ参り申し候え  
ば一升五文仕り申し候。

熊本、川尻飢人多し。熊本は延寿寺の住持、町中を奉加

仕り、大分の粟を奉加仕り、飢人に粟がゆを配当なられ候  
え共、手及び申さず候。わずかの間に止み申し候。川尻大

慈寺の和尚、川尻町中奉加なられ候えば、粟の米千俵これ  
有り候由、その余力を以て、正月末方より三月十五日まで

は、飢人一人に粟がゆ二杯あて毎日配当なられ候。川尻の  
町人さつま屋仁三郎と申す仁、飢人一人に飯一椀 汁一椀

の一膳めし、これも大慈寺の寺中にて、毎日飢人に配当仕  
られ候由に候。

御郡頭中根唯右衛門様、二月十五日七ツ時分より暮ころ  
まで仰せ渡され、段々と御念入れられ仰せ渡され候てこれ  
あり候。尤も飢人一巻についての仰せ渡しもこれあり、十

六日、用心粟を飢人に御渡しなられ候。

三月十九日、朝大霜ぶり、茶その他一切のもの大きいに痛む。

三月二十二日、大あられ降る。

三月、御米相場、百目につき一石宛、在米も一匁に一升、  
粟は四斗二十二匁五分、大豆は俵につき拾四匁五分。

三月二十七日、市、浜町大豆値段上り、一匁につき一升  
五合、粟は四斗俵につき二十四匁五分ぐらい、米は俵につ  
き二十七匁ぐらい。

この年、大飢饉にて、春かつ根をほり、春の荒起こし仕  
らず、無仕舞にて田畠根づけおそくなり、五月三日に初植  
え仕り、六月十七日までに大方田根付け仕り候え共、苗代  
とうえかけは十八九日までかゝり申し候。土用は六月九日  
からの土用にてこれ有り候。麦作、大麦は中の上、しかし  
ながら青麦ばかり上げ申し候。万根付万おえ仕舞申して、  
肥に及び申し候。小麦は皆無。

三月五日、市までは米俵につき九匁五分、十匁仕り、十  
五日市には九匁二三分、二十五日市には八匁位、四月五日  
市には九匁二三分。

五月、大日でり、水これなく、根付けになり兼ね申し候。

立神井手。

八月十九日、早朝より、二十日の朝まで大洪水。

九月十三日、朝より、十四日の朝まで大洪水。両度共に  
同前の大水なり。  
この年、秋作大いに痛む。そば、ひえ、あわ、のいね等  
大いに痛む。粟、そばは皆無。米値段京、伊勢は俵につき  
九匁五六分。

閏九月十五日、市頃拾匁四分、それより下り九匁になり、

又十月五日市には九匁八九分、同年年貢俵につき拾匁八分を御取りなられ候間、馬見原は俵につき九匁六分宛になり、

銀替わりに差し上げ申候。

(元文)

元文二年 丁巳 (一七三七)

七月、肥後藩大洪水のため、田畠の損毛六万七千石に及ぶ。(元文)

十一月十七日、田中村安尾善七、永代経持として現在の寺敷地を寄進する。この年、寺は品石村から田中村へ移転する。(寺記)

享保十九年 甲寅 (一七三四)

三月二十七日、一昨年以来の飢饉救助のため、肥後藩が買い入れた二千八百五十石の米代を幕府に返済する。(家譜統)

四月中旬、この頃から穀類の価格は次第に値下がりして、

島鏡

米一石が銀三十七匁位となる。(島鏡)

五月十日、この日から十五日まで雨が降り続き肥後は大洪水となり、この時の被害三十六万石余と幕府に届ける。(徳川)

元文三年 戊午 (一七三八)

七月、肥後藩は幕府に人別帳を差し出す。総人口五十三万六千九百八十六人。

この年、寺院が本尊、什器、仏具等を質入れすることを禁ずる。(年表)

元文四年 己未 (一七三九)

六月十七日、この日から二十一日まで川尻方面大洪水。

この年、秋田畠惣作大飢饉。(集成)

元文五年 庚申 (一七四〇)

九月二日、川尻方面大暴風雨で社寺の被害甚大なり。

(川尻)

この年、所々洪水あり、特に益城、託麻地方がひどく収穫皆無なり。(年)

五月二十九日、この日から翌日にかけて大雨洪水、田畠の損毛五千六十二町二反余、塩浜、川塘磧の被害が大きい。

秋作あしく大飢饉。十一月二十五日には馬見原の米一俵十七匁三四分仕り、但し高知尾に参り候ての値段。(集成)

享保二十一年 丙辰 (一七三六)

二月二十八日、元文と改元になる。

三月二十六日、皆乗寺第一代住職宗貞往生。

五月二十九日、この日から翌日にかけて大雨洪水、田畠の損毛五千六十二町二反余、塩浜、川塘磧の被害が大きい。

秋作あしく大飢饉。十一月二十五日には馬見原の米一俵十七匁三四分仕り、但し高知尾に参り候ての値段。(集成)

延享五年 戊辰 (一七四八)

賢伝)

三月、江戸では女の羽織り着用を禁止する。(年表)

七月十二日、寛延と改元になる。

九月二日、数十年来の大風雨で倒家倒木夥しく俗に岩起  
こしといふ、田畠は荒廃して肥後藩の損毛二十三万石、損  
米六万七千五百石に達し、天草も大被害をうけ公儀より飢  
米二千石を拝借する。(本)

寛延二年 己巳 (一七四九)

六月、肥後藩では旅商人の在中直売買を禁止する。(本)

寛延三年 庚午 (一七五〇)

この年、肥後藩旱損虫入り損毛二十七万九千石、(郡方)

八月、南福原村紫雲山明覚寺跡に観音堂を建立する。本  
尊は十一面千手観音で祭日は陰曆八月十七日である。(郡  
誌)

寛延四年 辛未 (一七五一)

三月、肥後藩財政窮につき惣庄屋、一領一足其の他勝  
手よき者に見懸才覚錢を課し、秋の年貢に代える。(郡方)  
十月二十七日、宝暦と改元になる。

宝暦二年 壬申 (一七五二)

七月二十五日、肥後藩は諸制度の改革に着手する。この  
月、熊本町奉行所を廃し、寺社、町共に奉行所支配とする。  
同月二十七日、用人堀平太左衛門を大奉行に任ずる。(重  
宝)

宝暦五年 乙亥 (一七五五)

一月、肥後藩は新刑法を実施する。(重賢伝)

六月一日、この日から九日まで強雨洪水、山崩れ、破損、  
倒家倒木、死人等多く出る。洪水の損毛二十三万石、球磨

賢伝) 十二月、出家が在中に入つて法談することを禁ずる。  
(年)

宝暦三年 癸酉 (一七五三)

四月二十九日、幕府は備荒開拓の貯蔵を命ずる。肥後藩  
は十二月に一万八千九百石を保存する旨幕府に報告する。  
(徳川)

六月、肥後藩では見世物、芝居興業は二月から三月まで  
の間に、日限を決めて行わせることとする。(年)  
七月二十八日 阿蘇爆発 (年)

宝暦四年 甲戌 (一七五四)

二月二十九日、幕府は大名に今年も開拓十分の一を貯え  
るように命ずる。(徳川)

この月、肥後藩では鶴崎、野津原、久住、小国を除き夜  
の芝居興業を禁止する。(年歴)

牛馬が多く死ぬ。(年)  
閏二月、阿蘇山鳴動して硫黄を降らし、久住手永村々の

四月、道明村天満宮建立者矢野作之亟死亡(内村記)  
十二月十五日、肥後藩は藩賛時習館を建てる。(重賢伝)

川流域が特にひどい。(年)

八月二十四日、強風による倒家四万六千軒余、大津馬場の杉の木も大分倒れる。この損毛十四万七千石余。(年歴)十一月、百姓の子弟を町人の養子にすることを禁止する。(年)

十二月、富山入薬その他々所から入り込む品々の商売を差し止める。(本)

御願書左之通

私領分、当六月、八月兩度の損亡、且つ又破損所等の趣、別紙覚書に申し上げ候通りに御座候。農民飢渴の上、農具まで取り失い候仕合い、いづれより取立助成申しつくべきよう御座なく候。この分については、たとえ潮塘、川塘かなりに修復仕り候ても、右損所田畠、中々急々に耕作など相成りがたく、年々今年の通りの損亡になりゆき候ては、甚だ難渋仕り候。それまでも飢民助成の致し方、年来の不勝手行届申さず候。右については拝借等も仰せつけられ下され候よう、御歎申し上げたき心底には願い奉り存じ候えども、今年は国々の損毛、私一人に限らざる儀に御座候間、甚だ申し上げかね候えども、前程申し上げ候通り、年来の不如意の上、莫大の破損所、類もこれなき儀に御座候間、相成るべき儀御座候わば、何卒拝借仰せつけられ下され候よう御歎申し上げたく御内慮を得奉り候。以上。

十二月二十七日

別紙 御覚書左之通

私國許、当六月強雨洪水にて、損毛高二十三万五百六十石余、並びに破損所等おびたゞしくこれあり候趣、先達て

御届申し上げ候通りに御座候。尤も先年もこの節より、損毛高相増し候儀も度々御座候えども、この程度に大破損に及び、亡所永荒等の儀は御座なく候。その上百姓家数千軒流失に及び、その外の民家も大方家財、農具などことくく流失仕り、第一飢に及び候につき、夫食下行など申しつけ候のみにて、中々急に農業など手段仕るべくも御座なく候。所々おびたゞしく崩れ候て、大破に及び候儀、先祖以来終にこれなき亡所にて御座候。そのまま差し置き候ては、道橋は勿論の儀、潮塘、河塘、その外元の如く修復の手賦仕る儀に御座候。しかる処兼々至極不勝手につき、右在中の人民夫々に相救い、且つ修復等の手賦力及び申さず、甚だ当惑仕り罷りあり候。尤も右申し上げ候通り、元のごとく修復仕り候ても、亡所永荒の場所、中々五七年の内田畠には相なりかね候につき、当年計の損毛にて御座なく、田畠に相なり候までのうちは、年々亡所永荒の分、所務不足仕る儀にて、旁々難儀至極仕り候處、又々当八月二十四日の夜大風雨にて、高十四万七千五百石余損毛に及び、その外破損所等これあり候段、國許より注進仕り候趣、その砌書付を以て御届申し上げ候通りに御座候。当六月水損、並びに八月風損、兩度の損毛高、都合三十七万八千六十石余にて御座候。先達ての水損につき、いづれへ手賦仕るべき手段も御座なく候。いよ／＼行き当たり罷りあり候。これによつて極々難渋の次第、あらまし覚書を以て申し上げ候。

以上。

十二月二十七日

細川越中守 (熊本県史料集成)

宝暦六年丙子（一七五六）

四月十七日、この日から翌日にかけて強雨出水、球磨川一丈二尺増水する。（年）

六月七日 肥後藩凶作のため、幕府は細川重賢に二万両を貸与する。（重賢伝）

七月、沼山津手永住人御駕籠六尺、仕事中路上で侍に切り殺される事件が起る。（寺記）

十二月、再春館 蕃滋園を設ける。（本）

この年、肥後藩の人口六十二万三千九十四人、田畠六万二千四十三町一反九畝余、本年の損毛十二万五千石余。（郡方）

切捨御免

一、組々乱心、或いは不慮の儀これあり候わば、夫々時宣に応じ差図仕り置かれ、重事はまず紙面を以て御奉行中へ申し達し置かれ、とくと吟味相済み候上、委細覚書相達せらるべく候。軽事その身在宿仕り、慎みおられ候よう、

申し聞きおかげ、是れ又委細覚え書を以て奉行所へ罷り出で、御奉行の内へ相達せらるべく候事。但し軽重に応じ、拙者ども用番候え、直ちに相達せらるべく候て、叶いがたき事は格別たるべき事。

一、足軽並びに浪人又は陪臣の歩段以下、百姓、町人等

討ち果たされ候わば、まず在宿致しおられ候よう差図に及び、その節の趣、書付を以て御奉行所へ罷り出で、御奉行の内へ相達せらるべき事。

宝暦八年戊寅（一七五八）

七月、肥後藩は在中飢餓に備えるために会所に糲を囲わせる。（郡方）

一、家来手討ち致され候わば、その節の趣、覚書を頭に

添え、紙面を以て御奉行中へ相達せらるべき候。万一過失によつて死傷候わば、その節の輕重に応じ奉行所へ罷り出で、御奉行の内へ相達せらるべき候。以上。

宝暦六年六月

五丁手永太田尾村 久左衛門

右の者差し通し難き儀これあり、同姓永田金左衛門嫡子永田勝彦討ち捨て申し候段は、別紙御達仕り候通りに御候。右死骸の儀は如何に仕るべきか伺い奉り候。尤も懸かり御郡代へは届け置き申し候。以上。

永田内蔵次

若し百姓、町人にして侍に対し無礼を加えんか、大喝一声、腰間の秋水一閃すると共にその首を刎られ、無惨なる非業の最後を遂ぐる者あるは更にめずらしからず。しかしてその貴重なる人命を絶ちし後始末は如何といふに、唯一通の上告書を国主に上ぐれば、則ちそれにて事済むなり。（熊本県史料集成）

宝暦七年丁丑（一七五七）

六月十三日、大旱につき雨請い行事あり。（年）

この年、肥後藩は検地を始め、明和六年（一七六九）成就する。（年）

宝暦九年 己卯 (一七五九)

三月五日、城北大雨出水、坪井川一丈、白川八尺。(年)

七月二十二日、この日から三日間強雨出水、緑川一丈二尺。(年)

この年、肥後藩の損毛十二万八百石余。(本)

二月、寺院へ土地を寄進すること、寺院が改宗することを禁ずる。(年表)

五月、四月から五月にかけて旱天(年)

七月八日、熊本大火、八百五十六軒焼失。

十月二十九日、大津町大火、百八十九軒焼失。(本)

宝暦十年 庚辰 (一七六〇)

七月、幕府は廻米十分の一を命ずる。(徳川)

九月二日、夜大風、肥後藩の倒家三万二千九百九十軒余、田畠の損毛一万一千四百町。この年の肥後藩の損毛十六万五千四百四十石余。(郡方)

九月十四日、酉の下刻、当寺中興第二世釈宗闡大徳逝去、御歳七十五才、同十六日午の刻、門前の畠にて葬送の儀相勤む。御導師大恩院殿、自他の同行衆群をなして集る。(寺記)

宝暦十三年 癸未 (一七六三)

五月二十八日、強雨出水、

この月、肥後藩では高瀬、八代、川尻藏納め俵を三斗二升入りと改める。(年)

八月十一日、八代宮原町大火、八十九軒焼失。(年)

この年、大日にて粟作生えざること夥し。(寺記)

宝暦十一年 辛巳 (一七六一)

三月、東西本願寺において親鸞の五百回忌法要が行われる。(寺記)

九月十二日、この日夕方風強く、彼岸後十三日になる。(寺記)

宝暦十四年 甲申 (一七六四)

六月二日、明和と改元になる。

八月、玉名郡小天温泉繁昌のため小屋が出来る。(年)

明和二年 乙酉 (一七六五)

一月下旬、この頃から秋の末まで阿蘇山の鳴動烈しく噴煙多く、阿蘇谷中難儀をする。(噴火)

明和三年 丙戌 (一七六六)

一二月、米価暴落して庶民が苦しむ。幕府は窮乏の旗本の年貢米を三十五石(三十石三十五兩)で買い上げる。(年表)

五月二十五日、強雨洪水。(年)

この年、孟夏九日、本堂、鐘堂、山門の落慶法要が行わ

れる。願主は田中村安尾理左衛門也。（寺記）

この年、肥後藩の歳入は三十五万石、歳出は三十九万五千石で四万五千石の赤字財政である。（家譜統）

明和四年 丁亥（一七六七）

六月六日、晚五つ時、大洪水、所々事の外破損する。（寺記）

七月、田方虫入り被害甚大なり。（郡方）

十月十二日、戌の刻、当寺祖母妙貞御往生、干時御年十七才。御導師二位殿、門前の畠にて葬送。（寺記）

この月、幕府は農民の間引きの惡習を禁ずる。（年表）

十二月 五匁銀は金銀相場にかゝわらず、十二枚を金一両と交換させる。（徳川）

明和五年 戊子（一七六八）

五月、肥後藩内人口届、五十四万七千五百九十人。（年）

六月二十三日、この年、五月末から大旱魃、畑作損毛、所々雨乞い多し。（寺記）御郡方一巻によれば、六月二十三日、健軍兩宮に祈つても効なく、七月三日、鐘巻をくり出したと記されている。

七月九日、皆乗寺八日講仰書

望により其の講中へ御先代御書下しなられ候間、有り難く存ぜられ、いよ／＼法義相守らるべき旨御意候。それについて志として銀子十枚差し上げられ披露遂げ候處、宜敷く申し入れる由仰せ出だされ候也。

明和五年七月九日

石井隼人

飼田大陸

肥後国皆乗寺 八日講中 （寺記）

明和六年 己丑（一七六九）

春二月以来夏に至り雨繁しく大小麦熟せず、在中甚だ困窮す。田に虫入り米不作。秋冬に至り益々困窮す。

七月二十八日、未の上刻、大地震あり、五十年来稀有のことなり。

八月朔日、強風吹く、節分より二百九日目に當る。夏頃客星東に出て色甚だ鮮やかなり。後に至り又西方に現れる。（寺記）

この年、六月、七月、八月、十一月大小地震の記録が残っている。（県史）

明和七年 庚寅（一七七〇）

この年、夏大旱魃、梅雨以後秋八月に至るまで終に地雨なし。史書によれば七月、琵琶湖一丈減水、京都大文字焼中止、諸国大旱と記されている。（寺記）

六月十三日、天から毛が降る、色白く長さ尺余、或いは七八寸、馬の尾毛に似て細く、遠近悉く降る。去年の夏京都に降る由伝え承る。（寺記）

六月二十五日、熊本坪井川から出火、四百七十六軒焼失。（本）

この年の飢饉について、熊本県史料集成には左の通り記してある。

高七千三百五十六石八升九合九勺九才

一 男女二千百三十七人、但し廻江手永廻江村列十二ヶ

村惣高人数

男女千五百二十七人、當時まで飢に及び申さざるよ

う、色々手段を以て押し移り申し候分。

同二百十九人、但し奉公人、並びに三才以上の者、

その外飢に及び候者の家内にても、方々にかかり、

渡世の手段仕るべしと見及び申し候分。

残男女三百九十一人、但し究飢に及び申し候分。三

才以上。

この御救米三十五石一斗九升、但し二月二十日より五月

二十一日まで、日数九十日、一人一日につき米一合、明和

七年、右は去秋天災後取り続ぎ難渋につき、願いにより御

匂米の内を以て御救米拝領なられ候分。

定(高札)

一、何事によらず、よろしからざる事に、百姓大勢申し合わせ候を、徒黨と唱え、徒黨して強いて願いごと企つるを強訴といふ、あるいは申し合わせ、村方達の来候を逃散と申す。前々より御法度に候條、右類の儀これあらば居村、他村に限らず、そのすじの役所へ申し出ずべし。御ほう美

として、徒黨の訴人銀百枚、強訴の訴人同断、逃散の訴人

同断、右の通り下され、品々により帶刀苗字あるべき間、

たとえ一旦類になり候とも、發意いたし候ものゝ名前申し出づるにおいては、その科をゆるされ、御ほう美下さるべ

し。

一、右類訴人いたす者もなく、村々騒ぎ立て候節、村内の者を差し押さえ、徒黨に加わらせず、一人も差し出だ

さざる村方これあらば、村役人にても、百姓にても、おもに取りしづめ候ものは、御ほう美銀下され、帶刀苗字御免、騒ぎしづめ候者どもこれあらば、それく御ほう美下しおかるべきもの也。

明和七年四月

奉行

右の通り御料は御代官、私領は領主、地頭より、村々へ相触れ、高札相建てこれある村方は、高札に認め相建て申すべく候。以上。

右の通り相触れらるべく候。

明和八年 辛卯

(一七七一)

この年、日本国何方も大旱魃の由承る。梅雨例年の三分の一程、夏に至り大旱魃のため雨乞い多し。就中下方二町

村において七郡寄りの雨乞いあり。御名代として長岡助右

衛門殿御出来、未曾有の事なり。(寺記)

九月上旬、田中村安尾理左衛門永代經志として空殿、厨子、高卓、前卓、和讚卓、巻障子、輪燈、香鉢、四具足、三具足、其の他仏具一式を寄進する。(寺記)

十二月、肥後藩は再春館を山崎町に移す。

この年、肥後藩の損毛二十万九千二百七十石。(郡方)

明和九年 廿辰

(一七七二)

二月中旬、雨降り始め、半夏頃迄降り続く、長雨はなしと雖も一両日越しに降る。大小麦甚だ痛む。

七月三日、烈風大雨洪水あり、土用中のことなり。

八月、中旬十日余り、昼夜共に強雨降り続き洪水あり、

田畠共に大損し國中何方も在中困窮す。(寺記)

御郡方一巻によれば、七八月の大雨洪水の被害は、田畠の損毛二十六万九千二百六十石、堤防の破損一万八千間、玉名郡は田畠の浸水ひどく、六手永は飢餓に迫り郡代からの救助を受ける。

半夏とは半夏至のこととて夏至から教えて十一日目に当たる。

十一月十六日、安永と改元になる。

安永二年 癸巳（一七七三）

一月、中旬から雨多く、四月頃まで降り続き大小麦損す。

夏に至り在中の困窮甚だし。閏三月十九日、隱延寿寺大恩院殿訥真憲法將御遷化。四

方龕西破風御堂より出棺、四つ時御拝前、門内時念佛聲を調え、南圭下河原葬場に入り、又時念佛始まる。御一門衆

焼香終り勤行始まる。三首引き葬礼終り、大衣改め威儀にて直ちに骨葬儀を終り、御棺遷り、御骨本堂餘間に移し玉

う。翌四月二日。白河々辺下河原において御葬送の儀執行。

導師一老僧、閑瑞堂達助音、御下寺、末寺衆二男三男まで集会す。本門より紺屋町を通り、庭儀河原に

至り、導師衆左場に到る。諸方の諷経、自他の来集盛市に如く、凡そ二三万人かと思われる。(寺記)

安永五年 丙申（一七七六）

三月、諸国麻疹大流行、当寺御門徒においては三四五月、子供の死亡が多い。(寺記)

五月、米一石が文字銀五十六匁一六十匁を上下する。

安永三年 甲午（一七七四）

二月七日、惣領村、次平次母死、導師順正寺、当寺坊守母なり。当寺坊守とは寂雲の妻の事であるが、坊守の墓が荒牧家の古墓内に在るのは如何なる訳であろうか。(寺記)

八月、肥後藩は郡代の職務を各手永に分けて受け持たせる。(郡方)

八月、杉田玄白、前野良沢等、解体新書を刊行する。(年表)

安永四年 乙未（一七七五）

四月、中旬から六月中旬まで雨降る。強雨にて降り続く

雨にはなれども、日々曇り少しづゝ降らざることなし。

大小麦凶作となる。

六月、中旬から七月二日まで大晴天、夕立ちもなし。

六月二十七日、この日から東風吹きだし、七月十六日頃まで吹き小雨あり。

七月十六日、九つ時、小地震あり、翌十七日、四つ時、

大地震あり。追而返し又地震あり。

八月十三日、小雨あり、夏秋まで驟雨なく大旱魃にて畠

作大いに損す。(寺記)

この年、肥後藩の損毛十二万一千四百石。(郡方)

十二月、幕府は宗門改帳の寺社奉行への提出法を改める。  
(徳川)

安永六年 丁酉 (一七七七)

一月八日、初更の終り第三更の初め頃大地震あり。同十二日、大いに雪降る。朝五つ時から八つ時までしばらくも止まず。

六月十八日、八つ半時から七つ時まで三十年来の大雷、木山から寺中まで十四ヶ所に落つ。

七月二十五日、四つ時大風、当寺境内の門を吹き倒し、又裏の大木二本吹き倒す。町にも倒家計り知れず、古今未曾有のことなり。大風中に地震あり、翌又地震あり。(寺記) 本藩年表によれば、この大風で熊本城南門櫓を吹き破られ、家屋の倒壊二万九千軒余と記されている。

安永七年 戊戌 (一七七八)

二月五日、川尻方面大地震三回あり。(川尻)

四月二十九日、木山町、龍也母死、御代僧定得寺、この時、予御書弘通のため南郷、矢部、砥用表に趣き、臨終の間に合わず。至つて残念と雖も二十九日の晩暮に帰院、葬送に逢うことを得たり。悲愁の中又歡喜あり、時にこの年二十八才、惜しむべし。会者定離の界となると雖も、悲しみに堪えざるのみ。右龍也母心蓮の墓は当寺の墓地にある。如何なる訳かを知らず。(寺記)

七月十日、肥後大風雨洪水。(本)

閏七月二十八日。熊本大火、千七百九十八軒焼失。(本)  
八月八日、大風。(本)  
この年、肥後藩の損毛三十一万九千七十石。(郡方)

安永八年 己亥 (一七七九)

二月、阿蘇山の鳴動烈しく、砂や硫黄が降り作物の被害甚大なり。(年)

九月二十九日、地震あり。(年)

十月、桜島大爆発、住民の大半死ぬ。(年)  
この年、塙保己一、中山信名、屋代弘賢等群書類從の編纂を始める。(年表)

県史料集成には、八年亥の四月中旬より阿蘇山大荒れにて昼夜黒煙り立つこと黒雲の如し。その音坊中、阿蘇谷鳴る音雷の如し。坊中昼夜の分ちなく大ぐれんの如し。家の者共一所に打ち寄り只茫然たり。墓筵一枚半時ほど前に敷き置き候えば、一枚の内に小砂三升余り積もり候。本堂より御池まで小石一つもなくたゞ一面と砂辺にて平地の如し。阿蘇より十里、二十里の間は、八月彼岸ごろまで小糞の降ること目口に入り、むせかえり、御園中田畠作方に出来候え共、一体実少なく、猶又田方虫入りにて例年より十倍二十倍ほど取り実違ひ申し候につき、御年貢方大つまり甚だし。十一月ごろまで荒れ方同前たり。六月ごろ坊中谷へ晴天に大洪水、田畠荒地おびたゞし。右につき彼岸参詣の人稀なり。

安永九年 庚子 (一七八〇)

五月、肥後藩の人口、五十五万四百四人。（郡方）  
九月十七日、夜、延寿寺隆丸殿死去。時に十一才、二十  
二日、本堂前において御葬送の儀執行、導師一老僧、葬儀  
終り直ちに新村へ送り奉る。（寺記）

安永十年 辛丑（一七八一）

四月一日、天明と改元になる。

八月、天草では藏元を郡会所と改称する。（天草近代）

天明二年 壬寅（一七八二）

この年、春から夏まで長雨続きで諸国洪水。（年表）

八月二十一日、夜暮六時から四つ半頃まで大風、例年  
は大風前に少々催見出来るけれども、格別の様子も見えず、  
特に昼七時前から大雨となる。（寺記）

この秋、虫害、風水害で大凶作、肥後藩の損毛三十三万

五千五百二十石余。（郡方）

県史料集成には、天明二年寅の夏、大日照りにて、六月

中旬頃より六十日余の干魃につき、御国中大小の神雨願い、  
又は氏神様へ鐘太鼓、登り龍の作りもの、思い／＼芸な  
ど致し、若宮社にも手、氷中打ち寄り申し候。又は北上野、  
七滝にも山村中相談し雨乞い仕り候え共一向雨降り申さず、  
八月になり雨降り立ち、十四五日も続き降り申し候につき、  
畑作栗、蕎麦少しもこれなく、右干魃につき天水所は坪に  
より皆無同前なり。年内米三拾目、栗二拾二匁、明くる卯  
の春夏まで米三拾五匁、栗二拾五匁、同年夏雨ばかりにて  
山里共に畑作一向御座なく、山村は冷水入りの田方には少

しも実入り申さず、十二月頃より米四拾五匁、辰の年に至  
り候ては五拾目、栗三拾五匁、小麦三拾目、裸麦三拾目、  
大麦二拾二匁、種四拾目、小豆四拾目、ごま八十日。  
天明三年 癸卯（一七八三）

三月、前年の大風により、田畠共大損、町在共に困窮の  
極に至り、所々施行あり。公儀からも下河原にて施行、諸  
人大いに集まりてこれを請く。夏秋に至り益々困窮し、米  
五十匁、栗三十三匁、大麦十七八匁、古老的未だ古よりか  
くの如きの事を聞かず。

七月二十三日、夜大風、夜二更の頃最も強し。夏の夜は  
雨あり、雷声続くこと兩度、中秋に至り大旱魃、所々雨  
乞い多し。例年より早く冷え畠作熟せず、在中大いに困窮  
す。

御郡方一巻によれば、この時の大風で錢塘手永では三百  
四十四軒倒壊している。

十一月、米三十八九匁、栗二十九匁なり。（寺記）

江戸時代の金銀貨以外の通貨は次のようなものである。  
寛永通宝一文銭、寛永通宝十文銭、寛永通鉄一文銭、寛永  
通宝四文銭、天保通宝百文銭、寛永通鉄四文銭、文久永宝  
四文銭、銀一枚の重量は四十三匁が標準になっているが、  
実際の重量は不定であった為、豆銀を補つたり、切り取つ  
たりして、一定の重量にして使用する例が多かった。貨幣  
の種類としては朱、歩、両があり、一朱の四倍が一步、一  
歩の四倍が一両である。一両は銀六十匁を当て、文は貫の  
千分の一で、四貫を以て一両としていた。（辞典）

一、皆乗寺旧記

を継ぐ。(徳川)

天明四年 甲辰 (一七八四)

二月十二日、玉名郡長洲村大火、三百二十四軒焼失。(郡方)

三月十日、玉名郡小天村大火、百四十五軒焼失。この年、春三月から米粟の類大高値、世の中大いに困窮す。米五十匁余、粟三十匁余。春以来夏に至るまで、处处疫病流行して死人その数をしらず。京及び北越、東都とも大流行。

四月二十八日、入梅の日から晴天。

五月十日、雨降り始め、六月二十日頃まで続く。五六日降らぬ日あり。然し雨中には田虫一匹も見えず、八朔の頃小風あり。(寺記)

前年七月、二万人の死者をだした浅間山噴火罹災地方の河川浚利の助役を肥後藩に命ずる。(徳川)

県史料集成天明の飢饉の項に、三年卯の年より辰の年、日本国中隅々までも大病はやり、当手永の内にも、甘木、下高野、高山、牛ヶ瀬、御船町、右村々一人も残らず悪い、一家内に三人四人病死致し、言語道断のことにて、御船町酢屋又右衛門方へ葬礼道具調え候。二月より五月まで一村に三百余人と申し伝え候えば、御国中には何万人と申す儀相知れ申さず候。六月頃一統病甚だし。

天明五年 己巳 (一七八五)

五月、中島手永を矢部手永に合併(本) 十月二十六日、細川重賢卒し、十二月十二日、治年遺跡

この年、梅雨例年の三分の一ぐらい、梅雨前少々雨あり。

六月に至り大旱魃、所々雨乞いあり、六月末に至り雨降る。

九月六日、三更の頃から翌明け六つ時まで強風吹く。南表、下方はこの辺より烈しく、畑作大損す。彼岸後七日になる。古にその例を聞かず。(寺記) 年系譜によれば、五月十日から六月二十四日まで大旱魃と記されている。

天明六年 丙午 (一七八六)

この年、六月朔日から霖雨、七月始めまで降り続く。国内中一統洪水古今稀有なり。前川(木山川)の塘、福富から上田原まで破壊数百間なり。尤も北に至る程洪水甚だし。江戸は開府以来の洪水にて死者、家屋の破壊夥しといふ。

六月二十九日、夕暮熊本長六橋及び御水戸橋落つ。延寿寺境内に水入り、深き處五尺、浅き處三尺、泥土尺余、田畠处处損害夥し。七月末から八月に至り虫害(ウンカ)古今稀有なり。(寺記)

この年、日本国中大凶作で、収穫三分の一ぐらい。肥後藩の損耗三十四万八千七百石余。(郡方)

天明年間は、享保の頃と同様に天候不順の年が続き、農作物はとれず、農民の生活はどん底に落ちこんでしまった。内牧手永では二千人の餓死者が出たと記録に残っている。手永人口の半数以上の者が食糧不足のために死んでゆかねばならなかつた事実を、天災の一語でかたづけていゝものであろうか、藩は宝暦の改革後健全財政を維持して來たと

はいえ、飢饉にあたり百姓を救濟出来なかつたのは行政の怠慢であり、人災というべきである。天明の飢饉は肥後藩だけのものではなく、江戸、大阪をはじめ全国的な規模でおきた飢饉である。市中では「米よこせ」と暴民が打ち殴しをはじめ、在中では農民の一揆が起り、多くの人達が捕えられて処罰された。この頃の様子を県史料集成には次のように記している。

六年午年の年、巳の十二月より大雪度々、正月中旬頃阿蘇方は雪深さ九尺、又は從前の丈一丈余。この辺までも三尺程御座候得ども、大小麦よろしく出来、六月朔日より雨天になり、七月六日までの内晴天一日もなく洪水甚だし。六月十日、同二十日、七月朔日大洪水にて川筋痛み多し。その節八瀬土橋落つ。熊本御水道流れ、長六橋落ち候。

一、大小豆極々不作にて、諸作粟の儀七月月中旬に植え込み申し候處に、その後一向に雨降り申さず、漸く八月四日に雨降り申し候につき、ようやくおえ申し候。段々手仕り候えども、土用は七月二十日にさめ、そのうち大風吹き、地いきぬけ候につき、粟面々に五畝、三畝あて立て置き、蕎麦なども、九月二十五日頃、少々黒味出来、粟は夏蒔赤つゞ少々見え申し候。大豆、小豆跡はとぼけ居り申し候處に、十月入りの朔日朝、御国中隅々まで大雪降り、田畠作共に一朝に打ちころし、そば一反に五升、三升、粟、大豆豆跡は少しもこれなく候につき、御百姓中糧物極々難渋甚だし。

一、田方土用前より大虫入りにて、魚の油面々才覚致し、一遍さし候えども、中々手に及び申さず候。段々御公儀へ

御願い申し上げ候處に、魚の油大分拝借いたされ候つき、五度程さし申し候につき、右悉く虫差し除け申し候。これ以後田方へ虫つき候節は、早く魚の油を差し申すべく候。しかれども秋穂の儀は極々あしく、御損引願い奉り候所に御免申され、木倉手永へ千六百石程下り申し候。しかれども御百姓中村々畠方まで納め差し支え多く御座候。米一俵につき三斗五升前五十目、粟三十五匁、小豆三十四匁、裸三十五匁、大豆三十目、たね五十目、この後双場又々上がる。

### 天明七年 丁未 (一七八七)

二月、肥後藩は他国からの米買入れを許し運上銀を免ずる。(郡方)

五月十八日夜、溢れ者數十人、熊府中町家八軒を打ち崩し、其の外川尻二軒、宇土にもこれある由承る。(寺記)

肥後國年歴によれば、凶年のため暴民が熊本古町、新町、川尻、牛深に打ち毀しをかけたことが記されている。又江戸、大阪においても、飢饉のため打ちこわしが行われた。六月、幕府は米穀の貯蔵を禁じ、酒造を三分の一に減石させる。(徳川)

九月十六日、肥後藩主細川治年が卒し、宇土支藩細川立礼が遺跡を継ぎ、宇土は立之が相続する。(徳川)

### 天明八年 戊申 (一七八八)

正月晦日、晚七つ時から二月朔日昼九つ時まで、火元東垣下建仁寺町より起り、洛中に移り禁裡、二條城、東本

願寺門主様、両御堂、御殿まで残らず焼失。（寺記）

徳川実記によれば、京都大火では神社二百二十、寺院九百二十八、家屋十八万三千余、土蔵八千百焼失。肥後藩は皇居造営のため、五年間に二十万両献上することになる。

（徳川）

天明九年 己酉（一七八九）

一月二十五日、寛政と改元になる。

この年、田畠作至つて豊作、諸人歓悦斜ならず。秋に至り雨甚だ少なし。八月の末より三日も降ることなし。

十二月一日、この日から七日まで熊本地方大地震。（寺記）

寛政二年 庚戌（一七九〇）

この年、霖雨三分の一あり、且つ大風度々あり。土用に入り十日程雨あり、以後一向に雨なし。猶驟雨の氣も見えず。故に大豆早く熟す。（寺記）

天草近代年譜によれば、七八月にかけて旱魃。

十一月 禁裡 仙洞御所の造営が終る。（徳川）

この年、沼山津手永古閑村甚九郎、多年母に孝養を尽した賞美として鳥目一貫五百文拝領。（郡誌）

寛政三年 辛亥（一七九一）

一月、男女混浴を禁ず（徳川）

三月下旬、雨降ること三日を過ぎず。  
五月、霖雨相続き麦作大損す。

六月十五日、この日から漸く晴れると雖も、二十日から又降る。猶雷声少々ありて、強雨甚だし。前川塘処々切れ。曲野淨照寺唱導して二十二日帰寺す。浮説に云う、この地震帝都にもこれ有りと、世挙げて稀代の珍事と云えり。三月中旬四月中までも地震あり。四月朔日酉の下刻頃から津波溢田、下益城、宇土、玉名等の海辺大破損。即ち東都より

寛政四年 壬子（一七九二）

同三月朔日、六合目焼け出し大いに荒れる。よつて朔日七時から地震始まり、夜三度、五度乃至十五、三十度、四十度にも及ぶ。別して五日の七つ時大地震あり。予この時、

曲野淨照寺唱導して二十二日帰寺す。浮説に云う、この地震帝都にもこれ有りと、世挙げて稀代の珍事と云えり。三月中旬四月中までも地震あり。四月朔日酉の下刻頃から津波溢田、下益城、宇土、玉名等の海辺大破損。即ち東都よりの御達の趣左の通り。

一、潮塘六千三百五十間程破損。一、河塘九十間程。一、江子筋塘五十間。一、波戸四ヶ処。一、石刎二ヶ処。一、

桶口四十間程。一、流失四艘。一、塩釜屋十軒程。一、塩浜十二町八反。一、家二千二百五十軒。一、高札場四ヶ処。

一、男女五千五百二十七人、内五千二百九人死亡、三百十八名怪我。一、牛馬百三十一疋溺死。一、御番宅六軒。一、社家一宇荒尾名石宮、本社、末社及び社家共に流失、社家内残らず溺死。一、寺一字、五丁舟津蓮光寺僧侶十四人、一人も残らず溺死。一、村氏神社一ヶ処。一、阿弥陀堂一ヶ処打ち崩れ。一、庵室二ヶ処、但し安正寺なるべし、住持一人扇子崎に流れつき寺内残らず溺死。一、辻堂七ヶ処

流失、外に男女四十人程溺死。但し在御家人及び一領一疋

以下御郡代直触共家内一家六軒侍在宅流失。右の通り御達

に相成る。

木村次右衛門吟味書の写し左の通り。

一、死人三百五十人程、五丁手永舟津村。一、同二十一人、

白浜村。一、同八人、河内村。一、同百人余、河内の塙屋。

一、同三百三十人余、近津村。一、同三十人余、池田手永

梅堂村。一、同七十人余、鴻村。一、同十一人余、不金甲

村。一、同十四人、滑石村。一、同三人、浜田村。一、同

五人、高道村。一、同三百三十人余、鍋村。一、同四人、

小浜村。一、同三百八十人余、下沖次村。一、同七人、小

天村。一、同五人、立花村。一、同四人、部田見村。一、

同十人、横島村。一、同四百五十人余、清源寺村。一、

同三十人、平原村。一、同七百人余、長洲村。この外寺社、

在宅、御番宅多く流失。但し在中百姓死人都合三千六百四

十三人。右の外錢塘、郡浦之内二千人程と相聞く。猶稀代

の風説これありと雖も挙ぐるに遑あらず。依つてこれを略

す。

徳川実紀によれば、この時の溺死者五千二百九人と記されている。

右津波の御崩儀の御使僧として堂達淨琳坊御差し下し、損害の所にて読經説法これある筈の処、公辺より御断りにつき、延寿寺に於いて三昼夜誦經説法の法事あり。法中五

里四方来集、且つ處々損害の村々に金子三千両下給の筈の

処、是れも公辺よりの御断りこれあれ、尤も天草、島原方は御請け申し上ぐとの事、法会執行の日は十二日也。西派

にも翌丑の七月、使僧差し下し法頭にて法会執行さる。  
(寺記)

寛政五年 癸丑 (一七九三)

三月、大雨降る、二三日の間なし。北方洪水三度。但し夏になり一度も洪水なし。此の秋田畑大豊作。強風の興なし。(寺記)

この年、沼山津手永田原村庄作、親善助に孝養を尽した賞美として鳥目一貫文拝領。(郡誌)

寛政六年 甲寅 (一七九四)

この年、霖雨に入り二日目から降りだし、半夏後まで雨あり。但し雨晴れて後度々驟雨あり。猶少々雷雨あり。土用入りから大旱魃、少雨あるも益なし。

七月十九日、木山宮において手永中惣請雨あり。同二十日、大雨降る。鯰手永は以前より度々雨乞いあり、同二十一日、八龍塘惣寄りあり。

七月二十二日、九つ時大地震あり。(寺記)

註、霖雨 梅雨のこと。八龍塘 御船川筋塘。

寛政七年 乙卯 (一七九五)

二月、天草に疱瘡が流行する。(天草近代)

寛政八年 丙辰 (一七九六)

一月九日、この日から十一日まで古今未曽有の大寒。麦作悉く枯れ、数日を経て漸く青色となる。楠等夏の始めに

至つて漸く芽をふく。松の木等も間には枯るゝあり。

六月十一日、午の刻、前代未聞の大洪水。霖雨晴れて十

四日になる。八日の夕から降り続き、殊に夜雨激しく暫く止まずして、十一日の洪水、処々水理塘切れ、其の数をしらず。或いは涯崩れ、山崩れ、家及び人馬の損毛夥し。

熊府御水戸及び長六橋流失す。市中水深きこと或いは五尺、

七尺或いは丈余に及ぶ。長六橋口の石垣崩れ、延寿舎門前三間に近し。坪井、立町の住人多く死す。惣て緑川から白河までの間は水甚だしく、城南、城北前の「午の年の洪水」に及ばず。当方田畠大いに損す。甲佐の方はこちら表より倍す。實に耳目に驚かす稀有の大変なり。

八月六日、中風あり。

八月十一日、大風あり、昼八つ時なり、然して天変いざれも十一日也。(寺記)

年系略によれば、六月十一日、阿蘇の大雨で熊本は京町、山崎町を除き湖となる。被害甚大なり。又天草近代年譜によると、八月十一日の大風洪水で田方半作、畠方七分作となり、天草では十七村が圃畠を拝借する。後世この年の洪水を「辰の年の洪水」という。

寛政十年 戊午 (一七九八)

一月、沼山津手永会所を木山町へ引き直し光永退役小堀宇右衛門となる。

三月二十五日、八祖三百正當御遠忌、当寺二月朔日から五昼夜引き揚げ相勤む。正御追夜から本院請待、法事中参詣群集す。(寺記)

郡誌及び角田政治編木山町誌には、沼山津手永会所は江戸時代の始めから木山町におかれていたが、天保八年(一八三七)沼山津に移転したと記されている。これは誤りであつて実際は寺記の通りである。光永四兵衛は寛政十年(一七九八年)正月、南郷高森手永御惣庄屋に所替え仰せつけられ、入れ替わりに小堀宇右衛門が高森から沼山津手永の御惣庄屋に所替えになつてゐる。この時会所が木山町へ移転した理由は明確ではないが、当時は御惣庄屋の居住地に会所を置いた例が多く、又木山町は手永のほゞ中央にあり、行政上の便利さも手伝つて、沼山津から木山へ会所を移したのであろう。光永氏は代々沼山津に居住し、小堀宇右衛門の住所は平田である。

寛政十一年 己未 (一七九九)

一月、水前寺砂取で紙漉が始まる。(年)

五月、中旬頃から七月まで雨が少なく旱魃(郡方)

九月、在々に砂糖製造所を設ける。(郡方)

九月、沼山手永会所手代曾助、当役數十年出精の賞美として苗字御免御惣庄屋直触仰せつけられる。(郡誌)

十一月、木山町村次吉、儀父清三郎に孝養を尽した賞美

寛政九年 丁巳 (一七九七)

正月十六日、夕御寄り始む。大悲の尊号願い奉る。現住信海五十三才。(寺記)

七月、大旱魃。(郡方)

十月、八代城本丸が焼失する。(郡方)

-25-

として鳥目一貫文拜領。（郡誌）

寛政十二年 庚申（一八〇〇）

四月十四日、夕より降りだし日々止まず、五月二十三日頃まで降り続く。入梅後の事也。

八月十二日、当寺犬死、法名悦身。（寺記）

寛政十三年 辛酉（一八〇一）

一月三日 夕五つ半頃から七つ頃まで木山町大火。但し軒数六十五軒。

二月五日、享和と改元になる。

木山町誌によれば、木山町は天正十三年（一五八五）薩摩の島津義久の兵火によって焼失し、又寛保年間（一七四五—一七四三）大火があつたと記されている。宝暦元年（一七五一）の木山町地図では竈数百七軒で、それから五年後の寛政十三年に木山町の戸数が急に増えていたとは思えないし、この時の火事は、町の半数以上を焼いた大火であつた事に間違はない。

町の文化財保護委員会の報告書には、寛保二年（一七四二）七月、町に大火があつてお宮の能装束、什器、社記等すべて焼失したと記されている。故角田政治先生の遺稿によれば、現在木山宮に残っているものは能面一つと、寛政三年（一七九一）寺社御改めの際奉行所へ差し出した文書の控えだけである。寛保二年、町に大火があつたとしてもお宮は全然被害を受けていないのに、残っている宝物が少ないのは如何なる訳であろうか。当寺の記録に載っている

木山町の火事は、寛政十三年（一八〇一）一月三日、五六軒。享和三年（一八〇三）十二月二十八日、五軒。明治四年（一八七二）六月七日。十五軒の三件で寛保二年七月の大火の記録はない。一体何を根拠に大火があつたというのであろうか。

沼山津手永会所の旧記によれば、「その手永木山町村、

木山宮社殿こけら葺にて候。数年被覆仕らず破損に及び候。この通りにては弥以て大破に及び候につき、有り来たりの通りこけら葺に今度修覆致したき願書相見候。願いの通り事、寛延三年（一七五〇）午九月七日、済みだしに相成る事」と記されている。又津森宮については、「沼山津手永寺中村、津森宮神殿修復これなきについて大破に及び候由、これによつて今度氏子中のため、前々より有り來たり候通り修覆仕りたき由、尤も當時までこけら葺にて候を今度の節、葺葺に替え仕り申したく、その外新規の儀曾つて仕らず候段の願書、願いの通り延享五年（一七四八）六月、相済候事」と記されている。延享五年七月は寛延元年で木山宮修復二年前の事である。右二つの文書から判断すると、当時両宮とも相当破損していたことは事実であり、又木山宮が寛保二年（一七四二）大火の被害を受けていないことも確かである。

上井覚兼の日記によれば、津森、木山の二城は、天正十三年（一五八五）閏八月十八日から十九日にかけて、島津義久の兵火にあつて焼失したと記されており、木山宮御由緒には天正十三年九月十九日、木山城落城の際兵火にありと記されている。この時お宮が焼失し、その後再建された

# 一、皆乗寺旧記

ことも確かである。もしお宮が天正年間再建され、今日まで一度も立て替わっていないならば、現在の社殿は四百年前建立した社殿ということになる。天正から寛延までは六十年余りで、両宮とも「大破に及び候」と記されているから、その後再建しない限り当時の社殿が今日まで建つてゐる筈はない。木山宮や津森宮に参拝して社殿を眺める時、せいじぐ「二百年ぐらいの古さしか感ぜられぬのは私一人であろうか。津森宮には寛延元年（一七四八）神殿の大修理をした時の棟札が残っている。棟札が棟から外され現在保管されているということは、寛延元年の修理後何年かたった後で再び大修理をしたか、又は神殿を新しく立て替えたことを立証するものである。木山宮には棟札や社記が残つていないので何もわからない。

寛政三年（一七九一）寺社御改めの際、木山宮が奉行所へ差し出した文書の一部に、

一神殿、入一丈二尺四分、横二丈六寸三分

前縁、入七尺一寸、横二尺七寸五分

左右縁、幅三尺二寸三分、横一丈四尺五寸

御拝、入三尺二寸五分、横九尺五分

落縁、入二尺六寸、横八尺五寸

一拝殿、入一丈九尺八寸三分、横一丈三尺五寸八分

前縁、一丈二寸三分、横一丈五尺六寸八分

左右縁、一尺六寸、一丈九尺四寸五分

一樓門、入一丈四寸四分、横一丈六尺九分

右寛政三年当時の神殿と現在の神殿の寸法を比較对照してみると、神殿の入と横は寸法に大きな誤差があるばかり

でなく、御拝、落縁はなくなり別な形になつてゐる。又現在の拝殿は寛政三年当時の拝殿とは全く違つた形である。江戸時代、奉行所への差出書は寸分の間違いも許されなかつたから、お宮の差出書は寸法に間違いはない筈である。皆乗寺の場合、寛政三年御改めの際、いゝ加減な報告をして、いたので後日奉行所へ詫を入れてゐる。

一座敷、二間に二間、半間に二間の下屋、三尺二寸に六尺九寸四分の縁、外に一間四方の戸板通路あり。但し寛政三年御改めの節、下屋、縁書上洩れに相成り恐れ入り奉り候。（弘化五年再建、昭和四十八年解体）

一撞鐘堂、九尺四面、瓦葺。（現在の鐘堂は七尺四寸四面、文政八年再建）

一撞鐘、口二尺一寸七分。（昭和十七年十二月八日供出）  
一門、一間に九尺、但し寛政三年御改めの節、一間に一丈と書上洩れの段恐れ入り奉り候。（現在の山門は九尺に四尺三寸。（文化十三年再建）

付札

右寛政三年御改めの節、間敷、間取り、且つ又下屋、

庇、縁付き等の儀、荒目に書上洩れに相成り候分に御座

候にて、不念至極恐れ入り奉り候。今度御改めにつき、

寛政三年御改めの前、相違の稜々夫々但し書きを以て申

し上げ候間、恐れながら宜敷く仰せつけられ下さるよう願い奉り候。（寺記）

現在、木山宮には社記や棟札が保存されていないので再建の期日を断定することは出来ないが、寛政三年当時のお

宮の寸法と現在のお宮の寸法を比較対照して、もし同じ寸法ならば非再建、寸法に違いがあれば再建したものとみるべきである。木山宮の場合、寸法に多くの誤差があることから判断して、現在のお宮は寛政三年以降再建されたものと断定するのは私の独断と偏見であろうか。木山宮の再建

については、寛政十三年一月、木山大火後、町並が新しく建て替わった時、お宮も亦新しく建て替えたのではないかろうか。寛政十三年の木山大火は、寛延三年、木山宮修理から五十余年後に当り、天正の兵火から数えると二百十数年後の出来事である。この頃お宮は相当破損していた筈であり、お宮を新しく建て直すのは当然なことであろう。

当寺の記録にはこの年以後、木山町名に上町、下町、横町、蛭子町、市の後、市の下、坂の下、腰尾、腰の屋、乙坊、野口等の字名が書き添えある。寛政十三年以前に町名に字名が書き添えてあるのは金屋だけであった。この年は沼山津手永会所が木山へ移転した直後であり、小堀宇右衛門は大火の後、木山の町筋が新しい家に建て替わった時、町並を上町、下町、横町等と呼ぶよう行政指導したのであろう。又町筋の古い家が大壁で仕切られていくのも納得出来るような気がする。

九月十五日、申中刻、当寺、法性坊积寂雲大徳御往生、維時御年八十三才、十月二日未下刻、門前の畠で葬送の儀執行、伽陀、正信偈、念佛、添和讚二首、回向、御導師本院、堂達衆七人、法中助音、供法安養寺、寿徳寺、自他の門徒中未曾有の群集なり。但し坊号の儀は隨順坊と下され候得共、存生の時法性坊と御願望に付き、後に右の如く御

染筆改められ候。

寂雲古稀の祝詞の内、渋江公正の賀詞は、當時肥後藩での第一の学者であった人のものであるから、原文をそのまま記載する。

#### 賀

寂雲師七十初度序

夫節嗜欲飲食孳々蹶々導引惟勤以期百齡者小人之所為寿也博文約禮進退去就高評於一世則実之賓不朽以為大年者君子之所為寿也人欲君子之壽邪將欲小人壽邪今茲

十初度之辰四方之士獻詩若文以為酌者之辭者多云余日師手不停披干梵典口不廢唱仏号勤修開知見大塊以為浮泡境以為寄寓則豈以人間為屑者哉夫勤修則實之賓不朽以為大年者

先已成已成則進退揖讓不期礼而在嗜欲飲食不期節而中無行不合符於法矩則君子小人之所為寿師不期而得之是積修之余慶以致之則君子以其所為寿賀 師小人亦以其所為寿賀 師

師其悅之乎予未知之如何則君子小人之所為寿 師非所待焉今夫 師所以勤修者無量寿之教則即知 師之所期者亦無量寿故以 師之所修觀君子小人之所寿者即其猶塵垢粃糠耶故余也不欲以君小人之所為寿者賀 師請以無量寿籍口獻一

爵以賀之

菊池 澄江公正筆

渋江松石、名は公正、字は子方、字内と称し松石と号す。  
菊池の人で子弟を集め教導する。文化十一年五六日歿、享年七十二才、菊池郡亘村に葬る。著書は肥後郷名考、菊池風土記、儀礼風例考纂、洙泗正旨、古学規、詩文、和歌、詠草等がある。

一、皆乘寺旧記

寿寂雲上人七十得台字　嵯峨朝來  
高僧迎老雨花臺　高僧老を迎える雨花の台  
不羨遐年東海隈　遐年を羨まず東海の隈  
負嶠巨鼇何用問　嶠を負ひ巨鼇何の用あつてか問れん  
一峰靈鷲自飛來　一峰の靈鷲自飛來たり  
三車蓋下班衣戲　三車の蓋下班衣戲る  
雙樹林中瑞氣開　双樹林中瑞氣開き  
偏喜無量稱寿日　偏に喜ぶ無量稱寿の日  
香筵容客許銜杯　香筵客に杯を銜むを許すべし  
嵯峨左三郎直方は、寛保三年（一七四二）福原村境に生  
まれ、朝来山人と号す。文政二年（一八一九）二月五日、  
内寺村松久保において死亡、享年七十七才、委しい事は別  
記「嵯峨朝來と漢詩」に記す。

渋江公正の著書を一読すると、彼が当代随一の漢学、史  
学の大家であったことがよくわかる。又朝來の詩に李白に  
似た強烈清新な生命の躍動を感じるのは、彼の不羈奔放な  
天性によるものであろう。彼は生涯仕官もせず、気侯に友  
人を訪ね、時には景地を求めて放浪し、詩酒を嗜みながら  
悠々自適の日々を過ごした。昔の学者には一徹人が多く、  
朝來や公正も同様で、自尊心が強く、独りよがりで、その  
上皮肉屋でもある。二人の祝詞を読むと皮肉とも聞こえる  
毒舌が伝わってくる。

享和二年 王戌 （一八〇二）  
一月一日、この日夕河原に出火、迫つて方々に出火これ

あり。

二月、初旬頃から風疾流行、古今稀有独りも煩わざるものなし。

五月下旬 この頃から雨が降り続く。

六月四日、この日から七月七日まで雨唯一度あり、大旱

魃。

七月七日、木山宮において雨乞い。

七月十三日、古今稀有の驟雨雷声、迫横塘において南福

原の与左衛門處の馬雷死、处处に落雷あり、川尻町中に十

八ヶ所、城南七八里の中は悉く大雷の由。（寺記）

八月五日、強雨大水、肥後藩では田畠千八百九十九町余  
が荒地となる。（郡方）

十二月、水前寺に蠟締所が出来る。（年）

御本山御再建、御影堂以下悉く成就。但し御焼年天明八  
申年から当戌年まで十五年になる。巍々たる大高堂及び大  
門等に至るまで成就に相成ること、天下無二の法流、勸化  
比類なく、且つ遺弟の念力より成ること疑いなし。（寺記）

享和三年 癸亥 （一八〇三）

一月十六日、七つ時から降雪、同二十日夕止む。

この年、閏月中雨多く、霖雨凡そ三十日余、五月二十四  
日頃から七月七日まで指したる雨降らず。

七月九日、大雨、諸人大いに悦ぶ。この翌日から五十日  
余旱魃、粟大不作となる。

この年、六七月、全国に麻疹流行して死者多し。帝都も  
同様二十八年目の事なり。全国に麻疹が流行して死者が多

く出たのは、享保十五年（一七三〇）、宝暦三年（一七五三）、安永五年（一七七六）とこの年である。当寺門徒においても七月子供の死亡者が多い。

十二月二十八日、木山町木の下某方より出火、五軒焼失、夜八つ半頃也。（寺記）

享和四年 甲子（一八〇四）

二月十一日、文化と改元になる。

この年、元旦から拙寂明住職の事。

六月中旬、鹿門の近辺三ヶ村に石降る、重さ三十七八匁、但し降る時大いに鳴り雷声の如し。

八月九日、夜中、強風東から北に廻る。北方は余程強か  
るべし。彼岸結願から六日目なり。この雨六日程降り続く。  
甲佐表二丈二尺といふ。

この年、七高祖の御表具替え。（寺記）

文化二年 乙丑（一八〇五）

三月十日、天草大江、崎津、今富三村の隠れキリシタン  
の吟味が行われ、四月には二百六十二名を取り調べる。  
(島鏡)

六月二十三日、朝六つ時、空中三四尺と見ゆる白雲十里  
の間引く。日が出るに随つて白赤くなる。世にこれを旗雲  
といふべきか。（寺記）

十一月、肥後藩は肥後国誌を幕府に差し出す。（本）

十二月、潰湯となっていた垂玉温泉を野田弥八郎が再興  
する。（年）

文化三年 丙寅（一八〇六）

三月十九日、河尻淨慶寺善掬卒去、時に五十七才惜しい哉。延寿寺殿及び法中惣代として登京の處、三月十日、発病、同十四日死去に付き、宿主東六條烏丸通り有馬屋藤兵衛並びに淨林寺より、京肥後御屋敷へ達しの写し公辺より寅四月十二日到来。依つて分骨も下り申さずと雖も。同十九日、残り居り候歎一枚葬儀に相成り、拙十八日から参り諸事世話を致し候也。（寺記）

七月十七日、阿蘇山噴火。

九月、天草の隠れキリシタンは全員踏み絵を行わせ、各  
人別に調印改心を誓わせる事で落着する。（天草近代）

文化四年 丁卯（一八〇七）

五月二十六日、維時文化四卯五月二十六日、誓林尼五十  
回当知恩報一字三称一石写者也。佛子信海。（信海一字一  
石塔文）（寺記）

八月九日、平田村、小堀宇右衛門死、導師南郷高森町光  
専寺、手永寺院悉く集会、当手永御物庄屋也。南郷高森よ  
り参り十余年在勤、葬儀暮六つ。（寺記）

文化五年 戊辰

一月三日、熊本地方大地震。（年）

十一月、本堂前に蘇鉄植ゆ。但し灰塚某氏庭樹の處、此  
の年、年賦の支えにつき粟五俵の価にてこれを需む。是れ  
偏に自身の風光を耽るに非ず、繁茂して衆人所見のため、

境地の一歩も遠生の結縁の一助ともなりぬべきか、現住寂明。(寺記)

十一月十日、野津原新町一七六軒焼失。(郡方)

十二月六日、内牧町全焼。(年)

十二月、木山町庄村屋善左衛門、義母に孝養を尽した賞美として米三俵拝領。(郡誌)

文化六年 己巳 (一八〇九)

この年、二月十三日から二十日まで、祖師上人五百五十九回の御遺忌相勤む。但し正御追夜より本院供例の外、寺中宗覚寺、信順寺、寿宝寺、円光寺、光伝寺、伴僧一人、若黨三人、小者一人、拙寺父子大世話、弥々年来の大望歓喜斜めならず。(寺記)

文化七年 庚午 (一八一〇)

三月七日、強雨水出水、白河一丈五尺。(年)

五月十八日、この日から二十日まで強雨水出水。

この年の肥後藩の損毛十六万二千二百石余、総人口五十五万三千三百五十一人、内熊府一万九千七百十四人。(郡方)

木山町村	宮園村	木山町村	下寺中村	下福原村	木山町村	福原村	木山町村	宮園村	木山町村	下陳村	追村	木山町村
富岡安之進	丸山三平	都山円助	高浜和七	宮田寿吉	津山岩太	守田幸助	矢田藤十郎	□両右衛門	伊藤忠助	安田市三郎		
御郡代衆御直触	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
御惣庄屋直触	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		

文化八年 辛未 (一八一一)

四月三十日、この日から五月九日まで強雨水出水、川尻、高瀬方面被害甚大なり。

この年の肥後藩の損毛十五万三千七百石余、米価下落して御相場一俵二十六一二十七匁。(郡方)

この年二月、福富村・福島清太郎が書き残した「沼山津手

永略手鑑から、木山町村、宮園村、四福原村、平田村、寺中村、上陳村、下陳村、迫村に關係のある記録を拾つてみると。

一  
 小々頭 助役 会所役 会詰 手代 会所役  
 村々庄屋 宮園村庄屋 木山町村庄屋 追庄村屋  
 北福原村庄屋 福原村庄屋 中福原村庄屋 下福原村庄屋  
 下福原村庄屋 平田村庄屋 中福原村庄屋 福原村庄屋  
 上陳村庄屋 寺中村庄屋 下寺中村庄屋 福原村庄屋  
 木山村 追村 福原村 上陳村 福原村 平田村  
 平田村 " 木山村 木山村 木山村 木山村  
 " " " " " "

下陳村 木山村  
 平田村 木山村 木山村 木山村 木山村 木山村  
 " " " "

儀平次 惠助 清次郎 勘兵衛 万兵衛 沢渡弥助 善右衛門 伊藤忠助 幸兵衛 甚助 恵七  
 桂助 善作 三七 清次郎 幸兵衛 貞八 伊藤忠助 吉平 吟右衛門 市兵衛 利助 茂助 宮田茂助 伊藤忠助 幸兵衛 甚助 恵七  
 " " " "

一 在宅御侍衆並びに歩御使番以下  
 村々帳書給米 図書様地筒 寺支配 御中小姓 井上次郎助育 嵯峨九郎次殿育  
 " " " " " " " " " "  
 寺中村 寺中村 木山村  
 " " " " " " " " " " " " " " "

福原村 中福原村 福原村 中福原村 福原村 中福原村 福原村 中福原村 福原村 中福原村 福原村  
 寺中村 寺中村 木山村  
 " " " " " " " " " " " " "

寿作 吉次  
 野田李兵衛 嵯峨九郎次 弓削勘十郎 上田三郎兵衛 村上次郎助 吉山市右衛門  
 千葉八郎右衛門 柳井七兵衛 宇佐川勇八 嵯峨補 住田嘉右衛門 馬場瀬左衛門 井上次三郎  
 嵯峨九郎次 柳井七兵衛 宇佐川勇八 嵯峨補 住田嘉右衛門 馬場瀬左衛門 井上次三郎  
 上田三郎兵衛 村上次郎助 吉山市右衛門 嵯峨補 住田嘉右衛門 馬場瀬左衛門 井上次三郎  
 " " " " " " " " " " " " "

一、皆乘寺旧記

一 揚酒本手	一 鐵炮札	一 造酒本手	一 質屋札
" " "	" " "	" " "	" " "

北福原村	宮園村	木山町村	宮園村	木山町村	木山町村	福原村
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "

太次右衛門	儀平	夫右衛門	源吉	宇助	太助	仙藏	源吉	嘉兵衛	儀左衛門	忠次	文助	儀兵衛	上陳村	寺中村	下陳村	下寺中村	平田村	下福原村	中福原村	北福原村
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "

一 商札	一 さで札	一 諸漁札
" " "	" " "	" " "

宮園村	下陳村	上陳村	中福原村	木山町村	木山町村	木山町村	下福原村	木山町村	木山町村	下陳村	平田村	下福原村	木山町村
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "

半助	吉助	武助	次助	才七	左助	太七	武七	清吉	茂吉	喜七	四十八人	茂助	茂助	仁右衛門	嘉助	藤三郎	仁左衛門	嘉助	儀助	夫平次	清石衛門
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	

一馬口勞札	三本	二本	三本	二本	八本	一藍瓶本手	一油船	一粧本手	一合藥札
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

宮園村	上陳村	下福原村	木山村	木山村	木山村	木山村	木山村	寺中村	平田村	福原村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

彦助	喜七	廣次	彦左衛門	紋助	次兵衛	宇助	理右衛門	清右衛門	忠兵衛	庄兵衛	弥左衛門	桂助	次平次	十助	卯兵衛	丈助	新右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

一石工札	"	"	"	一桶屋	"	"	"	一木挽札	"	"	"	"	一水車	"	"	"	一鍛治職札
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

中福原村	下福原村	上陳村	下寺中村	木山村	平田村	木山村	平田村	追村	木山村	上陳村	福原村	中福原村	下福原村	木山村	上陳村	福原村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

伊右衛門	善左衛門	平次郎	平右衛門	半助	次平次	惠助	宇平	太助	尉右衛門	喜三右衛門	小助	彥助	林右衛門	市兵衛	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

一、皆乘寺旧記

粟二升	藁麦三升	黍二升五合	木綿一貫	口引	一屋根葺札	中福原村	下福原村	平田村	又四郎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	儀兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	形助
"	"	"	"	"	"	"	"	"	源兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	磯右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	吉平
"	"	"	"	"	"	"	"	"	理兵衛
"	"	"	"	"	"	"	"	"	松右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	林右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	太七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	徳右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	裕七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	恵助
"	"	"	"	"	"	"	"	"	太七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	多右衛門
"	"	"	"	"	"	"	"	"	伊助
"	"	"	"	"	"	"	"	"	徳寺、淨信寺、專寿寺。
"	"	"	"	"	"	"	"	"	本院、潮音寺、光正寺、光伝寺、了龍、皆遵、安養寺、寿
"	"	"	"	"	"	"	"	"	十月月中旬、嚴考一周忌前擬百万端の報謝以同本拝一字一石者也。維時文化九壬申十月中旬、佛子寂明敬白。(寂明一字一石塔文)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	西光寺本院これを送る。維時五十九才、久住及布田御惣庄
"	"	"	"	"	"	"	"	"	文化九年 壬申(一八一二)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	一月二十三日、积信海法師往生、本院より正行坊と賜る。
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二十二日夜牛の刻なれども善知識様命日故、二十三日に引き替える。御年六十八才、翌二十四日、本堂内において葬送の儀執行、境内道俗群集雲の如く凡そ千余もこれあるか。
"	"	"	"	"	"	"	"	"	芋五升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	大麦二升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	野稻米一升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	穀二升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	米一升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	米一升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	米一升
"	"	"	"	"	"	"	"	"	米一升

文化十一年 甲戌(一八一四)  
正月七日、畠中村在宅、原田宗悦死、七十四才、一字一石の塔あり。

文化十一年 甲戌(一八一三)  
正月七日、畠中村在宅、原田宗悦死、七十四才、一字一石の塔あり。

西光寺本院これを送る。維時五十九才、久住及布田御惣庄

文化十一年 甲戌(一八一四)  
正月七日、釤の峰、山内瀬兵衛死、芳春院霍林居士、

西光寺本院これを送る。維時五十九才、久住及布田御惣庄

十月月中旬、嚴考一周忌前擬百万端の報謝以同本拝一字一石者也。維時文化九壬申十月中旬、佛子寂明敬白。(寂明一字一石塔文)

一字一石とは淨土三部經を小石に一字宛書き写したものである。当寺には信海が母の五十回忌に書いたものと、寂明が父の一周年忌に書いたものが二塔残っている。(寺記)

屋役十ヶ年余勤め、この時は甲佐山奉行在勤なり。(寺記)

五月十二日、境内に孟宗竹を植える。是れは木山町弥衛門方より貰い、居村の和助、佐助、宗助、才助四人で一本持ち來たれり。これ偏に後日の為に植え置くものなり。現住寂明。(寺記)

### 山内瀬兵衛

一、寛政九年八月、御郡代手付横目（勤中）一領一疋仰せつけられ候。

一、同十年五月、御才覚銀一件について心遣い致し候につき、金子二百疋下し置かれ候。

一、享和二年二月三日、緑川鶴磧御普請の節、御普請場に罷り出で、世話致し候段、御間に承き届け候。

一、文化元年十一月二十五日、久住手永御惣庄屋、並びに御代官兼帶仰せつけられ、御知行高三十石下し置かれ候。

但し宮田を手永苗字に相改め候事。

一、同年十二月十一日、御郡代手附横目（勤中）、免受けについて、出精相勤め候につき、作紋麻上下一具下し置かれる旨、奉書を以て達しに及び候。

一、同四年四月十七日、布田手永御惣庄屋へ所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけられ、御知行高二拾石下し置かれ候。苗字布田になる。

一、同年九月九日、久住御惣庄屋在勤中、久住町出火、御客屋其の外御用宅等焼失につき、御作事一件申し談じよ

く、諸事厚く心を用い、格別出精相勤め候につき、作紋

单羽織一、金子百疋下し置かる旨、奉書を以て申し渡し

候。

一、同五年七月朔日、竜口御屋敷御類焼について、寸志一件取り斗り、心遣い致し候につき、作紋帷子一下し置かる旨、右同断。

一、文化六年四月二十三日、伊右衛門を瀬兵衛と改め候。

一、同年八月、阿蘇山上本堂作事、大造の儀に候處、出精致し候段、御間に承き届け候。

一、同七年十二月二十五日、非常御手当米、在中畠米仰せつけ置かれ候を、寸志取り斗りの一件、心配致し候につき、作紋小袖一下し置かる旨、奉書を以て申し渡し候。

一、同九年五月二十七日、大津手永御惣庄屋所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけられ、御知行高三十石下し置かれ候。瀬兵衛儀、手永苗字に改め候様達しに及び候。大津と改む。

一、文化九年七月六日、大津手永御惣庄屋御免なられ、上益城一領一疋仰せつけられ、自分苗字御免なられ、甲佐、木倉両手永御山支配役仰せつけられ、在勤中諸役人段仰せつけられ、毎歳勤料米拾五俵下し置かれ候。山内と改む。

一、同十年五月、布田手永在勤の節、御近領百姓共騒ぎ立て候については、心配致し、村々の者共委しく教示致し候段、御間に承き届け候。

一、同十一年二月二十三日、病死。(先祖帳)

文化十二年 乙亥 (一八一五)

二月、肥後藩では手取り二十三石五斗とする。(年)

# 一、皆乗寺旧記

この年、夏大旱請雨あり。七月七日昼頃から降雨、八日、大洪水、白河、緑川丈余と云々。人及び牛馬の溺死多き故因つてこれを記す。

四月初旬、阿蘇山荒れだす。南北両潤砂降ること五六尺ともいう。牛馬の災害甚だし。当所辺においても追々積もり、白河の魚悉く死す。六十年前かくの如きの事ありと伝説あり。（寺記）

六十年前とは、宝暦四年（一七五四）の阿蘇山大爆発をいう。

文化十三年 丙子（一八一六）

六月十三日、この日から十五日にかけて大雨洪水。被害甚大なり。（年）

八月二十日、大風。同二十三日、三十年來の大風雨、畑作大いに損す。

九月朔日、本堂柱建て始め、十月一杯に素立ちに及ぶ。十一月二十日、夜に入り仮に御遷座、誠に冥如の至り也。

現住寂明時に四十一才。（寺記）

十一月十日、暮六時、当寺伴僧義哲卒、時に七十一才、生年十三才より当寺寂雲師剃立の直弟子なり。忠節の質なり。（寺記）

文化十四年 丁丑（一八一七）

三月十三日、日奈久町大火、百三十四軒焼失（年）

八月十九日、河原村、矢野永糺卒去、当寺坊守父也。維時八十三才、健宮真光寺これを送る。当寺再建につき内外

厚く世話、誠に大主達にて、相続の住侶懈怠なく忌日等に読経あるべきものなり。委しくは別記にあり。（寺記）

矢野氏の家系は古く、元橋氏より出で後、豊後に居住し大友氏に属す。足利氏の頃、肥後合志郡津田村の領地に住して後、現在地に移る。矢野氏八代幸左衛門永糺、晩年太

左衛門と称す。享保二十年（一七三五）四月、河原村に生る。宝暦二年（一七五二）三月、十八才にて家督を相続し細川公に仕う。資性温厚篤実にして義俠心に富み、又理財の才ありて家政富裕なりければ、年々近郷窮民へ金錢穀物を救恤せしこと尠なからず、洪水、火災又は其の他の飢饉等の天災地変あるや、自ら衆に先んじて住民を督励し、その災禍の予防に全力を尽すのみならず、奮って多額の金穀を投じて救助せり。殊に天明三年（一七八三）の飢饉の際は、二月から四月に至る九十余日の間、救助をうけたる者、上河原、中河原、下河原、杉堂、小谷、上陳の諸村に亘り、二百五十六人の多数に上るという。その後同年中においても、金錢及び米粟を以て救助せしもの専なからず。即ち百二十五石二斗三升、錢九十六貫八十八匁の巨額に上れり。

その善行細川公にきこえて褒詎と御紋付小袖を賜る。その後天明四年（一七八四）の飢饉にも多大の金品を投じて救助し、領主より御紋付上下一具を拝領せり。統いて寛政八年（一七九六）、享和三年（一八〇三）、文化五年（一八〇八）、文化八年（一八一二）等にも多大の献金により御紋付拝領なられ、知行増加の令を受け、文化十年（一八一三）には、飽田郡、菊池郡の貧民救助のため米三百石を提供し、其他寸志として藩に差し上げた額も専なくない。藩は氏

の多年の功により知行二百七十石を拝領なられ、幸左衛門

が家督を相続して六十三年間、其の出費を総計すれば、銀

七十七枚、銭三百貫余、米九百七十五石七斗余、粟三百十

七石七斗余に上る。(郡誌)

矢野幸左衛門、永糺は、去る文化十年七月二日、妻香樹院妙寿尼七十三才の死去に会って隠居し、妻の永代供養の為に現在の皆乗寺本堂並びに山門を寄進す。

文化十五年 戊寅 (一八一八)

四月二十八日、文政と改元になる。

七月、飯田山常樂寺仁王門改修

願主、現住権律師豪賢

佛師、霍崎三間町住人、足立伊織孝盛

世話人、間部忠右衛門、両村中見折小頭鯰村某。

八月二十四日、頬山陽が熊本に来て十月まで滞在する。

(山陽伝)

この年、宇土郡長浜村、新地出来十町余、玉名郡高道村、

浜田村沖新地開工事着手(百四十二町)飽田郡奥古閑村

開地(六十二町五反)、益城開地(十一町五反)を造成する。(年)

文政二年 己卯 (一八一九)

二月五日、居村 嵐峨左三郎死、法名戒定院宗惠居士、高麗門、長國寺送る。

七月二十四日、寺中村平右衛門姉の永代経持として鳥目二百目、外七姪持參。(寺記)

この年、一月、肥後藩は又勘定所と奉行所を分離する。

(本)

五月九日、この日から十二日まで、二十日から二十一日まで大雨洪水、田畠の浸水三千三百二十三町余に達する。

(年)

文政三年 庚辰 (一八二〇)

一月、肥後藩は在中の瓦揖きは土藏のみゆる。(年)

三月、天草富岡で発生した泡瘡は肥後全土に流行し、当地では八月から十月月中旬まで流行し、死者多し。

この年、五月十一日から雨降る。凡そ六月十七日まで四十日余り降り続く。但し前の「午の年の洪水」から三十五

年目に当り、又「辰の年の洪水」から二十五年目に当る故か、六月十七日、大洪水、諸塘塔筋破損、別して舟の山大いに崩れ、熊府も又岸崩れ等水害夥しどう。(寺記)

年系略によれば、六月十七日、大雨洪水、白河、綠川、高瀬川各一丈二尺から一丈六尺に達し、田畠の浸水、洗い崩れ八千四百六十六町余になる。前の「午の年の洪水」は安永六年(一七八六)、「辰の年の洪水」は寛政八年(一七九六)の熊本の大洪水である。

文政四年 辛巳 (一八二一)

七月八日、夜五つ時、当寺恵光庵誓寿尼御往生、時に寿令八十四才、御代僧寿宝寺。

四月九日、阿蘇山鳴動して天地もくだけるような音がする。(噴火)

五月十九日、この日から同二十七日まで大雨出水。（年）

七月晦日、八月十四日夜八つ時から十五日四つ時頃まで大風、田畠格別に損せず。

この年、近年来の豊作、万民の怡悦少なからず。（寺記）

九月四日、伊能忠敬の大日本沿岸実測地図が出来上る。（年表）

この年、上南部村伝八、永代経志三百日を上げる。但し来光柱上組物代旁々。

当村喜左衛門の永代経志として上の開き畑広挾數十枚、米村氏寄進、証文取り置く。（寺記）

文政五年壬午（一八二二）

この年、肥後の総人口五十七万七千七百八十八人。（年）

六月上旬、内陣組み物、中間天井出来上る。大工四人三月下旬から来て六月上旬に帰る。但し八百目いる。冥加の至り有り難き事なり。現住寂明敬白。（寺記）

文政六年癸未（一八二三）

五月四日、この日から六月六日まで微雨もなし、諸方請雨あり。少々雨降れども驟雨もなし。六月二十二日、小雨、翌二十三日、津森社において手永寄りの請雨あり。

七月二十五日、平田村清田氏室死、拙寂明妹分にて遣り置き候者也。宮田茂助妹也。十月十五日、甲佐町岩永善四郎室死、西光寺代順正寺これを送る。現住寂明伯母也。（寺記）

清田氏先祖扣（木山、清田医師）

一、私高祖父清田寿閑、俗名主計、代々大友の旗下にて、豊後国大分郡壹場の城主にて御座候。永禄以来の戦場、天正年中日向国高城の戦い、大友方より人数の支配を申しつけられ、数度働き、その後薩摩勢、豊後、豊前、筑後、肥前等乱入の時分、豊前国宇佐郡二日市合戦の節、大友より指し向けられ、相戦い申し候處、薩摩方は大勢、大友方は無勢にて勝利を得ず。主計自身相働き、数ヶ所手疵負い申し候内、右手を截り落され申し候。その後慶長五年（一六〇〇）九月、石垣原合戦の節は木にて手を作り、継ぎ革にて鎌を結びつけ相働き申し候。然る処、大友義統没落につき、供に浪浪仕り居り申し候處に、慶長十四年（一六〇九）九月、豊前国において三斉様に召し出され、御懇意の御意を以て、御知行二百石無役にて下し置かれ、同十九年、病死仕り候。

一、私支祖父清田石見儀は、右寿閑嫡子にて御座候。豊後の国において三斉様に召し出され、御側に召し仕られ候。攝州大坂御陣の刻御供仕り、村上河内、佐藤伝左衛門、藪三左衛門など一諸に相働き、一番鎌を合わせ申し候につき、御陣場において、権現様へ御目見え仰せつけられ、左候得て右の者共手合わせ申し候段、大御前様へ三斉様より仰せ上げられ、御帰陣の以後、御知行二千五百石、並びに直綱の御腰物押領なられ候。且つ又、三斉様御好みにて浪頭の御紋御付け遊ばされ候御武具、馬具など御紋一所に押領なられ候。右直綱の御腰物今に所持仕り居り申し候。浪頭の御紋をも今以て定紋共つけ來たり居り

申し候。其の後三斎様御隠居遊ばされ、豊前仲津へ御入城の節御供仕り、仲津へ六年相勤め居り申し候。其の後妙解院様御備頭一番組御預けなされ、当御国へ御入国の砌、五百石御加増拝領なられ、都合三千石に罷り成り相勤め申し居り候処に、肥前國島原一揆の節、御供仕り罷り越し、二月二十七日、城責めの刻、石垣際にて鉄炮にて胸を打たせ申し候。手疵平癒仕り候得共、其の後病氣に罷り成り候につき、菊池郡出田村在宅仕り、御備頭相勤め居り申し候内病死仕り候。

一、私曾祖父清田主馬、右石見嫡子にて御座候。石見據人となり、江戸へ三年完三度相詰め申し候。其の後石見病死仕り候につき、諸式相違なく仰せつけられ候得共、御断り申し上げ、浪人仕り、御当地にて病死仕り候。

一、私祖父清田善右衛門儀、右主馬嫡子にて御座候。通玄院様へ寛文十二年（一六七二）御中小姓召し出され、十五人扶持拝領なられ、其の後五人扶持に白金十五枚御加増として拝領なられ、御給人並に仰せつけられ、江戸において御使者、御番など六年相勤め、当地へ罷り下り四年休足仕り、又々罷り登り、相勤め罷り下り、靈源院様御不快の時分、惣名代となり御機嫌窺い罷り登り、相勤め罷り下り申し候。貞享三年（一六八六）正月、彦山御使者仰せつけられ相勤め申し候。其の後極老に罷りなり、い通り隠居仰せつけられ候。

一、私養父清田安太夫儀 享保五年（一七二〇）八月十六

日、祖父善右衛門家督相違なく拝領なられ、当然の御奉公相勤め居り申し候処、病身罷りなり、御奉公相勤め難く御座候につき、下し置かれ候合力銀差し上げ申したき段、元文四年（一七三九）四月十一日、願い奉り候處、願いの通り隠居仰せつけられ候。

一、私儀元文四年七月十日、養父安太夫家督相違なく拝領なられ候段仰せ渡され、当然の御奉公相勤め申し候処、寛延三年（一七五〇）丑正月十七日、百三十石擬作拝領なられ、御鉄炮頭の次座、御奉行見習仰せつけられ候。同年九月二十五日、御紋付麻上下一具拝領なられ、宝曆二年（一七五二）申九月十七日、御役柄の儀につき、都而御紋付の品御免なられ、同三年酉二月十九日、百三十石御完行本知に御直し下され、御奉行本役仰せつけられ、同五年亥三月十三日、御目禄三百疋拝領なられ、同七年丑二月四日、御目禄三百疋拝領なられ、御召し古し麻御上下一具拝領なられ候。右の通りに御座候以上。

宝曆八年八月 清田安太夫

猿木十郎右衛門殿

宮川円四郎

岩永善四郎先祖帳

一、安永二年（一七七三）五月、寸志の訳に対えられ、地士に召し出され候。

一、同年七月、甲佐手永山出村高地内、質地に取り置き候処、右村方冷落について、質米錢を捨て村方へ差し返し、其の上村方にて難波の余地これあり、地味も宜しからず候處、芝原村次兵衛、甚四郎と申す者三人にて、損益に

一、皆乗寺旧記

- も拘らず御土免受け持ち、格別心を用い、手入れなど致し候故、出来方も宜敷く、村中にも勤農の儀申しえ、重疊志厚き様子につき、旁賞せられ、一領一疋直し召され、作紋麻上下一具下し置かれ候。
- 一、寛政元年（一七八九）四月、甲佐手永古閑村の荒地開明の儀引きうけ、相勤め候処、水懸かりの高下など委しく心を用い、手入れ仕り、始末出精致し候につき賞せられ、白銀一枚下し置かれ候。
- 一、寛政二年三月、善四郎伴岩永半次儀、去る夏御巡見使御通行の節、駕索料出精相勤め候につき、鳥目一貫文下し置かれ候。
- 一、同五年十月六日、病死。（先祖帳）

文政七年 甲申 （一八二四）

本院、宮田茂助父也。

三月二十三日、居村、宮田文左衛門教念入道卒、御導師十二月十二日、夜八つ時頃、涼池庵義龍大徳卒去、菊池郡壇林寺隠居、寂明叔父也。幼年の砌二三年滯錫修学す。十四日出寺、十五日葬儀暮六つ頃、十四日夜半頃から雪が降りだし、十五日終日降り続く。凡そ深き所三四尺乃至六七尺に及ぶ。十六日から打ち立ち、漸く光行寺まで行き、十七日七つの頃帰寺す。途中辛川村六道塚から迫村の上まで往還筋五六尺にも及び、村の林助人馬にて畠の中を通り一所懸命なり。道明村に立ち寄るに、弥三次入道淨雲五才の云う。未だ生前には見ず、九十五年来終に見ざる大雪なり。二十二日雨になり処々消滅す。浮説に云う、この

節は里雪多く、熊城白河筋、沼山津など別して川尻方面深しといえり。誠に古今未曾有のことなり。（寺記）

四月五日、熊本府内質屋の例により、在中でも衣類一步六厘、道具類二歩と定め励行させる。（郡方）

六月二十六日、この日から二十八日まで強雨、大木が倒れ、屋根、垣根等破損、白河一丈二尺出水、（年歴）三月八日、南福原村、後藤淳助妹死、蘭洲これを送る。（寺記）

後藤家系譜

後藤三左衛門—唯右衛門—勘平—子兵衛—長左衛門—仁左衛門—源四郎—市右衛門—太治衛門—淳助—瀬藏—長藏—涉。

一、仁左衛門義、元禄元年（一六八八）、四福原村懸かり御山の口仰せつけられ候。元禄十二年（一六九九）まで相勤め申し候。

一、源四郎儀、元禄十二年、御山の口仰せつけられ、寛保三年（一七四三）まで四十五年間相勤め申し候。

一、市右衛門儀、寛保三年、御山の口仰せつけられ、当村庄屋當分仰せつけられ候。

一、太治衛門儀、寛政五年（一七九三）、御山の口仰せつけられ、庄屋當分仰せつけられ候。右太治衛門、御才覚寸志差し上げ候につき、上益城地士に召し出され候。

一、淳助儀、文化二年（一八〇五）、御山の口仰せつけられ、二十七年相勤め申し候。

天保三年（一八三二）壬辰三月、父同様地主に召し出され候。

宮田文左衛門

沼山津手永御惣庄屋直触にて、福原山の口七十五才、右文左衛門儀、手全なる者にて、宝曆十三年（一七六三）二月四日、福原村懸かり御山の口仰せつけられ、文化十年（一八一三）五月まで五十四年余、出精相勤め候旨にて、

苗字御免なれ、御惣庄屋直触に仰せつけられ候。右村懸かり北平御山萱野までにてこれ有り候處、數年杉木仕立て候處、近十年に至り、次第に繁茂相成り、年々御用に相立て候。且つ又、白崩御山、新立御山、四つ辻御山、菅の谷御山右ヶ所々々毎年杉松など植え付け候につき、漸々繁茂致し候。且つ又、去年会所御用柳藏建て方につき、右北平御山より御用取りに相成り、其の外年々養水坑木剪り出し相成り、一稜の御用相立て候。数十年来場広の所柄、厚く心懸け仕立て方仕り候につき、格別御用取りにも相成り、

當年まで、五十六年、御山の口懈怠なく出精相勤め居り候処、最早老に及び、極めて相勤め難く、当六月、御山の口御断り願い出で候由、相聞き申し候。（郡誌）

文政八年 乙酉 （一八二五）

三月七日、鐘堂再建小屋入り、四月十九日、建て方始め、六月二十六日 成就。（寺記）

昭和十七年十二月八日、梵鐘供出の際取りはずした二枚の棟札によれば

一、維時明和三年丙戌孟夏九日成就。願主安尾理左衛門、

大工木崎善藏、現住寂雲、鐘樓、名号奉再建、鐘樓堂一宇。

二、表、天下和順日月清明、以時災害無用 奉再建鐘樓堂

一字。願主弟智象。現住寂明。裏、明和三年丙戌孟夏上旬、先々住寂雲建立。維時文政八年乙酉孟夏下旬、鐘樓

再建立。

八月十三日、この日から十四日にかけて強風大雨、北方は特に強く浸水田畠二千三百七十一町余に及ぶ。（年）

文政九年 丙戌 （一八二六）

正月五日、烈風大雨にて、熊府在々處々大豆降る。但し平なるものなり。然して十日から太守様御不例につき、町在只隠便同然にて、俗儀長月の縄等も止み、二月十二日、終に御逝去、法談は七日停止。勤の鐘、大鼓は止めるに及ばず。（寺記）

三月二十九日、宇土支藩立政（齊護）、藩主細川斉樹の遺跡を継ぎ熊本城主となる。（続徳川）

五月、米価高騰し、一俵（三斗五升）につき三十八匁八分。（年）

六月九日、園田隱居安喜死、導師内牧万徳寺代木山専寿寺、東福寺境内において葬式。終了後直ちに旧里下郷の方へ棺槨を送る。供奉安養寺、淨信寺及び拙寺也。但し当手永御惣庄屋両三年在勤、健助相続、拙寺再建の砌、当役厚く世話をになり、五十日程寄進。（寺記）

十月二十三日、阿蘇山鳴動して石土砂を吹き上げ、山上の本堂其の他の堂宇悉く破壊する。（噴火）

園田養助

一、寛政三年（一七九一）四月、親跡高森御惣庄屋仰せつ

けられ、親に下し置かれ候御知行高三十石下し置かれ、  
御代官をも仰せつけられ候。

一

同年五月、御才覚銀一件取り斗り、心遣い致し、且  
つ古城御堀浚えにつき、村々寸志出夫申し談じ、出精相  
勤め候につき、作紋上下一具、同帷子一下し置かれ候。

一、享和二年（一八〇二）六月、庭帳御改正について、諸  
しらべ方出精相勤め候段、御家老中承き届けられ候。  
一、文化元年（一八〇四）三月二十八日、塩硝拵所、徳王  
村へ所替えに相成り候につき、御作事御郡受け仰せつけ  
られ候處、始末出精相勤め候につき、金子二百疋下し置  
かれ候。

一

一、同五年閏六月二十八日、竜口御屋敷御類焼について、

寸志一件取り斗り、心遣い致し候につき、作紋帷子一下  
し置かれ候。

一

一、同七年正月十一日、手永内御仕立て櫛桔の儀、厚く世

話致し、櫛実御買い入れについても心配致し、出精相勤

め、金子二百疋下し置かれ候。

一、同年十二月二十八日、当夏、石塘切れ所御普請の節、  
村方寸志夫々差し出し、且つ洪水の砌も罷り出で、諸事

厚く心配致し候段、御間承ぎ届け候。

一、同八年十二月二十三日、御知行加増分とも四十石持ち懸  
かりにて、上益城沼山津手永御惣庄屋所替え仰せつけら  
れ、御代官兼帶仰せつけられ候。

候。

一、皆乗寺旧記

文政十年 丁亥 (一八二七)

三月二十八日、阿蘇山爆発噴煙のため、田畠七百四十町、  
牛馬三千五百三十疋痛む。(年)

五月十四日、園田健助死、御惣庄屋十六七年在勤。(寺  
記) 五月十九日、肥後全域に大雨、各河川共洪水になり、高  
橋町は軒まで水につかる。(年)

七月、肥後藩の帶刀者は二万七千六百八十一人。(本)  
この年、窮民救助八千三百四十九人、救錢四十二貫七百  
九十一匁。(年)

この年、肥後藩の藏納高三十一万二千十七石、給地高四  
十万四千三百三十四石余(郡方)

文政十一年 戊子 (一八二八)

五月二十九日、阿蘇山噴火のため合志、益城、飽田、託  
摩五郡の田畠大いに損す。(噴火)

五月、肥後藩の人口、士席以上、四千五十二人。独礼以  
下帶刀以上、一万五千三百九十三人。士席浪人格及び支配  
浪人、八百六十三人。社人七万二十二人。譜代の家来、四  
千八十五人。独礼以下育支配、四百一人。寺社支配家来、  
千百七十人。社人二万二百二人。百姓、五十三万八千二百  
五十七人。坊主山伏、三万八百四十三人。総計六十四万八  
千二百七十七人。(郡方)

一、同年六月二十七日、老衰致し、相勤め難き由、願いの  
通り当役御免なられ候。(先祖帳)

六月七日、洪水、御水戸、長六橋流失。延寿寺門扉打ち  
くずれ、其の余波にて寿宝寺裏打ちくずれ、潮音寺下屋流  
失、本坊縁下に水溢れ、本坊寺中の玄関、内仏上壇まで水  
溢れ、ぬれざる畳一枚もなし。未曾有の事なり。（寺記）  
八月十四日、灰塚村、河田由育死、拙初登同行也。（寺  
記）

年系略によれば、六月七日の洪水では、白河二丈、菊池  
川二丈五尺増水、田畠の水損七千町歩以上、七八月には大  
風で非常の大荒れとなる。九月、肥後藩では災害救米とし  
て、寛政元年の廻糀三万七千石を放出する。この年、災害  
前一俵三十三匁であった米価は、重陽の節句前後で三十九  
匁五分、十月は四十九匁五分と高騰している。

文政十二年 己丑（一八二九）

一月、米相場一俵四十九匁から二月中旬には五十三匁八  
分まで上る。

二月二十三日、温泉岳が爆発しよが降る。（年）

二月二十五日、熊本雷雨、五十日程の雹が降る。（年）

三月二十九日、居村、沢渡弥助死、時に七十六才、幼年  
の頃から会所庄屋役等数十年、勤功により苗字拝領（寺  
記）

弥助儀、手全なる者にて、天明元年（一七八一）十一月、

沼山津会所詰申しつけられ候。寛政五年、下代に相成り候。

同七年十一月、惣領庄村屋仰せつけられ、右村方至つて冷  
落にてこれ有り候処、心を用い出精相勤め候処、同十一年  
(一七九九)九月、木山町庄村屋に所替え仰せつけられ、

大村にて多人数の所柄、冷落にてこり有り候。人質よろし  
からず候。且つ御年貢、諸上納等相滞り、諸事改正仕り、  
風儀をも引き直し申すべく筈にて、精力を尽し出精相勤め  
居り候処、病氣差し発こり、享和二年（一八〇二）庄屋相  
断り候につき、差免相成り引き入り居り候処、快に相成り、  
文化六年（一八〇九）正月、下河原庄村屋仰せつけられ、  
同七年三月、下寺中庄村屋所替え仰せつけられ候。同十一  
月、宮園村に所替え仰せつけ相成り候。右村高千二百五十  
二石余、田四十二町六畝余、畠五十三町四反四畝余、竈數  
五十七軒、惣人数三百九十人。至って冷落村にこれ有り候。  
先年は御救い立てをも仰せつけられ候。村方にて畠方片づ  
け兼ね候については、願いにより畠方御心付米年限りを以  
て三十石余拝領なられ、種々心配致し相片付け候。且つ又  
根付け、草浚え、取り揚げの節は、毎朝正六つ時、弥助よ  
り太鞍を打ち、村中相図致し、其の日／＼の草取り候様申  
し談じ候につき、いずれも勤農に基づき漸々冷落立て直し、  
御年貢、諸出銀等滞りなく相納め、小前々々に厚く心を用  
い候につき、帰服仕り居り候。会所詰以来、庄屋役前後都  
合三十三年、各別心懸けよく出精相勤め候由相聞き申し候。  
(郡誌)

四月、沼山津手永馬水村で砂鉄を鋳造する。（年）

文政十三年 庚寅（一八三〇）

四月五日、松山手永松合村大火、三百十五軒焼失。（年）

五月七日、居村 文藏母理志死、子文藏死後不日にて死  
す。跡断絶にて、家屋、屋敷共に、母子の永代経に上ぐる

遺言の由、この志の事、半助、圭助、順助三人參り、別に半助より具に演説す。依つて家屋敷は永代寺の供養料に、田地にして求め置くべき事か。勿論永代經標札に出すべき事也。現住寂明（寺記）

七月二日、大風（年）

七月八日、北大風雨、南洪水。（年）

七月、十二月、阿蘇山鳴動。（噴火）

十二月十日、天保と改元になる。

当寺御門徒においても、三四五月、小供の死亡が多い。（寺記）

この年、春以来夏に至るまで諸方痘病流行し死者多し。

天保二年 辛卯（一八三二）

五月、梅雨と強雨のため、十三日から五十七日間、飽田、託摩の地方浸水し、水損一万二千町を越し、家屋の流失三千七百軒以上、

七月、阿蘇地方長雨のため収穫の見込みがなく、田畠にそば、ひえ等を植え替えれば、九月の早霜で大損害となる。（年）

九月二十一日、玄関建立、現住寂明、工匠合志郡三満田村茂三郎、弟子貞右衛門、木挽鶴崎住角右衛門。（寺記）

二月、沼山津手永古閑村庄屋太三次、役方四十九年、出精の賞美として、苗字御免御惣庄屋直触仰せつけられる。（郡誌）

天保三年 壬辰（一八三二）

二月一日、天草では米価高騰し、一俵百六十匁となる。

（天草近代）

六月三日、迫村、遠山貞八死、二位殿来駕。

六月十日、大洪水

六月十九日、この日から七月一日まで一度も雨降らず凡そ七八年の旱害。天保の飢饉始まる。（寺記）

この年二月、福原村庄屋市兵衛、役方三十五年、出精の賞美として、無田御惣庄屋直触仰せつけられる。（郡誌）

遠山貞八（吉野晃先祖帳）

一、私儀、寛政二年（一七九〇）戌四月、会所詰小頭仰せつけられ、其の後会所詰直しに召され、当年まで三十八年相勤め申し居り候。

一、寛政八年辰六月十一日、前代未聞の洪水凶変にて、大造の御難題出来仕り、御奉行様、御郡代様、其の外諸御役人衆御出在、暫くも間断なく、会所一人も残らず立ち会い、地方改め等に罷り出で、如何体にも手足は申さず、出銀方をも仰せつけ置かれ候得共、一偏に打ち懸かり候儀も相成り難く、損所改方にも多度立ち会い、彼是出精仕り候旨にて、鳥目五百文拝領なられ候。

一、間部忠右衛門殿、沼山津在勤の節、御用の生き鴨御取り方仰せつけられ、沼山津村光永四兵衛殿宅御宿にて、御用人、御近習その外、御場方御役人衆まで大勢、昼夜入れ替わり／＼御詰方につき、鯰、沼山津より必ず多度、小頭走番相勤め、賄い方など仕り候につき、私儀見抜役仰せつけられ、数十日相詰め申し候處、懈怠なく相詰め、出精仕り候旨にて、御鳥方より鳥目五百文拝領なられ候。

- 一、文化五年（一八〇八）辰五月、田上文八殿御在勤の節、村々御百姓の内、極々貧窮にて農馬貰い求め得ず、難没仕り居り候者共へ御貸し渡しのため、都山円助殿、日向国へ差し越し候につき、諸造用、錢受け払いとして私に仰せつけられ、馬三十疋余求め方に相成り、帰りの節は、晴雨の差別なく、山中野宿までにて、往来三十日程に帰国仕り申し候。
- 一、同年七月、農馬貰い入れにつき、日向の國へ罷り越し、出精仕り候由にて、白銀一枚拝領なられ候。
- 一、同年六月、九月、十月、往来三度罷り越し、馬數都合八十三疋ひきつれ帰着仕り候。
- 一、同年巳三月、右同断につき、農馬六十疋、駒六疋求め方に相成り、昼夜野山を凌ぎ帰国仕り申し候。
- 一、同年十一月より同国へ右同断につき、農馬十四疋、駒一疋相添え、野山宿までにて、十二月十五日、帰国仕り申し候。
- 一、同年五月、寸志の訳に対えられ、參御免仰せつけられ候。
- 一、同年四月、会所小頭以来数年相勤め、農馬求め貸し渡し一件、其の外諸帳面しらべ等、諸事手堅く取り斗り、出精仕り候由にて、礼服御免仰せつけられ候。
- 一、同十一年正月、沼山津手永御家人中、炮術稽古一件受け込み、厚く世話仕り候旨にて、鳥目七百文拝領なられ候。
- 一、同十四年十一月、役方數十年、心懸けよく出精仕り、團糸取り立て等の受け込みについては、諸事心を用い、

平日申し談じ等熟知にこれ有り、老年に及び候得共、昼夜会所へも相詰め、格別出精仕り候旨にて、無苗にて御惣庄屋直触に仰せつけられ候。右申し上げ候通り、去る寛政二年戊四月より御会所へ罷り出で、当年まで三十八年の間、追々結構仰せ付けられ、誠に以て有り難き次第に存じ奉り候得共、年令七十七才に罷り成り、極老に及び、其の上当春より病症相加わり、如何体にも勤め方の儀、任せ難き心底に存じ奉り候間、この節役儀御免仰せつけられ下され候様願い奉り候。この段御内意申し上げ候以上。

文政十年十一月

会所詰貞八

多田限淳藏殿  
八月、阿蘇山噴煙、近村被害甚大なり（年）  
この年、秋風小僧次郎吉が死刑になる。（徳川）

天保四年 癸巳（一八三三）

七月、田畠に夥しい虫害が出る。（年）

七月、江戸の米価高騰のため移出を禁ずる。肥後米一石百目となる。（年表）

十一月、大坂堂島において肥後米一石百三十六匁となる。  
(年表)

八月二十二日、沼山津、鯰手永強雨浸水。（郡方）

天保五年 甲午（一八三四）

一月、天草では米価が高騰して、諸民の生活が困窮し、  
三四月、疱瘡が流行する。（天草近代）

五月八日、白河、球磨川洪水、飽田、託摩地方疫病流行。  
六月四日、池田、横手、錢塘、本荘、田迎、松山、郡浦、  
杉島、廻江、河江の諸手永にウンカが発生し被害甚大なり。  
(郡方)

天保六年 乙未 (一八三五)

(寺記)

正月三日、当寺寂明大徳御往生、右葬儀七日晴天。本院  
達例につき、二位殿御成り、供奉潮音寺、寿宝寺、鐵龍、定  
得寺文琳、香箱法林、鐘鳴旭城、然れども本院はその節病

気にて、自筆の手帛を拝見するに、年來の熟意故に、當節  
格別越山致すべき筈に、何分毎日發熱これ有り、その儀出

來兼ねるにつき、正九つ時、内仏において誦経致すとのこ

となり。其の節料理には、木山町甚三郎加勢に參す。未だ

余寒尚嚴しき中に、境内の竹林に荀二本生ず。寔に不思議

の事なり。是れ一偏に老僧の遺徳のなすところなり。病中

八九年の間に、言舌叶わざること都合五年也。その不自由

言語に述べ難し。

三月五日、夕御遷座、翌日御供養会、同十日、夕御遷仏、

翌日御供養会、又十五日から二十日御満会まで、御延引な

がら歓喜光院様三十三回忌の御法会、打ち統けて行われ、

寔に前代未聞也。然れども去る中冬御焼失の砌は、雨類袂

を潤さぬ者はなき處に、年月幾ばく成らずして洛陽第一の

莊觀となる。巍々たる大堂を目前に奉拝する時節となりた

るは、寔に是れ仏祖の御加被か、且つは前住上人の御遺徳

の顯われと、深く感ぜぬ者ぞなかりけり。今御大礼を拝せ

一、皆乗寺旧記

院は演説に、御堂に余り庭に満つるの群詣は、芳野初瀬の  
春の頃、爛漫と咲き乱れたる花を見るが如き潤いと演説す。  
像末の時なるが故に、釈尊の遺教隠れんとし、弥陀の本願  
盛んに弘通し、在念佛往生盛んなり。右の大礼につき、拙  
二月二十七日、出立ち、そして漸く六月二十二日帰山す。

(寺記)

四月二十一日、この日から二十四日まで大雨。

五月六日、強風。

六月十日、洪水。

六月十八日、昼夜大風。

閏七月五日、強風。

閏七月十七日、この日から二十日迄大風、二十一日、大  
雨となる。(年)

十月二十九日、御当国少将様御逝去遊ばざる。

十一月九日、御達例の御触到来。十二日、暮六つ時途中

にて御大切の御触拝見、十四日、夜終に御逝去の御触拝見、

その中には、法談、責馬、繕い作事等止め、七日過ぎて又

二十日、御触到来。法談、責馬等よろしくとの事なり。併

し未だ隱便晴れざるとも、十二月十八日、暮頃の御触に、

正月三日限りとのことなり。

十二月二十四日、泰正寺において御葬式、又二十七日か

ら同二十九日まで、同寺において御法事御執行。この三日

の間は諸事隠便の事、御院号は諦了院様。(寺記)

この年正月、杉堂村矢島弥平次死、文政年間、新道川に

眼鏡橋を架ける。(郡誌)

天保七年丙申（一八三六）

この年、当節まで節寺境内に、真竹と申しては一向にこれなきにつき、安養寺より小竹四本貰い求め、南郷二子石了広寺五男植え置く故、一寸記し置き候也。

この年、雨繁くして困窮すること七十五日と申す沙汰あり。（寺記）

この年、郡浦産の甘蔗で氷砂糖及び白砂糖を作る。（年）去秋の頃、熊府家中において逆心の事出来たり。其の砌、市中小路日々夜々の騒動あり。

天保七年丙申八月二十七日、申し渡し。

一、刎首。伊藤石之助、大塚仙之助、横山清十郎、堀内彦衛門

一、土席差し放され、苗字帶刀御取り上げ、宿本上廻に入れ置く。水野熊太郎、三井三郎兵衛。

一、土席差し放され、苗字帶刀御取り上げ、禁塞。鎌田新三郎、鈴木央、佐々布準助、荻豊熊。

一、土席差し放され、禁足。岩間小右衛門、仁保平太郎、内山為彦。

一、逼塞。梶原小四郎、松峰弥兵衛、三浦新八、馬渕貞七郎。

一、往々召し仕らず。住江庄太郎、中山寿作。

一、二百五十石の内、百二十五石下し置かれ、御留守居御番方。伊藤楯之助。

一、百三十石の内、百石下し置かれ、御留守居御番方。塚五郎右衛門。

一、千三百三十石の内、千三十五石下し置かれ、御留守居

御組附。横山平右衛門。

一、御役差し除かれ、逼塞、御番方。鎌田登次。

一、御役差し除かれ、逼塞、御留守居御番方。佐々布藏次郎、三井直右衛門、荻吉九郎。

一、御役差し除かれ、逼塞、御番方。内山小右衛門。

一、逼塞。仁保角右衛門、岩間父、馬渕父、住江父。

一、御役応じ兼ね、差し除かれ、御番方。川部仙吾。

一、御役応じかね、御役御免、御番方。宇野市郎右衛門。

一、申渡

堀内彦右衛門

彦右衛門儀、石之助列の者、意趣討ちの企てに与黨いたし、自ら未練の心底より、一旦御国立ち去り候との申し談じに相加わり候のみならず、石之助師家へ火をつけ候手段に携わり、同人儀火失掛け候節、火を差し候次第、土道忘却致し重置不届の至りにつき、苗字大小取り上げ、刎首仰せつけらる旨、仰せ出だされ候。

一、申渡

横山清十郎

清十郎儀、大塚仙之助列の者、意趣討ちの企てに与黨致し、未練の心底より、一旦御国立ち去り候との申し談じに相加わり、打ち寄り種々不埒の雑言に及び候につき、仙之助企てを相募り候のみならず、伊藤石之助師家へ火をつけ候申し談じに隨い、火失を持え候。右火失打ち掛けの節、遠見致し、土道忘却致し重置不届の至りにつき、苗字大小御取り上げ、刎首仰せつけらる旨、仰せ出だされ候。

一、申渡

大塚仙之助

仙之助儀、師へ対し遺恨を含み、伊藤石之助へ申し合わ

# 一、皆乗寺旧記

(寺記)

せ、意趣討ちの企てに及び、未練の心底より、一旦御国立ち去るべきとの申し談じ致し候については、与黨を諾い、打ち寄り種々云い合い候内には、不埒の雑言にも及び、遂げ得ざる儀とは申しながら、士道忘却致し重疊不埒の至りにつき、苗字大小御取り上げ、刎首仰せつけらる旨、仰せ出だされ候。

一、申渡 石之助  
石之助儀、師家へ対し遺恨を含み、大塚仙之助列の者と申し合わせ、意趣討ちの企てに及び、未練の心底より、一旦御国立ち去り候との申し談じ致し、打ち寄り種々不埒の雑言等、主になり相唱え候のみならず、横山清十郎列の者を諾い、師家へ火をつけ候次第、士道忘却致し重疊不届の至りにつき、苗字大小御取り上げ、刎首の上梶首仰せつけらる旨、仰せ出だされ候。

天保七年丙申八月二十七日、申渡 (寺記)

この年、春以来雨甚だ多く、秋に至つて俄に冷え候。これによつて田畠稀有の凶作、別して御當國中、阿蘇、小国、南郷、矢部 砥用の方言語道断の次第、右につき、矢部方より田栗を取りにこの辺に參づといふこと夥し。間には横死する者あり、且つこの辺に阿蘇方より無給錢にて奉公の類もあり、或いは家財を捨てゝ、國中を物貰ひ何人とも其の数を知らずといふ。勿論他國の風評は区也。七十余才の老人の語りて曰く、凡そ七八十年以來には例なき凶作と申すことにて、米穀等高値にして、綿百目につき十六匁、御米相場一俵につき七十二三匁、粟六十五六匁のことなり。

苗字、名字、姓、刎首、打ち首、梶首、さらし首、逼塞、家に閉ぢこもり慎しむ事。禁足禁塞、足止め。留守居御番方、留守居は年長者、御番方は歩兵。大組附、鉄炮何挺、弓何張り等を持つ歩兵の部隊長。

天保八年 丁寅 (一八三七)

この年、春以来雷鳴烈しく、其の後降雨のみにて、遂に弥生末まで絶え間なく降り続く。これによつて前川筋処々塘崩れ、それにつけ上陣橋、平田橋、木山橋、宮園橋、福原橋其の外の橋々も兩三度流失す。この辺り春の雨水には古今例なきことなり。右連雨につき、且つは前年の凶作後にて穀物至つて高値、格別窮民の類は、河内田山桃坂の土とやらを抛なく食うと間に伝え聞く。笑止千万といふは寛にこのことなり。即ち米一俵につき、熊府において官札にて百六七匁といふことになり。これによつて我も人も容易ならざる時節なり。粟一俵につき六十匁余、或いは七十二匁のことなり。其の外小麦、大豆等も一切高値なり。(寺記)

二月、天草では米一俵三百六十匁、六月、五百四十匁、矢部手永では民食缺乏で櫻の実を五千俵、会所より放出して農民に与える。(年)

六月七日、夕雨にて、翌日快晴、その後二十七日迄雨なし。右につき、諸人最も愁い、当手永一統雨乞いのため木山宮に参集す。途中にて大雨頻りに降り出し、これによつて田畠潤沢す。其の後又照り続き、少雨あれども埃を治むる位なり。

この年、秋作十分なり。併して極月中旬頃は、米四十目、

栗三十目位、よつて世間大体静かなり。(寺記)

註江戸時代、百匁、五十匁等端数のつかぬ価格は百目、五十目と書き、端数のつくものは百五匁、五十五匁と書く、習慣になつてゐたが、寺の記録を見れば勝手次第である。

淨土真宗刀、長刀等取り持ち用の事。

貴坊末流はこの方幕下同様に騎馬一疋、大小一腰、長刀一振授与致すべく候。

慶長(一六〇二)七年

家康公在判

教如上人

諸国末寺へ大小改め

御一派の僧侶、帶刀致すべきの條、慶長七年、台命により仰せ出だされ候。(寺記)

二月十九日、大塩平八郎の乱起る。大塩平八郎、その党羽の助外六人、大将となり余多の兵を従え、鍬形甲冑にて、大坂町内九十ヶ所に放火せり。その上石火矢、鉄炮を昌んに打ち懸けるにつき、諸人焼け死に、或いは桶焼け河に落ち沈む。諸人家財を持ち、且つ子を連れて命限り逃げだし、折柄猛火盛んにして、魔風頻りに吹き立つれば、一時に一万二千軒とやら焼失せり。其の節未だ火灾央きるに至らざる中に、大坂御屋敷より御飛脚立たれ、漸く二十八日夕四つ時頃熊府に到着、その飛脚一通の状、大坂御留守に、箱に収めたる時節 大坂大変の砌 処々甲冑にて

顛死の体は、出生初めて見たりといふ。(寺記)

八月十八日、砥川村、富田茂七死。上益城郡益城町大字

砥川は飯田山の西北麓に村落をなし、往時は鮎手、水上砥川村、中砥川村、下砥川村の三村に分かれ、地形高燥なるのみならず、谿間の細流もなくして、数百項の田畠灌漑の道なく、一時播種せしむれども、日ならずして天水旱涸すれば、青田枯死し一粒の秋実を得ることなれば農耕行われず。村民は全て他村の傭夫となり、僅かに糊口を凌ぎ、三村を通し貰家(礎石を据えて柱を建てた家)に住するもの

三軒、農馬六疋ありしのみにて、田畠は悉く荒蕪し、天何を以て此の禍を下すかと一村罪を負うも詮方なく、實に比類なき零落の名を得たる一寒村なりき。下砥川庄屋富田茂七、慨然として夙に村民の難苦を救わんとの志を懷き、神仏に祈り焦思苦心しが、一夜豁然として覺る所あり、砥川を距る二十町ばかりなる赤井村素麺淹より水道を設け水を引かば灌漑の便を得んと、夜の明くるを待ち兼ね、瀑布に到り地の高低を測り、水道を營築すべき位置を調べ、成功の目的あるを以て、上砥川庄村屋水野林右衛門、中砥川庄村屋豊田棍右衛門と譲し、相携えて会所に到り実施の調査を請いしに、惣庄屋間部忠右衛門を始め、土木吏員口を同じくして、赤井の地形は低く砥川の地形は高く、水の引き難きことは、三尺の童子も弁知すべしと、これを嘲笑して却けたり。茂七再三申し立つれども、その時代の習慣として、縱令有益なる事業とても下役より企図することはこれを押え、上役の権威の振いことなれば、遂に願いを聞き届けざりき。茂七更に一計を案じ、その頃藩士谷七郎

# 一、皆乗寺旧記

兵衛という者、上砥川に居住せしが、郡代白石清兵衛はその縁者たるを以て、この人により郡代に直願せしに、寛政四年（一七九二）二月、郡代砥川に来たり、水道通行の地並びに營築図面、経費等を調査し、その願いを聞き届け、同年二月、郡中の工夫を出し川道を營築し、三月上旬に至り成就す。試験のため水を流しけるに、堤防處々に破損し、半途に至りて水流下せず。諸役人衆を始め人夫に至るまで、水の引くべからざりしは知れたるとなるに、馬鹿者茂七、己等を徒労せしめしとて、異口同音謗言を放ち、其の場を退散し遂に成功に到らざりき。斯く好結果を得ざるは、御惣庄屋以下会所役人衆こぞつて茂七の功を嫉み、殊更に水道の營築を疎略ならしめ、又試験の前夜ひそかに人を出し堤防を切り崩し、茂七をして罪を得しめんと計りし故なり。茂七遺憾涯りなく、水道の營築充分ならざるにより功をなさざりしことなれば、その穿掘宜しきを得れば必ずその功あらんと、再度御惣庄屋に談ずれども聞き入れざるを察し、直に郡代の家に到り再築の請願をなせしも、容易に聞き届けられず、茂七屈する色なく、精神一到何事か成らざると、郡代の家に到ること數十回にも及びければ、郡代もその熱意を感じ、これを許さんと思ひしに、不幸にして白石清兵衛、他郡へ所替え仰せつけられ、小山門喜代って郡代となる。茂七又郡代の家に到り頻りに請願すれば、門喜その誠心を容れ、遂に奉行所に議し、寛政十一年六月中旬、砥川村横田に到り田地の実況を聞し歎息して曰く、村民何ぞこの不幸に至るや、然りと雖も、水道の此事れを一度過てば、再びこれをなすも功を成さざるは必定な

り。されば溜池数ヶ處を設け、雨水を貯え以て灌漑すべしとの命を下せり。茂七進み出て長官の仰せその理なきにあらざれども、限りある溜池の水を以て數百頃の田地に灌ぐとも、一旦水涸るれば青田の枯死立ちて待つべし。仰ぎ願わくば小臣の素願を聞き届けたまえと、水道再築のことを述ぶれば、郡代の曰く、水道のこと一度その功を成さざるのみならず、諸役人衆こぞつて成功の目的なしと云いしを汝一人固執して動かず。しいて再建せんとするも、若し前日の如くその功なきときは、数万人の人夫を使役し、多くの資金を費し、国家の利害に関することなれば、その時に至つて汝は如何にする心なるやと問いかれば、茂七慎みて答えるは、小臣の素願敢て私事ならず、國のため民のため汎く公益を興すの意にして、小臣の職務なれば畢生の思いを凝し、実地の調査を遂げ、充分成功の目的あればこそ請願をなせしことなり。前日の功を成さざるは營築疎略の致す処、これを以てその工事を無益と見做し給うは遺憾の至りに堪えず。何卒請願御許可下されだし。併し成否は天なれば、万一再び功を見ざるときは小臣の一命を棄てその罪を謝し奉らんと、誠意満面に表われければ、郡代その請を許し、汝の決心こゝに至り必ず成らんと、即日水道再築許可の命を御惣庄屋に下し、茂七を以て工事を監督せしむれば、会所諸役人衆は茂七の指揮を受け、人夫を使役すべしとの嚴命をなせり。茂七命を奉じ 寛政十二年（一八〇〇）八月中旬を以て業を起こし、自ら鍬を執り尺度を揮い、水道の広狭浅深を齊一ならしめ、その間一度も睫を交えず、三度門を過ぐるとも入らず。以て衆夫を督励せり。

諸役人、人夫を擁し謗声をして營築場中に満たしめ、或いは石礫、土塊を茂七に投ぜしこと数回なりしも、茂七泰然として怒らず。遂に同年十一月中旬に至り、工事竣工し、

その水道素麵澁より起こり、砥川に至るまで凡そ三十町四十七間三尺なり。翌享和元年（一八〇一）三月十九日、疏水式を行う。三の井磧を以てその式場となし、中央に壇を設け水神を安置し、神官西園寺武藏を祭主となし、郡代小山門喜、藩士谷七郎兵衛、御惣庄屋間部忠右衛門、会所役人衆、五ヶ村庄屋、村總代列席し、參觀の老若男女満場容集覚えず歎声を発し、砥川村万歳、茂七万歳の声雷の如く、旭の出づると共に水を灌ぎしに、綠波漾々として水道に充満し、其の勢矢を射るが如く、一時に貫流せり。式場の群集覚えず歎声を発し、砥川村万歳、茂七万歳の声雷の如く、山谷ために振えるとぞ。この工事落成せしため、昔時荒部の處、七十八町一反五畝十三歩の田地忽ち上田となり。犬の馬場も拓かれて良田となる。その利を得るものひとり砥川のみならず、隣村木崎の水田二十二町三反三畝、両村合わせて百四町八反八畝十三歩、灌漑の利を得、これによつて砥川村民の生活の道が立ち、月を逐い年を累ね繁榮し、國中第一の貧村も富村となり、人民の喜悦これにすぐるはない。以後年々三月十九日を以て茂七の功に報いんと、一日村日業を休み、酒饌を供し水神を祭ること、村社大祭日に異らす。これを井手祭と呼び、今日に至るまで百年一日の如く実行せり。茂七の子久左衛門は川端姓を名乗り、七代正誠の二男正隆が現在下津留の家を継いでいる。（郡誌）

天保九年 戊戌（一八三八）  
七月二十三日、八代方面、大風雨、雷雨。（年）

天保十年 己亥（一八三九）

一月、当春正月から雨甚だ多く、終に五月二十九日大洪水にて、処々塘崩れ荒地多し。前川筋など十年前の「子の年の洪水」を超えた。右につき、麦大豆等六七分の出来にて、連雨六月九日九つ時、快晴となる。翌十日から土用入り、其の後二十日の夕降雨少々あり。然れど共潤沢の気色なく、尤も二十二日四つ時分、小雨有れ共極暑旱天の折柄、忽ち元の如し。其の後雨なく例日甚暑にて、田の苗日夜長生す。よって万民競う時節となる。畠地味惡敷き処焼け焦がす位にて、御国中、他郡、他手永零（雨乞い）両三度に及ぶ。よって当手永、二十五日から津森宮祈禱、然れども未だ雨の氣色これなく、七月朔日、雩群集に及ぶ。翌日大雨あり、田畠一同病者の良薬に逢うが如き也。（寺記）

十二月朔日、沼山津村、光永四兵衛滅時に七十七才、当手永御惣庄屋、順正寺代淨明寺、雨天光輪庵にて相勤む。  
一、光永七助養子光永直八儀、親跡沼山津手永御惣庄屋、御代官共に仰せつけられ、御知行高三十石下し置かれ候。但しこの節直八を四兵衛と改め候。

一、寛政十年正月、南郷高森御惣庄屋に所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけらる。御知行高三十石下し置かれ候。

一、同年六月、病気に罹りなり、相勤め難き由につき、願いの通り当役御免成られ、数代御惣庄屋相勤め候につき、

一、皆乘寺旧記

上益城一領一疋に仰せつけられ候。尤も先達て御才覚銀一件取り斗りの筋、心遣い致し候につき、作紋帷子一、金子二百疋下し置かれ候。

一、同十一年二月、沼山津手永御惣庄屋在勤の節、以前よりの事とは申しながら、会所向け帳面の取り扱い不取締にこれ有り、且つ櫨方御銀貸し渡し利銀の儀、並びに惣領安永両村御免下口米貸し渡し等の儀も、止むを得ざる儀とは相聞き候得共、行き届かざる取り斗り、旁不埒の至りにつき、逼塞仰せつけられ候。

一、文政元年（一八一八）九月、病氣差し起こり、相勤め難き由、願いの通り御免なられ、一領一疋仰せつけられ候。尤も今までの米は上り候。

一、同年十二月、願いによつて、沼山津手永へ居住替え仰せつけられ、上益城一領一疋に召し加えられ候。

一、天保八年六月二十二日、御郡並の御奉公五十年余の内、役儀も数十年出精致し候につき、在勤中諸役人段仰せつけられ候。

一、十年十二月朔日病死（先祖帳）

天保十一年庚子（一八四〇）

五月十七日、大雨洪水。（年表）

七月十二日、この日から二十九日まで照り続き快晴、八朔朝から晩まで大風、これによつて田畠の損害気の毒千万也。（寺記）

天保十二年辛丑（一八四二）

三月、この月から五月まで雨の日が多い。（郡方）  
五月十五日、水野忠邦の天保の改革が始まる。（年表）  
この年、諸国豊作。

八月二十五日、申の下刻、住持廓然坊大悟死、維時二十六才、惜しい哉、御導師願力院殿御成り、二十八日午の刻、本堂において葬儀執行、光正寺、潮音寺、香箱鈴二人、寿徳寺、淨信寺、僧侶一人供奉。（寺記）

天保十三年壬寅（一八四二）

一月二十五日、志岐、富岡に庖瘡大流行、坂瀬川村の医師本郷玄成がこの日、上津深江村で希望者に種痘を施す。

（天草近代）

六月、幕府は江戸麹町に学問教授所を再建する。絵草紙等の出版物を統制し、人情本を禁止し、為永春水、柳亭種彦処罰される。翻訳書の出版を町奉行の許可制とする。（年表）

七月、高価な石器、陶器、鉢植草木を作ることを禁ずる。

（年表）

九月、天明の令にならい、農民風俗僕約令を出す。（年表）

天保十四年癸卯（一八四三）

二月、連夜四つ時から半時ばかり、薄赤色の雲空中に横たわり、当寺から見れば西方に当り、雲仙嶽の上に西から南へ横たわる。見る人彗星とも或いは旗雲ともいえり、享和の末頃度々出でしと、誠に奇怪、人々乱世の兆ともいえ

り。この頃天草に騒動あり、遠く異国には大乱あるともいえり。右委しくは記するに遑あらず。(寺記)

二月十日、天草郡中百姓一揆起る。

閏九月十三日、高木代官が天草を巡視し農民が騒ぐ。

十二月二十七日、天草大矢野島で百姓達が銀主宅を打ち

毀し始める。(天草近代)

この年、三月江戸及び諸国の家作の奢侈を禁じ、町家は六月までに、農家は十二月末までに改修を命ずる。(年表)

天保十五年 甲辰 (一八四四)

正月四日、当寺、大恵母往生、順忍庵妙春と賜う。導師

本院、道達宗覚寺、潮音寺。(寺記)

一月五日、天草に打ち毀しが始まる。十六日、栖本、十

八日、砥岐

六月二十五日、この日から二十八日にかけて昼夜地震があり、特に阿蘇が激しい。(年表)

十二月二日、弘化と改元になる。

弘化二年 己巳 (一八四五)

四月十二日、砥用長野村大火、百七十軒焼失(本)

七月、肥後藩は產物方、櫛方引除方を併合して物産受入方と称する。(年)

弘化三年 丙午 (一八四六)

九月、肥後藩の人口六十万六千九百六十七人。(年)

この年、全国長雨が続き、当寺においては十一月、十二

月子供が二十人死亡している。おそらく麻疹が流行したのであるう。(寺記)

弘化四年 丁未 (一八四七)

一月、小国地方大雪、吹き寄せは一丈にも達す。(年)

二月、天草に百姓一揆が起る。島原兵の力を借りて鎮圧する。

六月十八日、大風、高潮のため海岸地方破損する。(郡方)

十二月二十日、数十年来稀な地震のため、熊本城の石垣も崩れ、せり出し、畳礎藏なども破壊される。(年)

五月、荒尾手永平山、府本両村で石炭の試掘をする。(年)

弘化五年 戊申 (一八四八年)

二月二十八日、嘉永と改元になる。

十一月、砥用靈台橋が出来上る、弘化三年五月着工。(年)

この年、当寺庫裡再建、現住蘭洲、維時耳順(六十才)余也。工匠棟梁福富村久助、七月二十四日、小屋入り。十月十一日から四五日間古家解除。二十日から翌日まで地築き、翌月三日より建て始め。霜月二十六日、漸く新屋に遷る。其の間安居隱庵に住む。凡そ四旬余也。(寺記)

十一月十八日、隣、吉山八郎助卒、吉山先祖帳

一、私祖先大津新左衛門と申し候者、託摩郡小山村に居住

# 一、皆乗寺旧記

仕り、其の後同郡南部村に引き越し、数代居住仕り候處、零落仕り、本姓を吉山と改名仕り候。其の後猶又零落仕り候につき、御百姓に罷りなり、益城郡馬場楠村に引き

越し申し候て、父幸助まで四代御百姓相勤め申し候事。

一、父吉山幸助儀、天明三年（一七八三）卯十月、御奉行所へ召し出され、追々の借り方捨て遣わす段、奇特に思

し召しあげられ、御賞美として苗字帶刀御免なれ、御郡代直触に仰せつけられ、相勤め申し居り候内、同四年

六月、沼山津手永御田藏御縫いについて、寸志差し出し

申し候處、御賞美として一領一疋仰せつけられ、相勤め申し居り候内、寛政七年（一七九五）十月、病死仕り候。

一、私儀、寛政七年十二月、親代寸志の訳に対えられ、一領一疋に召し出され相勤め居り申し候事。

右の通りに御座候以上。

寛政八年辰四月

吉山任次

御郡代衆各当

一、養父儀、文政五年（一八二二）午十一月、一領一疋御

断り申し上げ候處、願いの通り御免なれ候。

一、私儀、文政六年未四月二十七日、御奉行所へ召し出され、祖父代寸志の訳に対えられ、御郡代直触に召し出され相勤め申し候。本姓改め吉山八郎助と改名仕り候。同手永福原村に居住仕り申し候事。

嘉永二年 己酉（一八四九）

二月四日、長峰村、坂田運平死、現住蘭洲姉聟也。  
五月十三日、川尻大風洪水（川尻）

五月二十二日、河内村大火、二百十九軒焼失（年）  
六月、旱魃。（年）

嘉永三年 庚戌（一八五〇）

一月二日、枯木村、三島善三郎室死、当住姪、大恵姉也。

四月、当県の内、城山、尾数鹿留、雪野原、清水等の竹山、山籠竹実ること夥し。近郷の諸人、或いは牛馬を牽き、或いは橐囊を提げ、或いは目籠を擔つて至ること日々群をなす。前に薇蕨を探る時に勝れり。又木倉懸かり田代方の山々にも多し。彼の處は県令某配下の村々に命じてこれを藏せしむ。当県は然らず。思い／＼に争ひ取つて、間にはこれを俵にして貯える者も多しという。又詫摩郡小峰山（俗に調鍊山ともいう）にも多し。採つて熊府に出すに、稀代の珍物なるが故に、初めは高価米に准じ、徐くにして卑し。其の形太さ麦の如く味米を欺く。色も皮を去れば白し。斯くの如きの事古老の伝説にも未だ聞かざる所なり。

果して慶か殃か、天地冥々の理、人智の及ぶ所には非ざれども、世人の謡歌、豊穣の兆とも云えり。

凡そ近年真竹枯るゝ事甚だし。前なるものは最早指の如き竹を生じ、後なるものは枯れ今盛んなり。初めに簾を生じ後に実を結び遂に枯るゝに及ぶ。僧有りて曰く、仏滅後年代を算えるに、當時人寿減却の替わり目也。天地もこれを感じて竹枯るゝならんか。近頃農人の謂う、抑も簾竹は類して性甚だ柔軟なり。当處の田地に埋めるに肥利少なからず。但し竹に大小あり、大なるものは実却つて少なく、小なるものは極めて多し。刈りて肥に備えるは小に非ざれ

ば朽腐せず。然るに今実りて枯るゝ。惜しむらくは肥の元を失せん事を。然るに近來、雨露の恩澤に由り実落ちて種となり、生ずること前に倍す。少しも肥の本を減らすことなきは幸いなり。誠に未曾有のことなり。爰に虫干の序書錄を閲するに、字書に云う、竹類六十有一、陸佃が云う、竹六十年一度易わる、即ち華実りて枯死し、実土に落ちて復生じ、六年睡となる。王子年拾遺記に蓬山浮筠の幹あり、葉青く、茎紫にして種子大珠の如し。青鸞ありてその上に集ると、晋書に曰く、元康二年、竹に花を生じ紫色、実を結び麦の如しと。対禎賦に曰く、翠実離々鳳鸞食に帰るなど、これ等の書に頗る合致せり。竹は元瑞竹たり。徵祥記に曰く、王者の徳は天にいたる中は、和氣を感じ甘露降る。賢を尊び、衆を容れて、微細を失せざる中は、則ち竹葦これを受くと。瑞竹の実又瑞物にあらずして何ぞや。若し瑞物にあらずんば鳳鸞何ぞ食せん。世人ひとえに豊歳の祥瑞という。如何あらんや、応に後を喰つべし。予数口に任せ、事の珍なる僕、聊爰に筆を染め置くものなり。(寺記)

七月十一日、大風驚動す。早朝戸を開くれば天門隱やかなならず。雲色燃ゆるが如く、東風忽然として吹き出すこと漸くに勁し。申の刻斗りに至って大南となり風勢前に倍す。こゝにおいて、修竹折れて道を遮り、巨木摧けて境を越え、茅屋破れて扳首を露わし、瓦屋頽れて落つる音喧がし。梨の実一つとして梢に堪えず。柿の実も又零落す。中においても田畠の損害幾何ぞや。然し当处方角は稻梁未だ穂を孕まず、故に損傷も軽薄なり。宇土、八代辺り、近く甲佐辺

りの地は、當時出穂の最中にて其の害最も激し。笑止千万也。有人の伝説に宇土の境は却つて弱風にて損害に至らずと。然れども未だ慥なる説を聞かず。凡そ南東の風、彼方を以て根本とす。然るに弱しといふは理に通せず。慮に真説を待つべし。且つ又熊本近在、当手永中にも屋宇の転倒处处々見聞す。近十年來の強風也。当山においても、本堂を初め鐘堂など頽崩少なからず、若干の雜費となれり。仍つてこれを記す。(寺記)

八月七日、又烈風おこる。午の刻頃から薄暮に至る、風体前月の如し。當時田畠共に出穂の只中にて、損害言語に述べ難し。前月の風はこの日より一段の強風にてありしかども、稻粟共に未だ苗同然故に、其の時分は頗る損害を現わせしかど、今に至つてはその跡形もなく十分の柄出来なるに、この節の風勢は至極大切の折柄なる故に、農民年中の汗膏、暫時の間に空しくする有様、目も当てられぬ田野の景趣なり。これによつて忽ち穀価増進す。相場師の浮沈は常のことながら、この節の大災には一入存亡有りといふ。右両度の風災にては穀物最も多からず。御当國は地味完備の境なりといえども、間には餓莩に及ぶ者も測り難し。誠に容易ならざる世上とはなれり。(寺記)

八月十四日、土山村、芦原半助妻死、この頃強雨降り続き、諸方の河川梅雨中に超えたる水勢にて、無田筋一面湛えて見る者海かと誤れり。これによつて土山からは熊本往来断絶の折柄、当寺に頼み來たる故に拵なくこれを導く。

案内には同所津田何某紛来る。(寺記)

御郡方一巻によれば、三月、肥後藩では山野のすぐ筈に

実がなり、飯に炊き団子にして食べる。その量四千四百九石六斗二升という。又七月十一日の大風では、市在の倒家、田畠の被害甚大。八月七日の大風では、農家九千七百七十軒倒壊したと記されている。

註) 筍、すゝ竹、簾、竹の花。薇、ぜんまい、蕨、わらび、柔軟、柔軟。睡、けもの道、餓草、うえ死にしたもの。筠、竹の皮。鳳鸞、瑞鳥。

嘉永四年 辛亥 (一八五一)

二月二十一日、この日と二十九日に肥後全土に強雨があり被害甚大なり。(年)

十一月九日、申の刻、宮田郡之助妻死、西光寺二男引導、十一日、当寺に於いて葬儀相當む、当寺現住蘭洲妹也。(寺記)

嘉永五年 壬子 (一八五二)

二月、水戸藩主徳川慶篤、大日本史紀伝百七十三巻を朝廷及び幕府に献上する。

この年、本木昌藏、和蘭通弁を印刷する。又上野彦馬、写真機を初めて使用する。(年表)

八月二十二日、肥後全土に大風雨。(郡方)

嘉永六年 癸丑 (一八五三)

三月朔日、暁の頃、八代淨教寺、玄龜寮司往生、右者去秋以来、発病の処、漸々差し重り、仲冬に至り十死一生の大事故に及べり。然りと雖も報命余りありて恢氣に趣けり。

然る處歳暮に至り、猶又再発す。医師松村何某等秘法を尽すと雖も能わず。当春二月の二日から養生に出でたり。熊本糀屋町鍋多に出駕し、良医黄玄朴、村井道雲を初めとして、若干の名医を求むといえども、その疾病にして耆扁も治を施すこと能わず、曉風に散行する梢の花と共に終に獲麟に及べり。哀れなるかな、甚だ惜しむべし。当寺大恵、年来帰悦の親教師なる故、日々悲号し夜々啼哭す。誠に晩夜に燈を失うが如く、中流に楫を断つに似たり。時に七日、灯前において落ちる涙を押えこれを記す。(寺記)

六月八日、玄龜寮司本葬、八代光徳寺境内において執行、延寿寺本院成り、役僧円光寺、宿坊信順寺、香箱慈鏡、磬惠鑼、未の刻出棺、行列具足す。近來旱天続きて炎熱焚くが如く、凡そ境内において延寿寺殿請待という事、故易行院師以来の初事故に、四方の参詣夥しく、光徳寺の境内に充溢せり。これ偏に鮑師の遺徳なり。斯くの如きの本葬延引することは、その子法城、去春以来上洛して往生の期に会わず、漸く四月下旬帰國する故、彼は混雜して当時とはなれり。右の儀式全く成就すること、当寺智象、前年から約諾によつて、唱導のため其の精舎へ一夏留錫中の事故、年来の好しみを忘れず、法中を和合し、檀徒を誘勧して一切これを司どるものなり。(寺記)

九月十二日、龍渉寮司、延寿寺客殿において往生、翌十三日、葬儀執行、ついては遺言の通り新村において焚骸致し、月感大徳墳墓の近辺に埋む由の処、故有りて光雲藏の側に埋葬す。近年九州を徘徊する者多くは延寿寺に留錫す。近來和讃の講釈に掛かり、地内或いは府中の若僧を勧化せ

り。当寺大恵、当夏暫くの間出席して天親の章のみ聴講せり。嗚呼惜しい哉。（寺記）

この年、梅雨以来、雨甚だ少なくして、暑中零（雨乞い）四五度に及ぶ。遂に十月上旬に至るまで全く雨沢なし。これによつて村々の井戸水渴れ尽き、河流を汲む者間々多し。漸く十月十三日に至り、降雨溝壑に満ち井水余りを得たり。寔に稀代の大旱なり。（寺記）

六月三日、アメリカ使節ペリーが浦賀に来る。

六月九日、肥後藩は横浜本牧の警固に当たる。

この頃の様子を寿賀迺舎日記は、当六月の初め、異国船、伊豆国浦賀と申す所に参り申し候由、船の長さ四十間、或いは四十五間、一艘に三千人、或いは四千人乗り合い申候由、伊豆国大島を拝借仕るべき段、願い出で候由風説これ有り候。浦賀表に渡來の異国船は、去る十二月に退帆致し候につき、差し登らせ候御人数は、御引き揚げの段御達これ有り候。右につき、西御丸御手伝の儀は、御免なられ候御達、六月二十八日拝見仕り候。と記している。

嘉永七年 甲寅（一八五四）

一月二十九日、阿蘇山鳴動して砂を降らす。（噴火）

三月二十五日、御船の増永三左衛門の八十封度砲が出来、六月五日、御船で試射が行われる。（増永記）

八日、矢部の通潤橋が出来上る。

十一月十一日、会所 河瀬熊七卒、当令安兵衛養父也。

当春二月三日、熊府藤崎において千両富興行、以後毎年二月、十一月兩度の興行と相定め候由、世上の盛衰如何。

第一回目は坪井の川瀬屋に当る。（寺記）

今般関東御代替わりにつき、誓詞御用仰せ出され、御本廟よりの御文箱、当春延寿寺に到来。五六両月の内御用仰せつけられ、これによつて末寺配下一統上洛、当寺大恵三月下旬より発足、四月二十一日京着、五月十八日、大震殿において血誓これを勤む、四月六日、禁裡御炎上。六月十四日、夜八つ時頃、京都近国大地震。御本廟、御真影様など阿弥陀堂縁側まで御動座。拙寺血誓につき上洛中のとなり。（寺記）

十一月五日、大地震す。七日又地震あり。この両地震で肥後藩の倒壊家屋二千六十六軒、藏、土蔵六百十一棟倒潰する。こゝ當分は小地震勝計に違あらず。処々の道場など倒ること頻し。又東海筋は同月四日の由、當時宮田列の者、数人浦賀手當にて、十月十四日から発足し、地震の節は吉田の宿にて大難儀し、或る禅寺の竹林に日夜を明かし暮らし、兵糧尽きて役所に願い達し、米物の恩賜に預かる由、来状の中に知らせり。宮田等が着せし翌日から彼の境を発足し、勿論宮田一族難儀の様子、諸国地震の強弱、日々見聞の通り具に物語るなり。（寺記）

去年の末、異国船アメリカ、オロシヤ等數艘往々襲來の折柄、斯くの如きの地動にて、城郭も破損せし事など天変か地天か、三界無庵の分野、火宅厭うべからざるなり。（寺記）

一、寛政六年（一七九四）十二月、河瀬安兵衛卒、河瀬熊七儀、父數十年の勤めに對えられ、一領一疋に召し出さ

れ、親に下し置かれ候御赦免開地をも直し下し置かれ候。  
一、同十年六月、野尻弥兵衛跡 御惣庄屋や仰せつけられ、  
御知行高三十石下し置かれ、御代官をも兼帶仰せつけら  
れ候。

一、庭帳御改正については、諸しらべ方出精相勤め候段、  
御家老中承き届けられ候。

一、文化五年（一八〇八）七月朔日、竜口御屋敷御類焼に  
つき、寸志一件取り斗り、心遣いいたし候につき、作紋  
帷子一下し置かる旨、奉書を以て申し渡し候。

一、同六年八月、阿蘇山上本堂御作事、大造の儀に候處、  
出精致し候段、御間に承き届け候。

一、同七年五月、御近領百姓共騒ぎ立て候については、  
村々の者共委しく教示いたし諸事厚く取り計り、昼夜心  
配致し候段、御間承き届け候。

一、同年十一月十五日、内牧町焼失について寸志誘い方、  
格別出精致し候に付き、作紋麻上下一具下し置かれ候。  
一、同七年十二月二十八日、非常御手当米、在中一統田米  
仰せつけ置かれ候を、寸志取り斗り一件、心配致し候に  
つき、作紋小袖一下し置かれ候。

一、文政五年（一八二二）十一月五日、御奉公多年心掛け  
よく、村々の風儀、併せて勧農の筋示し方宜しく、且つ  
会所備え、村備え、或いは御救い備え錢の仕法組立て、  
其の外所柄便利を得、又は後年の為に相成り候儀など、  
厚く心を用い種々心を配り、格別精勤致し候につき、御  
知行高十石増し下され候。

一、天保三年（一八三二）九月七日、去る午の年、非常の  
一、皆乗寺旧記

風災、引き続き関東筋川々御普請御手伝い御用について、  
手永／＼より上米、且つ寸志錢出し出し候一件、初発委  
しく申し談じ、出精致し候につき、作紋羽織一下し置か  
れ候。

一、同四年十二月十五日、病氣差し発こり、相勤め難き由、  
願いの通り当役御免なられ、数十年心懸け厚く出精相勤  
め候につき、桜御紋附御拾羽織一下し置かれ候。

この後、熊七は隠居し、養子勇記に跡目をゆずり、嘉永  
七年十一月十一日、沼山津で病死している。

### 河瀬勇記

一、天保四年十二月十七日、右熊七養子河瀬勇記儀、野尻  
手永御惣庄屋當分仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけら  
れ候。

一、同五年正月二十七日、勇記を安兵衛と改む。

一、同七年正月二十三日、野尻手永御惣庄屋當分仰せつけ  
置かれ候について、在勤中諸役人段仰せつけらる段、達  
しに及ぶ筈の処、其の儀相洩れ候につき、在勤中右の通  
り相心得居り候様達しに及び候。

一、同九年四月七日、河江手永御惣庄屋、御代官兼帶本役  
仰せつけられ、御知行高二十石下し置かれ候。

一、同十年十二月十九日、去る夏、御巡見御用出精相勤め  
候につき、金子百疋下し置かれ候。

一、同年八月七日、江戸城西御丸御普請について、御上金  
御用につき、上米、且つ寸志誘いなど、格別出精致し候  
につき、作紋單羽織一下し置かれ候。

一、弘化二年（一八四五）十二月十六日、御知行高三十石

持ち懸かりにて、沼山津手永御惣庄屋所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけられ候。

一、同六年十二月十八日、役方多年心懸けよく、河江手永

在勤中松橋新地築き立て、中山手永燈ヶ鼻新堤出来、引き続き新地築き添え、前後大造の御普請、主になり厚く心を用い、速やかに成就致し、其の外砂川掘り替え、彼

是格別出精相勤め候につき、独礼仰せつけられ候。

一、安政六年（一八五九）四月十九日、御知行高四十石持ち懸かりにて、池田手永に所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけられ候。

一、慶応二年（一八六六）五月九日、先年沼山津手永において、銅山御取り起こし、初発より御用受け込み仰せつけられ、諸事申し談じ心配いたし、世話筋行き届き候につき、桜御紋附御上下一具下し置かれ候。（先祖帳）

安政二年 乙卯（一八五五）

この年、天草では疱瘡が流行する。

三月一日、この日から七日まで大雨、麦大凶作となる。

（天草近代）

六月十六日、杉堂村、矢島忠左衛門死

一、文政六年（一八二三）、御郡代手附横目仰せつけられ。

一、同九年、塘物抜荷改方横目仰せつけられる。

一、天保九年（一八三八）、芦北郡湯の浦御惣庄屋仰せつけられ、御郡代をも兼帶仰せつけられる。

一、同十二年、下益城郡中山手永御惣庄屋所替え仰せつけられ、御郡代をも兼帶仰せつけられる。

られ、御郡代をも兼帶仰せつけられる。

一、安政二年六月十六日、右手永御惣庄屋在勤中病死。（郡

十月二日、江戸大地震（安政の大地震）家屋の倒壊数万戸、死者二十万人。（年表）

十一月八日、本山御触状来る。

京都近国去る四日辰の刻過ぎ、五日未半刻、同夜亥の刻三度大地震。その前後今以て少々相震い、誠に度々の儀、深く御驚きをらせられ、御真影様を始め奉り、御白砂まで御

動座在らせられ候得共、追々相治まり、六日未の刻、平常の如く御鎮座在らせられ、両御門跡様にも益々御氣嫌能く成らせられ御座候間、御門末一同安堵致さるべき様、御知の事になり候。この段御門末中に早々申し通さるべく候。恐々頼首。

十一月八日

川那辺図書

飼田大善

肥後国延寿寺殿（寺記）

安政三年 丙辰（一八五六）

一月十三日、天草志岐村で石炭を採掘して肥後藩に売却交渉する。（天草近代）

五月朔日、木山町村、松屋清五郎死、木山横町竹屋前地

藏は、安政三年辰七月二十四日、願主松屋清五郎となつているが、この時清五郎はすでに死亡している。清五郎の子は清五郎を名乗っていたのか、それとも生前建立するよう遺言していたのか、全く不明である。

この頃、福原村で、勝藏、家塾を開く。

木山町、嘉永元年—明治五年、五十人、森政家。

寺迫村、嘉永元年—明治五年、二十人、遠山寿太郎。

平田村、嘉永元年—文久三年、百五十人、緒方三四郎。

安永村、嘉永元年—明治五年、十五人、江藤始。

馬水村、嘉永元年—明治五年、二十人、藤本休声。

馬水村、明治五年—明治〇年、二十人、藤本九左衛門。

寺中村、文久元年—明治初年、二十人、甲斐眞祭祀。

寺中村、文久元年—明治初年、十五人、宮尾意頼。

田原村、文久元年—明治初年、二十五人、田尻宗蹟。

小谷村、文久元年—明治初年、五十人、富永惟治。

杉堂村、文久元年—明治初年、二十五人、大西玄達。

上陳村、文久元年—明治初年、十五人、本田仁平。

下陳村、文久元年—明治初年、十五人、山本武一郎。

下陳村、文久元年—明治初年、十五人、下田和平。

下陳村、文久元年—明治初年、十人、富田慎益。

下陳村、文久元年—明治初年、二十人、山口諫議。

福原村、文久元年—明治五年、百五十人、原田宗壇。（郡誌）

安政四年 丁巳（一八五七）

# 一、皆乗寺旧記

勤中なり。

七月十五日、南福原村、後藤覚右衛門死。

この年、当寺大恵、復上洛、三月二十日、発足。羅病して熊本円光精舎に留録す。孟夏五日、熊城を発ち、同十八

日、京着、聽講數部これを略す。閏五月十五日、擬寮司に

転席、白石本誓亦同日なり。又九月八日より京地を発し、同十二日、浪速出帆、同十七日、朝小倉着岸。同二十一日、

熊城に來たり信宿して二十三日、故山に帰る。（寺記）

五月十三日、沼山津手永井寺村の藪が崩れて古墳が表わ

れる。現在の井寺古墳。（郡方）

十一月、熊本声取坂に安巳橋が架かる。安政年間出来た

ので安政橋ともいう。（先哲）

一、後藤彦太郎儀、天保三年（一八三三）辰三月、四福原

村懸かり山の口仰せつけられ候。

一、同七年三月朔日、中福原庄村屋仰せつけられ候。彦太郎を次八郎と改め候。

一、同十年二月晦日、本役仰せつけられ候。

一、同十一年二月二十六日、広崎庄村屋所替え仰せつけられ候。

一、嘉永二年（一八四九）十二月五日、宮園村、西惣領村庄屋兼帶仰せつけられ候。

一、同六年十二月二十四日、鳥目一貫文拝領なられ候。

一、安政四年二月六日病死。

後藤順助二男源八事、覚右衛門

一、文政九年（一八二六）沼山津手永会所見習仰せつけら

れ候。

一、天保四年（一八三三）沼山津手永会所小頭當分仰せつけられ候。

一、同十一年、沼山津手永会所小頭本役仰せつけられ候。

一、同十三年、杉堂庄村屋仰せつけられ候。

一、同十五年、中福原庄村屋所替え仰せつけられ候。

一、安政元年（一八五四）木山町庄村屋所替え仰せつけられ候。

一、会所見習七ヶ年、小頭九年、庄屋役十六年都合三十二

年間相勤め申し候。

一、天保九年（一八三八）六月、寸志として二貫五百目差し上げ申し候につき、御郡代直触に進席仰せつけられ候。一、安政四年（一八五七）七月十五日、木山町庄村屋役勤め懸かりにて病死。（後藤家文書）

安政五年 戊午（一八五八）

一月二十三日、木山町、松屋新兵衛老母死、寿百才（寺記）

五月三日、この日から雨が降りだし、二十日から二十五日まで強雨、田畠の水損が大きい。（郡方）

六月十三日、追村、遠山平一朗死。

九月、夜々彗星現れ人を驚かす。初めは微にして西北の間に在り、中頃長大になり西に廻る。終に南に向かい漸々微小になりて滅す。何の兆なるか。又この頃悪病流行して天下一統なり。苦痛凡そ三日を過ぎず、三日を過ぐれば大方快復す。甚だしきに至つては一日の内に癒る。世人流行

病の兆ともいえり。（寺記）

この年、八九月、江戸にコレラが大流行。死者二万八千余人。肥後藩においてもコレラが流行して死亡三千七百八十五人。当寺御門徒では八九月、死亡者が多く、特に白河沿岸がひどかったようである。

遠山貞八悴平一朗

一、私儀、文化十三年（一八一六）正月より当会所見習に罷り出で居り申し候處、文政五年（一八二二）午正月、小頭役仰せつけられ、天保六年（一八三五）未三月、会所詰め召され仕り相勤め居り申し候。天保十年亥二月、会所詰め御免なられ、下陳庄村屋仰せつけられ候。同一年子二月、馬水庄村屋所替え仰せつけられ、相勤め居り申し候。見習より当年まで三十三ヶ年に相成り、役付年数二十七ヶ年に相成り候。

一、私儀、白金御側御用蠟抜所御用として、池田、横手、錢塘海辺において、新地出来の節、塘筋築き立て、笠積みつけ、湖塘本石垣、鞘石垣御普請受け申し、追々罷り出で出精仕り候につき、御鳥目三百五十文拝領なられ候。一、私儀、御巡見様御用相勤め候。御間承き届けられ候て、選挙方御奉所へ、天保十年（一八三九）亥十二月、御達に相成り候。（吉野家文書）

木山町松屋に藩主より拝領した杯がある。其の箱書きに、安政三年正月十六日、木山町松屋類女、百才の長寿によつて、國主より高田手永御惣庄屋に申しつけ、進物家伝に相成ると記されている。松屋（萱野弘康）新兵衛老母は安政五年正月二十三日、死亡しているから享年百二才という事

になる。皆乗寺が建立されてから三百年になるが、百才以上の中寿者は松屋の老母唯一人である。

安政六年 己未 (一八五九)

今度又就関東御代替、從御本廟誓詞被仰付、依之現住大惠、從五月七日故山発足、有故留錫于熊城、同十三日、發熊府、同行有両僧、專福寺智弁、金蓮寺慈弁是也、此比梅雨連日降続、川止道隣等辛苦不可言、同二十一日、漸到小倉府、経一両日乗船、六月二日、着浪花津、同四日、京着、然昨夏之焼跡甚可傷、於中御本廟之分塹、両堂諸門及殿閣一宇、不殘為灰烬、纔仮両堂耳建在傍、未具軒、雖然宗風之盛乎少無減、寔凡夫往生教門、末世相應之要法、益所弘興之大法城也、見聞之諸人誰不感嘆乎、且於境内構広長工屋、働若干職夫、凡千有五百余、經營至周備期以来歲晚秋、而其初冬勤元祖遠忌、又翌春三月、執行祖師之遠忌云々、干時余輩六月十六日、血誓相勤、余又此節、願新書一軸、向四十日得之、事実如載其添状、從夫徐促帰装、七月十日、伴光頭寺法英而、辞洛求船下高瀬川、驟雨驀来、船中漂膝、須臾而晴到伏見、夜将央又得船下淀川、翌朝着大坂、十二日薄暮、乘柁鶴崎船、曉天解纜放船、日夜順風、舒起不疾不遲、実称愉快、十六日、黃昏過備州鞆之沖、盆会之灯明百千点、絃鞞之声遙聞、宛如慰舟鬪、干時順風頻募、布帆如箭、十七日初更、遂着岸鶴崎、此中從浪花往々有知己、或伴或離、不遑記其名、二十一日、來熊城、二十四日、帰故山、衆皆集而祝安全。

此比昨年流行之悪病、亦在都鄙之間、京坂之内死人不知

数、当国之内、熊府尤劇、在々頗衆城下者、七月下旬之候、稱惡病追出、老若男女調種々樂器具、頻扣鐘太鼓、夜々騒動愕然頗勝昨年、珍事故、余昨歲狂作流病歌一曲、以備諸人之笑吟、訖至九月中旬、其症尚未央。

寺及び住職個人に關する文書は、右の通り漢文で書かれているものが多いので仮名混り文に直して記載しておく。

今度亦関東御代替わりについて、御本廟より誓詞仰せつけられ、これによつて、現住大惠、五月七日より故山を発足す。故有りて熊城に留錫し、同十三日、熊府を発つ。同行兩僧有り、專福寺智弁、金蓮寺慈弁是れなり。このころ梅雨連日降り続き、川止め道隣れ等辛苦いうべからず。同二十一日、漸く小倉府に到り。一両日を経て乗船。六月二日、浪花津に着く。同四日、京に着く。然るに昨夏の焼け跡甚だ傷むべし。中にも御本廟の分塹、両堂諸門及び殿閣一宇、残らず灰烬となり、纔かに仮両堂のみ建つて傍に在り、未だ軒を具にせず。然りと雖も宗風の盛んなる事少しも減ることなく、寔に凡夫往生の教門、末世相應の要法、ます／＼弘興する所の大法城なり。見聞の諸人誰か感嘆せざらんや。且つ境内において、広長の工屋を構え、若干の職夫を働かす。凡そ千有五百余なり。經營周備に至るまで、期するに來歲晚秋を以てす。而して其の初冬、元祖の遠忌を勤め、又翌春三月、祖師の遠忌を執行すと云々。時に余輩六月十六日、血誓相勤め、余は又この節、新御書一軸を願い、四十日に向つてこれを得。事実その添状に載るが如く、それより徐に帰装を促し、七月十日、光頭寺法英を伴なつて、洛を辞し船を求めて高瀬川を下る。驟雨驀来して、

船中膝に漂う。須臾にして晴れ伏見に到る。夜将に央きんとし、又船を得て淀川を下り、翌朝大坂に着く。十二日薄暮、鶴崎船に乗柁し、暁天續を解き船を放つ。日夜順風舒やかに起こり、疾からず、遅からず、実に愉快を称す。十六日黄昏、備州鞆之沖を過ぐ。益会の灯明百千点、絃轍の声遙かに聞こえ、宛も舟鬱を慰むるが如し。時に順風頻りに募り、布帆箭の如し。十七日初更、遂に鶴崎に着岸す。この中浪花より往々知己有り、或いは伴し、或いは離れ、その名を記するに遑あらず。二十二日、熊城に來たり、二十四日、故山に帰る。衆皆集まりて安全を祝う。

このころ、昨年流行の悪病、亦都鄙の間にあり。京坂の内死人數を知らず。当國の内、熊府尤も劇しく、在々頗る城下の者をあつめ、七月下旬の候、悪病追い出しと称し、老若男女種々の楽器具を調べ、頻りに鐘太鼓を扣く。夜々の騒動愕然として頗る昨年に勝れり。珍事なるが故に、余昨歳流病歌一曲を狂作し、以て諸人の笑吟に備う。九月中旬訖るに至るも其の症尚未だ央きず。(寺記)

望により其の講中へ達如上人御作文の御書下しなられ候間、有り難く存じられ、いよ／＼法義相守らるべき旨御意候也。

安政六年六月七日

飼田大膳

下間大藏郷法眼

延寿寺下肥後国益城郡福原村皆乗寺

御本山二十八日講中

皆乗寺文書の中には、明和五年(一七六八)八日講中の仰書と、右の二十八日講中の仰書二通が残っている。八日

講中の仰書には本山へ銀十枚を差し上げ、先代從如上人(宝暦十年没)の御染筆をいたゞいた事が記されている。

一方二十八日講中の仰書には、東本願寺二十代法主達如上人の御作文を授与されたことが記してある。この講中は本来、本山及び末寺が念佛の信仰を民間に徹底させるために組織した集会であったが、江戸時代になると部落毎に講中を作り、本山護持のために必要な金を集め下部組織として活用した。又一般大衆はこの講中を頼母子講として利用した例もある。(寺記)

この年、昨年に引き続き全国にコレラが流行し、肥後藩では三千七百八十五人死亡。当寺御門徒では八九月、死亡者が多い。

安政七年 庚申 (一八六二)

三月三日、水戸浪士関鉄之介、薩摩浪士有村次左衛門等大老井伊掃部頭直弼を接田門外に殺す。(寺記)

三月十八日、万延と改元になる。

四月七日、この日から九日まで三日間強雨洪水、田畠の水没七千百八十九町余、家屋の浸水三千五十六軒。(年)

四月十七日、肥後藩主細川斉護が卒去し、慶順が遺跡を

相続する。(続徳川)

六月十日、大風起こり、朝六つ半時最も強し。処々の大木、家々を倒す。当手永中凡そ百二十軒の倒家、鯰手永はこれに倍する由、当寺も堂宇の破損夥し。老人の説に凡そ三十年來の強風と云々。(寺記)

当國大主様先月二十七日、御逝去の段、六月十一日、御

触差し廻さる。

御凶事につき第二番の御触状写、同月十六日

今度御凶事につき、御家中の面々月額剃り申さず、長髪にて居り申し候にてこれ有るべく、御家中家来々々者それに及ばず候。この段頭々へ規度なく通達に及ぶべき旨、御用番申し聞かれ候条、左様相心得られ、御支配方へも心づけらるべく候以上。

六月十日

荒木甚四郎  
津川数馬

今度の御凶事につき、寺々法談七日相止め、勤の鐘太鼓は相止めに及ばず候間、この段達せらるべく候以上。

六月十日

覚

安養寺  
千光寺  
淨信寺  
皆乗寺

六月十日

中村莊右衛門  
荒木甚四郎  
津川数馬

候處、俄の強風にて居家など大破に及び候向きも少なからず候につき、この砌に候えども、外匂い且つ雨露を凌ぎ候丈、仰山にこれなき様ひそかに取り繕い置き候儀は、苦しからざる旨、御用番申し聞かれ候条、左様心得、支配方これ有る面々は御達あるべく候以上。

六月十日

外

御凶事につき第三番の御触状写 同月十八日

御国中穩便中に候えば、責め馬並びに繕い作事の儀は、來たる十七日より遠慮に及ばず候。尤も新規の作事は追つて申し達せられ候までは差し扣え申すべき旨、御用番申し聞かれ候条、左様相心得られ、支配方これ有る面々は御達あるべく候以上。

六月十四日

荒木甚四郎  
津川数馬

右の通り候条、左様相心得られ、拙者支配の面々へ通達い候様、下方の者共へ申しつけ候様。

右の通り達せらるべく候以上。

六月十日

今日の御到来について、繕い作事など相止め申すことに

六月十六日

中村莊右衛門

右の通り御達に相成り申し候間、則ち御通達に及び申し

候以上。

六月十七日

光永四兵衛

六月二十二日

中庄村右衛門

安養寺

千光寺

淨信寺

皆乘寺

り相渡され候につき、則ち写し相達し候条、承知奉るべく  
候以上。

一、御郡代衆支配の面々は、勿論御惣庄屋直触に至るまで、  
外

村人数を放れ候者は隠居子弟の差別なくすべて御長髪の  
こと。但しひげ剃り方は苦しからざる旨候なり。

一、読書、習書指南の儀、時習館、両樹の見合わせを以て  
五十日差し止め候様との旨につき、七夕竹建て方見合  
せのこと。

御凶事につき第四番の御触状写、同月二十三日、

大守様御法号 泰源院様と称し奉り候。且つ又御前様は  
顯光院様と御改めなられ候。後泰巖院様と御改めの旨御触  
来る。此の段御承知になられるため申し達し候条、御支配  
方へも申し聞かれ置かるべく候以上。

六月十八日

奉行所

岩崎物部

六月十六日

申し候以上。

光永四兵衛

上益城物書中

右の通り猶申し來たり候間、御心得として御通達に及び  
申し候以上。

六月二十二日

安養寺

千光寺

淨信寺

皆乘寺

太守様御法号

外

会所よりの廻状写

御前様御安名の儀について、御書付一通、御用番相渡され  
候につき、則ち写し相渡し候条、承知奉られ、相触れ申へ  
御通達支配方これ有る面々は、御達あるべく候以上。

六月十九日

太守様御法号等の儀について、御書付二通、御奉行中よ

り候面々、自他支配の差別なく、各より通達之ある寺子共

の親々へも、洩らさず委しく申し渡さるべく候以上。

七月三日

光永四兵衛

村々庄屋中

御凶事につき第五番の御触状写

外 (寺記)

七月二十七日、この御触状到来の節、勤行中にて拝見能わ  
ず、尤もその趣意は、泰源院様、五月二十七日御命日につ  
き、御廟参りの輩、妙解寺へ登山仕るべき旨の由までと  
云々。

御凶事につき第六番の御触状写

七月二十九日、

口上書

この間相触れ置き候穩便の儀、明後二十九日までにて、來  
月朔日よりは穩便に及ばず候間、其の意を得られ支配方へ  
も達せらるべく候以上。

七月二十七日

奉行所

右の通り候条、其の意を得奉られ、支配方これ有る面々  
は達せらるべく候以上。

七月二十七日

荒木甚四郎

津川数馬

一、士席以上、来月朔日より月額剃り申すべき旨。  
一、新規の作事、右同日以後は苦しからざる旨。

右の通り達しに及ぶべき旨、御用番申し聞かれ候間、左  
様相心得、支配方これ有る面々は御達あるべく候以上。

七月二十七日

荒木甚四郎

津川数馬

右の通り御達に相成り候間、其の意を得らるべく候以上。

万延二年 辛酉 (一八六一)

七月二十八日

中庄村右衛門

安養寺

千光寺

淨信寺

皆乘寺

七月二十一日、道明村、矢野弥次右衛門伯母死  
文には、抑も人皇四十二代文武天皇の第三の皇子、葛城王  
嘗つて天下の始め、大いに國家を経通し、倭歌に達し、聖  
武帝の深愛有ることとなる。而して天平八年（七三六）、  
始めて橘姓を賜り、從一位左大臣に敍せられ、橘諸兄と号  
し、家持と万葉集を編す。代々家の紋は橘より出でて、  
世々朝廷に仕え誠忠たらしむ。その後胤、文和（一三五  
三）の乱後武家に下り、九州南豊に趣き居城す。矢野これ  
に原因して、矢野因幡守諸直と名乗り、其の後足利氏中世  
の頃、始めて肥後熊本内越に來たり、其の後八代に趣き、  
後合志郡大津手永大堀木の領地に住す。後転じて現今の益  
城郡白水村に住す。こゝに曰う、初代因幡守諸忠、松山開  
拓の元祖なり。

道明村天満宮は享保十三年（一七二八）、矢野作之亟の  
建立とされている。

二月十九日、文久と改元になる。

十一月七日、夜四つ時、蘭洲大徳入寂、号得照坊、同十

日、本堂において葬儀執行、導師延寿寺殿本院、潮音寺、香箱開神、磬伴僧、供奉寿徳寺外。(寺記)

当君様御祖母様蓮性院御逝去につき、十二月の御触、戊

正月三日到来。

口上書

この間相触れ置く穩便の儀、明後四日までて、來たる五  
日よりは穩便に及ばず候間、其の意を得、触れ支配方へも

達せらるべく候。(寺記)

古来当寺には真竹これなく候につき、安養寺より種竹四  
本貰い受け、境内の南隅に植えおくものなり。これ梅月下  
旬第一日なり。(寺記)

文久二年 壬戌 (一八六二)

(球磨史話)

六月五日、この日から七月まで雨が降り続き各地で洪水  
が起ころ。(郡方)

この年、四月から閏八月まで、全国に麻疹、コレラが流  
行して猛威を振る。当寺御門徒においても、七月三十四人、  
八月三十一人、閏八月十三人、年間合わせて百十四人死亡  
している。昭和二十年の死亡者は百五名であるから、この  
年は天正以来四百年の益城町の歴史の内で人が一番多く死  
んだ年である。(寺記)

文久三年・癸亥 (一八六三)

三月十一日、熊本通町居住、愛法坊智象往生、維時七十

四才、鐘楼建立者なり。永々誦経怠るべからず。(寺記)

六月二十七日、朝五つ半頃、大惠入寂、維時三十八才、  
号願海坊、同二十九日、本堂において葬儀執行、導師延寿

寺殿本院、信順坊、潮音寺、淨林寺、普觀、香箱開神、伴  
僧種善、憐れなるかな時に新發意大寂三才。

この年、肥後藩主細川慶順は米一万五千俵を献じて京都  
市民に配給する。(徳川)

文久四年 甲子 (一八六四)

二月二十日、元治と改元になる。

七月二十九日、釘の峯、山内權之助母死、權之助は當時、  
湯の浦手永御惣庄屋相勤め居り候につき、彼の地において  
葬儀相済ませ、死骸を旧里福原の墓地に埋めたく、就いて  
は八月朔日夕、御堂に一夜々伽し、二日又寿徳寺葬儀執行、  
拙寺助音。

八月二日、長州征伐。

山内晨之助惣之助

一、天保六年(一八三五)三月二十一日、非常の洪水以後、  
自他手、水追々大造、御普請出夫の節々罷り出で、御惣庄  
屋へ引き続き出精致し候につき、金子二百疋下し置かれ  
候。

一、弘化四年(一八四七)正月十一日、山内權之助儀、塘  
方助役申しつけられたき由にて、在勤中一領一疋仰せつ  
けられ候。

一、嘉永元年(一八四八)七月十八日、唐物抜荷改方御横

# 一、皆乗寺旧記

目仰せつけられ、在勤中諸役人段仰せつけられ候。

一、同七年十一月三日、鯰、沼山津水理御普請の節、竹木伐り出し方取り斗り、骨を折り候につき、金子二百疋下し置かれ候。

一、同年同月同日、鯰、沼山津水理御普請の節、寄せ夫等の節は、御普請小屋へ詰め切り、入目錢等の受け払い、圭角に取り斗り、御普請の個処々へも始末罷り出で、骨を折り候につき、作紋拾羽織一下し置かれ候。

一、安政二年（一八五五）二月二十八日、役方多年心懸け能く、出精相勤め候につき、諸役人段本席仰せつけられ候。

一、文久元年（一八六一）十一月三日、当役御免なられ、湯の浦御惣庄屋當分仰せつけられ。御代官兼帶仰せつけられ、在勤中諸役人段仰せつけられ候。

一、同二年六月二十七日、役方數十年心懸けよく、場広の御山藪諸木仕立て方など、格別出精致し候につき、独札仰せつけられ候。

一、慶応二年（一八六六）三月十一日、湯の浦手永御惣庄屋仰せつけられ、御代官兼帶本席仰せつけられ、御知行高二十石下し置かれ候。

一、同四年十月六日、矢部手永塘方助役在勤中、村々の新堤、井手立て御取り起こしつき、場所見立て、測量、積もり方など種々工夫を用い、始末出精致し候につき、

作紋上下一具下し置かれ候。

一、明治二年（一八六九）十二月二十二日、御惣庄屋へ下し置かれ候御知行の儀、以来知行名目は差し止められ、支配地と相改められ、その保御預け置かれ候。

一、同三年二月二十三日、支配地高二十石懸かりにて、坂梨手永へ所替え仰せつけられ、御代官兼帶仰せつけられ候。

一、同年七月六日、改革につき、当役御免なられ、段格持ち懸かりにて、郡政大属の支配に差し置かれ候。（先祖帳）

## 山内家系譜（墓地碑文）

佐京大夫大内義長は、大友義鑑の第三子にて、太宰大貳義隆の後を承け、関西に雄據す。弘治二年（一五六六）四月七日、毛利氏と戦い軍敗れて自殺す。孤子四郎逃れて豈後にあり、長く山内を称え、長重石垣原の戦いに奮斗して傷つき、其の子三郎重直、始めて肥後に遊び、其の孫三郎兵衛、益城郡福原の莊に居す。慶安承応（一六四八—一六五四）の間、其の庄屋となり、子理兵衛、孫伝七その職を世襲す。伝七に四子有り、各分家す。権四郎は山内の祖となり、善四郎は山内、九鬼の二氏となり、市三郎は安尾、安田の二氏となり、甚三郎は宮田、河添、吉山、米村の祖となる。四家の後は今別れて十有五となる。それ積善の家必ず餘慶あり。（後略）

明治三十三年十月十五日

後裔一族謹識

元治二年 乙丑（一八六五）

四月八日、慶応と改元になる。

八月十六日、矢部の者、熊本城に登り、鯉に帶をつけて引き落とす。(日記)

この年、木崎温泉再開。(日記)

閏五月末の物価は、白米一升二又五分、油一合一又四分、上酒一升四又、薪枯枝一駄四又五分、豆腐一丁七分、綿百目十七又、木山町では米一升三又、隈府では二又八分の処、八月末になると、白米一升三又二分、油一合一又七分、上酒五又五分、綿百目二十又に高騰する。十月末になると、白米一升四又、大豆一升三又二分、醤油一升三又四分、上酒一升七又。物価は日増しに上り、庶民の生活は益々苦しくなる。(日記)

この年、四月二十日、幕府は肥後藩細川慶順に長州征伐先鋒を命ずる。五月以来物価騰貴のため全国に暴動が起る。(徳川)

十二月十日、居村、米村栄之助死。(寺記)

米村先祖帳(米村義武)

私先祖、清正公御家来並河志摩より相続、米村能登と申す者浪人にて居り申し候其の子孫。妙解院様(忠利公)御入国以後、詫摩郡本庄手永御惣屋仰せつけられ、数代相勤め申し候處、米村久左衛門儀、享保十八年(一七三三)已亥月、飽田郡横手々永へ所替え仰せつけられ、其の後五町手永へ所替え仰せつけられ、相勤め居り申し候處、老年に及び御断り申し上げ、元文四年(一七三九)八月、願いの通り御役御免なられ候。

右の通り御座候以上。

慶応二年三月、米村栄之助死

衛門と相改め申し候。宝暦八年(一七五八)寅九月、田迎手永へ所替え仰せつけられ、田迎甚左衛門と相改め、その後病身に罷り成り御断り申し上げ候。同十一年二月、願いの通り御役御免なられ候。

一、右甚左衛門子兵藏へ跡役仰せつけられ、田迎兵藏と相改め相勤め申し居り候處、明和四年(一七六七)四月、御惣屋御免なられ、地士に仰せつけられ、その後一領一疋に召し置かれ、御郡代衆御手附横目役相勤め居り申し候内病死仕り候。

一、右兵藏子米村政八、天明元年(一七八一)五月、地士に召し出され、同四年十二月、在勤中一領一疋にて井樋方助役、同六年十月、詫摩郡水抜井手筋海辺まで、大小井樋見扱仰せつけられ、相勤め居り申し候處、病身に罷りなり御断り申し上げ、享和三年(一八〇三)六月、病死仕り候。

一、右政八子米村久兵衛儀、幼年にこれ有候につき、同姓米村八助育に相成り居り申し候處、文化八年(一八一

一)九月、地士に召し出され候。

一、右久兵衛儀、男子これなく候につき、上益城沼山津手永下福原村居住、一領一疋宮田寿吉育の弟私父宮田力平、願いにより養子に罷りなり候處、文化十四年(一八一七)己二月、親跡地士に召し出され、米村栄之助と相改め申し候。其の後沼山津手永下福原村へ願いにより居住替え御免仰せつけられ候。

御尋に付申上覚

精致し候につき、一領一足仰せつけられ候事。

一、同人儀、元治二年（一八六五）十月、役方五十年余出

精致し候につき、金子二百疋下し置かれ候事。

右父米村栄之助儀、上益城一領一足宮田寿吉弟にて罷り

あり、宮田力平と申し候砌、沼山津手永福原村福田寺御敷

御山の口仰せつけられ置き、文化十四年二月、親跡地士に召

し出され候につき、同年十二月、福田寺御敷見役に召

し置かれ、去る已年まで都合五十九ヶ年相勤め、去る十二

月十日、病死仕り候事。

一、私儀、嘉永七年（一八五四）五月、父病中故障などの

節、御山見役代役仰せつけられ、父老人に罷りあり候

につき、諸御用筋一切引き受け、去る已年まで都合十二

ヶ年相勤め申し候事。

一、私儀、嘉永七年十月、相州御備場御手当御陣屋詰め仰

せつけられ、安政二年（一八五五）十二月、帰国仕り候

事。

一、私儀、文久三年（一八六三）九月、御連枝様御供にて、

京都詰め仰せつけられ、罷り登り居り申し候處、父大病

について看病のため、願いにより同年十二月、帰国仕り

候事。

一、私儀、天保九年（一八三八）二月、幼名米村又八名前

にて、炮術先師役内尾源八殿へ入門仕り、安政三年（一

八五六）二月、改名米村新之助名前を以て目録相伝に相

成り候事。

一、私儀、剣術先師役和田伝兵衛殿へ天保九年三月、入門

仕り、嘉永元年（一八四八）二月、位詰め相伝に相成り

一、皆乗寺旧記  
沼山津手永下福原村居住、私父米村栄之助儀、養父米村久  
兵衛儀、詫摩郡地士に罷り在り候處、先年上益城一領一疋  
宮田寿吉育の弟にて、私父宮田力平を養子に仕り置き候處、  
文化十四年（一八一七）二月、父跡地士に召し出され、米  
村栄之助と相改め、その後沼山津手永下福原村へ居住替え  
御免仰せつけられ候。且つ父栄之助儀、役付き年数、御賞  
美など、且つ又私儀、父病中故障などの節、代役相勤め候  
年数左に申し上げ候。

一、上益城一領一疋宮田力平と申し候處、文化四年（一八  
〇七）十二月、沼山津手永福原村福田寺御山、御山の口、  
仰せつけられ候事。九ヶ年相勤め候事。

一、同人儀、親跡地士に召し出され候につき、文化十四年  
十二月、福田寺御敷見役に召し置かれ候事。

一、同人儀、文政八年（一八二五）三月、御制度格別見役  
仰せつけられ、去る已年まで四十一ヶ年相勤め申し候。

一、同人儀、天保五年（一八三四）四月、役方数年心懸け  
よく出精致し、近年矢箇立て方減り候については、種々  
心配手厚く世話致し候につき、銀五両下し置かれ候事。

一、同人儀、安政三年（一八四一）七月、御山見役方多年  
心懸け能く、御敷並びに杉、桜松仕立て方など、格別  
出精致し候につき、銀五両下し置かれ候事。

一、同人儀、天保十二年（一八四二）七月、御山見役方多年  
心懸け能く、御敷並びに杉、桜松仕立て方など、格別  
出精致し候につき、作紋麻上下一具下し置かれ候。

一、同人儀、万延二年（一八六一）三月、役方五十年余出

候事。

一、私儀、躰術の儀、安政元年（一八五四）二月、江口弥

左衛門殿へ入門仕り、稽古仕り候事。

右私儀、嘉永七年五月、父榮之助、沼山津手永福田寺御

敷見役病中故障などの節、代役仰せつけられ、去る已年  
まで十二ヶ年相勤め、且つ炮術七目録相伝仕り、且つ又相  
州御手当並びに京都詰め両度旅詰めも仰せつけられ候事。

右の通りに御座候。

慶応二年三月

一領一疋にて病死仕り候  
米村栄之助伴米村新之助

当寅四十才

慶応三年 丁卯 （一八六七）

十月七日、お双場米一俵二百六十五匁。  
十月二十日、降雪、濁酒一升七匁、醤油一升八匁、鰯一

慶応二年 丙寅 （一八六六）

四月十日、大守様大峰原において御調鍊、御人数二万人  
余と申し候。（日記）

五月十七日、朝霜降りたる由にて、大豆の葉まで枯れ候。

この頃の物価は、白米一升五匁六分、餅米一升六匁八分、

上酒一升十二匁、並酒一升八匁八分位である。（日記）

七月二十日、将軍家茂逝去、慶喜が嗣ぐ。（徳川）

八月二十九日、良之助様内牧止宿の上江戸へ向かわれる。

公方様先月二十日、御逝去にて御穩便御達に相成り候。

御府中、町在共に三日間店塞ぎ、漁師も亦同様、寺方法談

七日相止め候様、市立ては日數十日、寺社勤鐘、太鼓は常

の通り相心得申すべく候。この頃の物価は日増しに高騰し、

五月、一升五匁六分だった白米は九月になると、七匁六分

に上り、栗一升五匁、綿百目一十九匁六分、豆腐一丁一匁

四分。

十月七日、お双場米一俵二百六十五匁。

十月二十日、降雪、濁酒一升七匁、醤油一升八匁、鰯一

尾三分。

十二月九日、大守様上京の儀、再度朝廷より御達の処、  
御持病差し起こり候につき、御名代として若殿様御上京遊  
ばされ、公儀へも御目見え遊ばされ候段。十一日付け御達  
これあり候。

十二月二十四日、四つ時頃地震あり。（日記）

この年、豊前、長州休戦の談判相破れ、小倉御家中退散  
の趣も相聞こえ、就ては彼の近方如何様の変動も測り難く、  
就中、日田表は予て公辺より仰せつけ置かれ候趣もこれ有  
り、殊に同所御警衛として、小国境まで御物頭共、在御家  
人など差し出し置かれ、追つての模様に応じ候ては、御近  
領応援の御人数も差し出され候處、この砌四境の御警備  
最も専要にて、御備組はなる丈御国内に備えおかるべく、  
差し寄り一番手、二番手は何時出張も支えなきよう覚悟致  
し、孰れも充分志気を養い、臨機の御下知を待ち奉り候様、  
仰せつけられ候條、其の意を得奉り、組々へも確と相なさ  
るべく候。以上御手当組は本文の趣、付属の面々へも達し

なさるべく候。（日記）

覚

今度郷兵御組立ては、西洋筒を以て陣列打ち方仰せつけられ候儀に候處、御家人の内、間には珍しく流儀を固守致し、炮器陳列などに非難を入れ候者もこれ有るかに相聞き候。

全体西洋砲術の儀は、師範々々へも兼学仰せつけ置かれることにつき、師家より故障これ有るべき筋にも之なく候處、一己の存念を以て、折角御取り起こしの儀を相妨げ不都合のことにつき、右駄心得違いのものは、名前相達せられ候わば、訖と仰せつけらる筋もこれあるべく候條、左様相心得られ、在御家人中へも精々示し置かるべく候以上。（日記）

御奉行所

二月二十八日、鶏鳴頃から雷鳴と共に雨降り、三月節句まで降り続く。春以後雨少なく、井戸涸れ、呑水も乏しくこれ有り、田植えも出来兼ね候。（日記）

五月十三日、大雨出水、この頃白米一升九匁。（日記）

十月十四日、將軍慶喜大政を奉還する。

十二月、餅米一升七匁、醤油一合二匁、塩鰯十三匁、万引六匁、御双場米一表三百五十目。（日記）

慶應四年 戊辰（一八六八）

六月八日、明治と改元になる。

大恵叔父にして、大恵没後一子大寂三才にして弧となり、既に身上浮雲の如く、又朝露に似たり。この期に当り、彼

の法師なかりせば争か一寺の起興を得ん。然るに彼の師、家の多端を捨て、内外の方累を閑し当寺に入住す。寺格

を執り、門末を訓導し、富堂を補佐し、独孫を助資す。憐愍すること親子の如し。恐らくは当寺中興の人とも謂うべきか。（寺記）

同月十九日、枯木町、三嶋善三郎死、当寺大寂叔父なり。

（寺記）

この年、正月十一日、牛島某蒸氣船にて着に相成り、去る三日より京浜の間に合戦始まり候。

一、右相手一方は薩長、一方は一橋様とのことに候。

一、江戸表薩州の屋敷を焼き払い、同藩の死亡者千人余これ有る由評判仕り候。

一、一番手は明日、明後日までの内繰り出す様子、蒸氣船、陸両方面の由、動乱は薩長と会津、桑名との合戦に候。会津、桑名の武士は鳥羽街道より、一方は伏見街道より行き合い大戦となる。（日記）

この年、二月、御家中、寺社支配並びに町在などにて御咎め仰せつけ置かれ候者、御見合わせに相成り候儀これ有り候につき、相達し候様との御達。

覚

一、お暇下し置かれ。御国端居住い御免仰せつけ置かれ候者。

一、御知行取り上げられ候者。

一、無足にて往々召し仕られざる旨、仰せつけ置かれ候者。

一、士席を差し放され候者。

一、禁足、塞足並びに相慎み居り候様仰せつけ置かれ候者。

一、御城下並びに御郡払い、追放又は所払い仰せつけ置かれ候者。

一、脱衣、追院仰せつけ置かれ候者。

一、入墨仰せつけ置かれ候者。（日記）

四月十九日、陸軍編成のため、熊本藩に兵員五百四十人、軍資金一万六千二百両を賦課。（県史）

四月二十三日、阿片煙草の儀は、人の健康を損じ、人命を害し候品につき、条約面にこれ有候通り、外国人持ち渡りの儀は嚴禁候。然る處、近頃外国人の内、阿片煙草密々を持ち越し候者これ有るやに相聞き、右煙草の儀は前件生民の大害に相成り候間、売買致し或いは呑み用い候儀、堅く相成らす。若し御法度相犯し、他より顕わるにおいては、嚴重に咎め申しつくべく候間、心得違ひのなきよう末々の者まで相守るべきものなり。（国事）

閏四月二十九日、神護寺。

一、仏像を以て神体と致し候神社は、以来御改め仰せつけられし旨御達につき、藤崎宮御神体の儀、明日取り下げ申すべく候。

一、鰐口、梵鐘其の外、御社内へ仏像安置これ有り候諸堂並びに經堂の類は、上より御取り除き仰せつけられ下さるべく候。この段御達仕り候。（国事）

八月七日、又々物価高騰し、白米一升七匁粟一升五匁、油一升二拾五匁、綿百目三十二匁、酒一升十二匁致し候。

（日記）

この年、御双場米一俵につき二百六十日也（寺記）

明治二年 己巳 （一八六九）

一月五日、肥後藩は衣服制度を廃止する。

同月同日、八つ半頃、横井平四郎横死、寺町通りにて狼籍に逢い候由、広幡郷家来谷口某を始めとし、十七人にて打ち取り候由、耶蘇宗を好み國政を犯し候につき、殺害致し候由。（日記）

二月四日、藩の改革案が完成し、家政と藩政の分離が決定する。（県史）

この年、藩有の山林原野を全て官林とし、その他の山林原野を民有とする。（県史）

当年、天地の和不巡にて、芒種中雨潤蔑なく、旱盛んにして植苗の砌諸人大いに困窮す。寸力を励まし、漸く渓水を田畠に覗ぎ、然る後樹植す。其の後一ヶ月の長雨あり、南北四維洪水あり。其の中当所の河流は平生水量多し。然るに猶強闊にて懸け橋凡そ十三流、又川塘崩れて車屋の流失二軒、尤も上寺中前田、或いは宮園前田眩蕩すること凡そ百町余、折節當處より一人溺死、伝え聞く処によれば、当地は申すに及ばず、外の村何処も洪水に荒れざる田畠なども皆一類にて、諸穀実熟せず、依つて御年の御双場撮定の儀は、精米一俵につき六百三匁四分七厘、粟三百八十五匁、裸麦四百七十匁、小麦三百八十匁、胡麻八百目、凡そ諸穀類一作も実らず。誠に前代未聞の事故、筆に任せて微識す。非常の年柄にて、間々貧民と覺敷き者、当今までの餓死者处々に七八輩ありと、諸人の伝説を承りこれを記す。

（寺記）  
制（本願寺）

一、天恩を奉戴し国制を堅く相守り申すべき事。

一、仏祖の御崇敬を始め、御寺法大切に相心得、門徒教育

油断有る間敷き事。

一、御差し向けの外、他国僧侶招待禁止、尤も堂内にて非

儀の挙動これ有るべからざる事。

附 法席にて漫りに勧財すべからざる事。

右堅く相守り致すべきものなり。

明治二年巳六月

制（本願寺）

一、常々学業に厚く志し、自己の行状正しく、寺内を始め

組合などに至るまで和合を本とすべき事。

一、門徒の信遊は仏祖よりのたまものなれば費筋これなき

よう致すべき事。

一、酒宴遊興は勿論、すべておごりがましき事一切停止た

るべき事。

右堅く相守べきものなり。

明治二年巳六月、

下間治部郷  
栗津主計大允

磯部主馬

栗津主計大允

栗津主計大允

栗津主計大允

十月十四日、御書付拝見仰せつけられ候。大守様、知事

様。若殿様、新從四位様。佐京之助様、宮内從四位様。帶

刀事、松井新次郎。監物事、米田波門。有吉事佐々木与太

郎。藏人事、溝口三伍。（日記）

明治三年庚午（一八七〇）

一月二十八日、白河硫黄水流れ、川魚すべて死す。八十

年前かくの如きの事あり、鯉、鮎、はえ、いだ、うなぎなどは殆ど死にたるもの鯵のすがたは見えず。（日記）

四月五日、穀物下落致し候由、白米一升十八匁、粟一升

十七匁五分、油一合九匁、夏酒一升三十目、古酒一升二十

九匁、綿百目、七十目、蠟燭一斤五十目致し候。（日記）

六月二十一日、御達これ有り。諸事御改革につき、組合

に加増有り、寿徳寺、安養寺、淨信寺、皆乗寺、專寿寺、

東福寺、千光寺。江戸時代の五ヶ寺組は皆乗寺、寿徳寺、

安養寺、淨信寺、津森神社であった。（寺記）

七月十日、御一新の趣意につき、沼山津手永を改め郷と

称す。会所を改め出張所と称すその出張所において、大政

官より文箱來着、これによつて書簿拝見、諸郷士（在村諸

役人）又役方まで士族に加えられ、國中津々浦々に至るま

で、帶刀は悉く一轍にて士族と称すべし。文意郡君に告視

の儀、初民政、二兵政、三官員、四錄政、この四ヶ条追つ

て皆改革の思食これ有る由。大政官より仰せいただき候間、

士卒一統上事承知仕るべき事、小属より視示すと、役方よ

り一話を設け、因つてこれを録す。（寺記）

八月下旬、前触れの通り、諸懸り物。口米上米、諸出銀

の類一切廃方。（寺記）

一、大參事、権大參事、（家老）

一、小參事、権小參事、（奉行）

一、大属、権大属

（郡代）

一、小属 権小属

(総庄屋)

一、右同試補

里正、呂長

(庄屋) (寺記)

九月二日、夜田原淨信寺焼失に遇う。

右の由伝え聞き、翌朝この宗を訪れんと欲し、拙僧夙に起き急行して彼の謂を原ぬ。住持首め家族一統憂いに沈み、涙に咽び、嘅揚して余に語りて云う。去る夜八つ時と覺敷き頃、御堂縁側より火芽萌ゆ。然りと雖も、家内一統日業に労れて、前後を煩たず寝臥居り候處、時に健宮真光寺、教導のために参り居り申し候て、特に玄関辺りに伏すれば、猛火猛焰の声布を裂くが如く枕辺に響く。故に愕然として驚き、夢醒めて睡を払いこれを観るに、豈風声のみにあらず、烈焰堂床に盈満し、あたかも白日に異ならず、衆畧の縁より熾煙上る。これによつて卒尔に毒箭胸中にあたるが如く、宛も狂乱者の髪に火を触れるが如し。忽ち一器の水桶を以て強火を禦がんと欲すと雖も、焰強猛にして益々増長す。焰は大なり。水は小なり。争かもこれを禦不得ず。ここにおいて住持忽ち夢より覚め、入堂の上仏前に趣きたりと雖も、内陣、余間尤も猛焰熾盛なり。故に漸く両尊様を初め奉り、御脇様まで抱負奉り、其の間に強火頭上を焼く。依つて念を残し前後を顧みざるのみにて、歩に任せ良々火中を飛び越え、漸く堂外に出す。再度堂内に走り入らんと欲すと雖も、亦得べからず。哀れなるかな。其の砌折悪しく強風頻りに吹き起こり、御堂を始め庫裡、鐘楼まで須臾の間に崩れ落つ。啻に一時の夢の如し。慇懃にこの謂を語る故に、予共に嘆息してこれを見るに、古き簞笥二

つ、挾笈一荷、儀物九俵、古布団一つ、それのみ出外す。

仏具経巻、御文、書簿等に至るまで悉く皆焼失し、其の外

器物など家財その数をしらず。これによつて予も亦哀れを

催し、實に泪を絞り、心を傷め意忙然たり。三界無庵、火宅無常憐れむべき有様なり。拙寺より見舞のため水田子一

荷贈進す。(寺記)

十月十九日、平民へ名氏を差し赦さる由、当地の儀も農民村中一統達書の通り名字を革む。奇怪千万也。商家は五ヶ町残らず家名を加増赦免の由。(寺記)

十二月二十四日、庶人の帶刀を禁ずる。(県史)

明治四年 辛未(一八七一)

三月十一日、熊府青龍山延寿寺々中円光寺隠居往生、去る極月の頃より微病差し起こり、日を追つて痛苦増益し、遂に弥生に至り頻りに差し重り、中旬第一日、前日より死の程を定極し、口に余雜言を頗わざず、一向一心に仏名を称する故、家族一統涙に沈み、異口同音にて、端正正行、往生の静謐を歓喜す。然るに翌十一日、朝四つ時、一家類属に暇を乞い、故に諾すれば合掌又手して、仏恩師恩の深重を欣悦し、念仏相続して眠るが如く、蓮花台世界へ参るを得たりと、家類一同喜慶す。有り難き没境なり。時に頽齡七十有七歳なり。拙寺大恵の伯父也。これによつて葬送には照院様御招待、寺中これに従う。坊号の儀は安養坊と賜る。(寺記)

十一月九日、当所、拙寺類族火難にあう。拙寺見廻りに參りこれを訊問す。妻子泣涙して予に語りて云う。昨夜八

# 一、皆乗寺旧記

つ時頃と覺敷き折節、廐より火芽を生ずと雖も、家族一統日業に労衰して寢す。然るに隣村に人語有り、其の声耳を貰く。故に半睡半寤して頭を擧げ、驚きてこれを見んとするに、猛焰眼前に熇り、依つて疾速に戸外に出ずれば、図らずも私宅の廐を焼くこと良々半ばを過ぐ。故に落涙悲憂して、天を仰ぎ地を叩くとも、如何でか熇火を防ぐ由なし。即時に衆人來集すること宛も壯なる市の如し。然りと雖も焰勢強くして梁頭に上る。争か禦ぎ易からず。家具を持ち出さんとすれども、持領に暇なし。又芝蘭の友は狂者の髪上に火を触るが如くして移時す。住家焼爛の蔵中へ入焰して、内外の猛火競戦の瓦壁四方に散乱す。恰も秋更けて栗皮の自ら破るるが如く、この時皆三界無庵の思いを生じ、十分の一の家具外出す。而して暁に向い家々、村々へ帰趣すと備ざに語れり。又某は馬命を救わんとして廐に至り耕獸と共に落鬼すと。故に頭を回らしこれを見るに、粟笥、長持、半櫃、戸棚のみにて、その余りの道具は一切空しく灰燼となり、唯肘を曲げて枕の夢の頃か。憐れむべし。嫡子十二歳。

(寺記)

この年、拙寺境内に隠宅あり、元来第三代寂雲子の歎願にて造立し、雲子没して後廐屋となり人なし。然るに第五代住持寂明弟蘭洲、頽齡已に積み五十有八歳にて、この近

年入宅にこれ有り候処、蘭子死後亦無人にて廐屋となる。故に風雨窓を叩き壁を崩す。然る處、二里斗り下方の春

田々という村から、高橋瀬十郎と申す老士來たりて再三これを見、以降、安永門徒弥七を頼み入り來たりて、彼の宅を請覗せんとす。彼是辭すると雖も、憂愁してこれ願う。

即時に衆人來集すること宛も壯なる市の如し。然りと雖も焰勢強くして梁頭に上る。争か禦ぎ易からず。家具を持ち出さんとすれども、持領に暇なし。又芝蘭の友は狂者の髪上に火を触るが如くして移時す。住家焼爛の蔵中へ入焰して、内外の猛火競戦の瓦壁四方に散乱す。恰も秋更けて栗皮の自ら破るるが如く、この時皆三界無庵の思いを生じ、十分の一の家具外出す。而して暁に向い家々、村々へ帰趣すと備ざに語れり。又某は馬命を救わんとして廐に至り耕獸と共に落鬼すと。故に頭を回らしこれを見るに、粟笥、長持、半櫃、戸棚のみにて、その余りの道具は一切空しく灰燼となり、唯肘を曲げて枕の夢の頃か。憐れむべし。嫡

(寺記)

依つて固辞するに道なく、これを授与す。家形堅五間、横二間半、価二貫目、跡絶える故にこれを録す。(寺記)六月七日、夜鷄鳴前、木山市の下煮壳屋某宅より火芽萌え、漸々に強勢の熇火にて、都合竈数崩焼すること十五軒、諸々人々馳せ聚りて、雲龍水(手押消火ポンプ)三丁、諸水器など持参して入勢し、強炎を推滅す。烈しき騒動の故にこれを記す。

七月初旬、本殿より文函到来。これに依つて延寿寺配下末寺呼び出され、広庭においてこれを聴く。文提(御使僧玉輪坊參錫)抑寺院合併の儀は、釈門の興廢に拘わり候大事件につき、予而苦慮致す処なり。素より朝廷において、拝仏毀釈の御趣意決して為されずこれ有り候間、門末へ説諭致すべき者、辰の年縊命を蒙ると雖も、動もすれば旧藩の内に廐仏に等しき処置もこれ有り、自ら一宗の衰退にも立ち到り候に、先達てより歎願に及び候処、今後大政官より御沙汰書を以て御達に相成り候趣左の如し。

東本願寺

今般歎願申し出で候趣、兼ねて仰せ出だされ候御旨意と齟齬し候。素より廐仏の儀にはこれなく、殊に昨冬無祿無恤の寺院にて、其の本寺、法類及び寺壇共に故障これが候にては、廐毀合併致し候う儀など全て窺い出で、朝裁を受くべき旨御沙汰に相成り候條、篤と御旨意を奉じ、門末の者共疑惑を生ぜぬ様説諭致すべく候。

辛未三月

大政官

右の通り有り難く御沙汰を蒙り候処、尚又昨年、越中富山藩管轄の寺院、合併の新令行いなされ候につき、(二行

欠落)

当春歎願書を差し上げ候。東京においては、新門より再三愁訴に及び候処、五月八日、大政官より御達に相成候書面二通左の如し。

富山藩

先般その藩において、各宗の寺院合併に及び候については、頗る下情怨屈の趣相聞こえ、不都合の事につき、更に隠當の処置方取り調べ申し出ずべく候也。

辛未五月

大政官

東本願寺

別紙の通り富山藩に御沙汰相成り候様、その宗の門末凡てに説諭致すべき事。

辛未五月

大政官

東本願寺

右は特に門末に限らず、遍く各宗の釈門に及び候、朝廷の御仁恤と深く感戴仕るべき事に候。この上は富山藩においても、隠當の処置これ有るべく候間、僧徒にも耐忍致すは勿論のことにして候。且つ右事件につき、予並びに新門より歎願の趣意は、僧徒は困難の場合、仁慈の御沙汰に候

にては、一同勉強し、学業研究し、宗教を弘通し、怠慢の旧習を一浅致すべきと申し立て候。故に銘々其の意を体とし、今日より以後非常の奮励これなき者は、天恩を貪るの恐れ渺なからずと存じ候。愈々皇政の恩澤を奉戴し、仏祖の冥意に潔当し候様、右の事情努力々々粗略に存じ申す間敷く候。

明治四年辛未五月

御名御判（寺記）

八月二十六日　此の日、去る文政十三年庚寅の年、文藏

その母理志共に死亡し、永代読経料として家屋、土地を寄進す。その後家屋は風雨に叩かれ毀落す。依つて修復届き兼ね、拋なくこれを売る。同郷古閑村より六左衛門という者来籠して、頻りにこれを願う故に辞するに道なくこれを授与す。代錢の儀は一貫百五十目、家形二間半に四間半也。

（寺記）

王政復古につき、珍敷き布告故に因みにこれを記す。士民共へ檔高袴、割羽織、乗馬、傘、木履勝手次第との事。葬祭式の儀は、仏式を以て施行來たりし候処、自今士民共神葬祭、自葬祭勝手次第に相心得る事。（寺記）

葬祭式の儀につき、御布告の写し

葬祭式の儀は、仏式を以て施行來たりし候処、自今士民共神葬祭、自葬祭勝手次第に相心得る事。（寺記）

七月十四日、廃藩置県、肥後藩は熊本県、人吉藩は人吉県となる。花畠邸にあつた肥後藩の旧藩庁を熊本県庁と改める。（県史）

七月二十八日、大政官布告により、身分制度が改められ、皇族、華族、士族、卒族、平民の五つとなる。（県史）

日本国惣人数高調べ

男、千七百五十八万二千七百十人  
女、千七百十九万八千二百十一人

内

皇族、二十人  
華族、三千八十六人

士族、九十二万七千八百五十九人

卒族、九十四万五千百人

平民、三千百四十六万四千四百十六人

一、皆乗寺旧記	十六万三千百四十人	社務、
	二十四万四千八百六十九人	僧、
	六千百四十一人	尼、
	三千四百七十八万九百三十一人	惣數
	三千五十二万九千九十九石	高、
	七百九万二千五百四十八軒	戸数、
	三千三百三十六包三十五丁	周国、
	三千七百四十五包(国事)	周廻、
	十二月二十六日、夕三更の頃、天焰降り来たりて南福原 村某方より燃えだし、益々焰勢増上し、暫時に数竈焼け崩 る。五更に及ぶまで都合家數十八軒、これ三界無庵、火宅 無常、有爲転変の世上なり、憐れなるかな。火元は某方跡、 類焼は次右衛門、茂作、利七、喜八、孫四郎、貞右衛門、 忠次郎、山崎源三郎小屋、富島隱宅外數軒なり。(寺記)	明治五年 王申(一八七二)
	一月二十九日、卒の身分を廃し、皇族、華族、士族、平 民の四つとする。(県史)	一月二十九日、卒の身分を廃し、皇族、華族、士族、平
	四月中旬、拙寺境内北方に竹林あり、土壇に棚をし、石 をならべること凡そ十有四間なる故に、この意趣を以て、 門徒数輩に告視す。就中、畠中、南福原各處人民競い來た りて好石を拾う。これを運ぶに或いは馬、或いは牛を以て す。不日に成就せしめんとする者頗る多し。所謂門前に市 をなす。五濁増上末代なりと雖も、仏威神力の故か、疾速 にこれをなす。誠に止住百才の仏徳のなす処、仰ぎて尊崇 すべき故にこれを録す。石工南福原村喜左衛門、加勢人、	四月中旬、拙寺境内北方に竹林あり、土壇に棚をし、石 をならべること凡そ十有四間なる故に、この意趣を以て、 門徒数輩に告視す。就中、畠中、南福原各處人民競い來た りて好石を拾う。これを運ぶに或いは馬、或いは牛を以て す。不日に成就せしめんとする者頗る多し。所謂門前に市 をなす。五濁増上末代なりと雖も、仏威神力の故か、疾速 にこれをなす。誠に止住百才の仏徳のなす処、仰ぎて尊崇 すべき故にこれを録す。石工南福原村喜左衛門、加勢人、

畠中村太平次、田中村又助、同理右衛門なり。(寺記)  
 蒸月十八日、今上皇帝諸國巡幸にて、熊府新町客屋に玉  
 座を構え候処、彼の日午の刻、御乗馬にて御入来。御俱凡  
 そ一大隊、皆洋服、就中皇帝前後乗馬六人、中央帝王の衣  
 服は背板服、胸外より首に至るまで凡て本金地縫菊、その  
 帽子日月の紋有り。右に轡を執り、左に坦帯を握り、その  
 威儀なること欣然たり。實に六十餘州を掌中に收めて、普  
 く天の下四海に至るまで足下に容るゝ帝位是れなり。天に  
 二日なく地に二王なしと、その行粧給然たり。下民拝する  
 こと尤も稀なり。仰ぎて尊敬すべし。帝享年二十一才たり  
 と雖も、智徳兼備にて前王に勝る事百倍す。公卿、太夫、  
 士、庶民これに帰すこと、古の堯舜を仰敬するに俟たず。  
 宛も流水の下に就くが如し。乱世たりと雖も、悠然たる尊  
 形に接し、誰か敢て順わざるものなしと、衆徒これを称ゆ。  
 察に古例あり、一新に限らず帝王邦を廻る。孟訶伝に、齊  
 の景公晏子に問うに答えて云う。天子諸公に曰く、巡狩と  
 は所を巡ぐりて守るなりとかくの如く往古より例あり。  
 然りと雖も、この形勢に非ずして民綿に拝粧することは、  
 時を得ると謂うべき也。實に大椿、優曇華の開花に値うに  
 等し。(寺記)

七月十八日、申の刻、大法主御名代として、摂光院殿御  
 差し向けて、熊城南霊坊青龍山延寿精舎に御成り。從つ  
 て諸寺末々或いは多歩にて植木、或いは小歩にて出町、出  
 迎えの人その数を知らず。翌十九日より彼の精刹大堂上に  
 おいて、説教四日に及び、天朝の勅命を諾し、三ヶの教則

を以て五濁乱満の凡愚に教え、現当二世の利益を示す。初めに敬神愛國を体とし、次に天理人道を明らかにし、三に

皇上奉戴の規則を演暢す。又予て宗祖の教誨、流儀の行を

論すれば、十声一声、機をいえば四重訪法、易往他力本願、

横超弘誓の御法を以て、朝暮懇懃に教導あり、故に門徒等

數輩親疎老少を云わず、男女貴賤を論ぜず、然も無戒破戒

を択ばず。故に十劫以来造惡不善と信知して、宛も宝山に

登りて玉金を得る憶いをなし。大堂内外に遍滿すること頗

る多し。猶族蜂の蜜に聚り、病者の良薬を拾うが如し。実

に尔り。今世に善知識なくば来世に亦罪報を招かん。然

るに貴ぶべし。尊ぶべし。末法に至り明らかに無漏の惠灯

を擎げて、遠く波乱の明暗を照らし、弘く甘露の法雨を以

てす。凡て沽渴穢惡を滅ぎ、凡夫直入の要道、疾病与薬の

一法、これによつて初め善知識を父母に喻ゆ。父莫くには

資育の利益あらん。母なくんば争か仏家に生るゝを得ん。

大悲の仏恩謝し難く、知識の説教今幸いに時を得たり。盲

亀の浮木に倣うに等し。仰ぎて尊敬すべきなり。衆人歡喜

して胸を満たし、訪法闡提廻心皆往の言に順隨して、一向

專念の称仏か。其音声転々大堂に震動し、昼夜參籠勝言す

べからず。而して光隱還興の日に至り、恋慕して深く憂慨

し、泣涕して長く悲號す。これ末代の不思議なり。其の余

は羅縷に違あらず。感歎して略録す。御俱擬講師、御堂師

皆演坊、雲集師、千巖師、弘頂師のみ。（寺記）

十月十一日、西本願寺御門主様熊府に御着、而して八日の御説教あり、西光寺、順正寺四日宛御滞錫につき、貴賤老若參籠者頗る多し。（寺記）

黄鐘下旬第三日、大陰曆を廃し大陽曆を以て、天下人民に遵行せしむ。

壬申臘月（十二月）三日を以て癸酉一月一日と定められ、百官雄士斯の旨を体とすべしとの御布告。

實に古今未嘗有の珍事なり。（寺記）

六月十四日、熊本県が白川県と改称する。

（県史）

十月中旬、自今僧侶の名字、名乗りを改赦すべしとの通

触、實にこれ仏法衰微の基か、恐るべし。（寺記）

十一月二十四日、阿蘇山が鳴動し、熱湯が沸き出し、白川が硫水となり、魚鱗悉く死す。（県史）

十二月二十八日、迫村、遠山周藏死、

遠山寿太郎改め周藏

一、惣領村庄屋私儀、会所見習以来、役付き年月、御賞責

筋、且つ年令共に申し上ぐべき旨、その意を得奉り候。

恐れながら左に一書を以て申し上げ候。

安政七年（一八六〇）申三月、小頭役御免なれ、宮園

村庄屋に所替え仰せつけられ候。慶応三年（一八六七）

卯三月、東西惣領村庄屋に所替え仰せつけられ候。見習

に罷り出で候年より、當己年まで三十二年に相成り、役

付年数二十四年に相成り申し候。

一、私儀鯰、沼山津水理御普請につき、初発より罷り出で出精仕り候にて、嘉永七年（一八五四）寅十一月、御

# 一、皆乗寺旧記

鳥目一貫五百文押領なられ候。

一、安政六年（一八五九）未十二月、下寺中村年貢一番皆済み仕り候旨にて、鳥目一貫文押領なられ候。

一、元治二年（一八六五）丑十二月、御取り上げ方速々これ有り候旨にて、鳥目一貫文押領なられ候。

一、慶応二年（一八六六）寅八月、銅山御用掛り仰せつけられ、在勤中苗字御免御惣庄屋直触仰せつけられ候。

一、同三年卯十二月、同山差し止められ候につき、右御免なられ候。

一、同四年辰二月、寸志の訳に対えられ、御郡代所御直触に仰せつけられ候。

一、私儀、当巳年四十四才に罷り成り申し候。

右お尋ねにつき、覚書を以て申し上げ候以上。

明治二年三月、惣領村庄屋 遠山周藏

明治六年 禥西 （一八七三）

一月十日 徵兵令施行

同月十五日、八代県が白川県に合併され、ついでに大小区の再編が行われ、全県を五十三大区、五百七十五小区とする。

二月七日 仇討禁止

同月二十四日 キリスト教解禁

三月七日、神武天皇即位日を紀元節と改称。

同月十四日、外国人との結婚を許可する。

十一月二十七日、温泉での男女混浴を禁止する。

十一月二十八日、天皇御真影を府県に下付。

一二月一日、郵便はがきと封筒を発行。

同月二十四日、紀元節、天長節等の祭日には国旗を掲揚するよう通達。  
この年、夏六十年來の大旱魃。（県史）

明治七年 甲戌 （一八七四）

七月二十日、夜申の刻より北風卒然として吹き出すこと漸くに強く、亥の刻に至り大雨となり、西に折れて砂石を雨中に飛ばす。其の風勢前に倍す。こゝにおいて巨木抜けて道路を塞ぎ、修竹倒れて通行を遮る。屋宇破れて家頭を失い、瓦壁碎けて落声喧がし。梨柿の類梢にとどまらず、一つとして味を施さず。就中田畠の荒損幾何ぞや、尤も当所は稻梁も未だ穂を孕むの時に至らねば、其の損害も亦少なく輕薄なるを覚ゆ。宇土、八代方の地は、現今出穂の最中にて損害も亦激しからんや。これによつて、当県下においても家倉の流失夥し。凡そ二万三千余軒に充つと達書に云々。然して玉名、八代、宇土方の海辺は一入損害甚だしく、人民これに困窮すること多し。暴風潮を巻きて処々の新地川塘等一面広海の如く、百穀全て水底に埋れ沈み、百姓寒暑の苦痛徒勞事となれり。逆浪数百家を濤ぎ逃げ去るを得ず。死亡するもの幾千ということを知らず、四民四方に散乱して、或いは父を失う子あり、或いは子を尋ねるの老人あり。処々に悲しみ、地々に苦しみ、四方に散逸し兄弟妻子離散す。家なくんば何ぞ住せん、食なくんば何か健ならん。哀れなるかな傷むべし。当國は尔り。且つ又竹田、長崎方の四隣の説を聞くに、豊後方は風至つて軽く、大木人家の損害殆ど稀なり。且つ長崎縣懸かりは山を離れ海に近くして、

-81-

其の景色最も天下の名所にして、絶境の地方なれども、古歌に月に雲、花には風の障りあり。華美の暮らしも山住いに帰えるという風情にて、彼の地の人々大いに歎嘆の声日夜やまざるの由、実に県厅を始め何處も大破に及ぶ津波にて、数百の家波に漂うとの由承る。然し人民の溺死は意外に少なく、悲中の喜悦なり。当県の損害人民の横死その数を知らず。依つて当寺も堂宇を始め、庫裡、小屋に至るまで損傷にて、若干の出費とはなりにけり。其の砌、屯營第二の取り締り二十人余の在寺にて、戸障子の防禦など種々の加勢に預かる事、これ亦王政復古の寵恩なり。(寺記)この年、暮に及びて、秋以来の再三の強風にて諸作一つとして獲り得ず、百姓昼夜寒暑の汗膏心労の力効、唯一片の風に空也。白川県下悉く凶年に会い、穀価大いに高騰して当双場五百三十五匁の御取り立てとなる。又府下諸家中の俸禄も年内に下されずして、百姓倒懸に迫り、家々に泣き、戸毎に苦しむ。憐れむべし。当處近郷の田畠の収穫、一反に半俵の所も間々ある由、貢米を納むる事を禁じて只金納を許したまえり。實に笑止千万也。来年又かくの如きの凶歳あらば、老人は溝壑に落ち、壯者は散じて四方へ走り行かんこと何千人ならん。三界無庵の地、天変地天の世界なれば恐るべきなり。(寺記)

明治八年 乙亥 (一八七五)  
三月十日、第十三聯隊を編成し、熊本城西二の丸に屯營させる。(県史)

其の景色最も天下の名所にして、絶境の地方なれども、古

明治九年 丙子 (一八七六)  
二月二十二日、白川県を熊本県と改称。

三月二十七日、夜九時頃から翌三時に至る間、東風漸々に強烈となり、諸方の損害若干ならず。これによつて当寺の本堂大いに破碎し、工師の繕成に凡そ七十日余、實に往々の大風如何にも防ぐに由なく、一時忙然たるもの。(寺記)

三月二十八日、廃刀令。

十月二十四日、夜最早月西山に傾かんとする時、当県士七百余名暴動を起し、先ず第一鎮台を焼き、県令安岡良亮を殺し、種田陸軍少将政明を殺し、この兩人下宿を焼く。本山大田黒の自宅を焼き中佐を殺し、兵隊県官を殺すこと数百名。然し一夜にして鎮定、翌日処々切腹多し。筆にてほし難し。(寺記)

十一月二十三日、夜熊本花畠鎮台屯營焼失。(県史)

明治十年 丁丑 (一八七七)

一月十五日、西郷隆盛兵一万五千をひきいて鹿児島を出る。  
二月十九日、熊本城焼く。その煙天を衝き地を覆い、諸人奇異の懷より或いは怖れ、或いは悲しむ。これ戦争の濫觴か。

二月二十一日、市中一煙、鎮台破裂す。

二月二十三日、この日から二十五日まで大火が続き、市内の大半を焼失。  
四月二日、夕より川尻方面の薩兵逃げ来たりて、当寺病

院となる。

四月十四日、官軍の来襲により矢部方面に遁走せり。当村、薩兵より米取りに来る。破藏騒動のあまりこれを記す。

(寺記)

九月二十四日、西郷隆盛城山で自刃。

この年、熊本県の人口九十七万四百一人。戸数十九万四

千四百六十九軒。(県史)

九月二十八日、畠中村、川端清三郎母死、東本願寺御門主より法名积知秀を賜る。(寺記)

明治十一年 戊寅 (一八七八)

七月二十二日、郡区町村編成法などを公布(県史)

九月三日、旧八月七日、熊本坪井広町において、説教場並びに小校建築なる。真宗繁栄の基、宇宙最勝の教地を撰びて占む。(寺記)

十二月五日、熊城新町蔚山町に於いて東派説教場建築。東向きにて堂内は僅か一間、二階北方にありてその景四方を遠く眺め、川流前後に引き、高丘北に聳ゆ。この地元藤崎八幡の旧宮跡也。(寺記)

明治十二年 己卯 (一八七九)

この年、虎狼痢が流行して死者多し。(寺記)

古老の話によれば、この年の疫病はチブスで、この病氣で死んだ者は葬儀が許されず、墓地も区別されていたそうである。

九月一日、米双場一俵六百目、酒一升三十二匁、焼酎一

升五十目。(日記)

十二月八日、佐々友房同心学舎をおこす。(県史) 同日、新聞の街頭販売を禁止(年表)

明治十三年 庚辰 (一八八〇)

この年、霖雨中雨少く旱魃。

十月二十六日、五昼夜の間、小教校において、御消息披露のために、五等説教師古賀義円巡回説教あり。今や米粟豊饒の候農繁の際なるも、仏法弘通の縁は大旱に雨を祈るが如く、聽衆日を追つて盛大なり。これも亦法恩のしからむる所か。尊敬すべき真教なり。(寺記)

明治十四年 辛巳 (一八八一)

十月十一日、御前会議を開き、国会開設詔勅の発行、内閣、元老院の改革、参事院の創設、開拓使官有物払下げの中止、大隈參議の罷免を決定。

十月十二日、明治二十三年を期して国会を開設するとの詔勅発行、憲法を欽定とする旨明示、参議大隈重信免官。

十月十三日、矢野文雄、犬養毅、小野梓等、大隈の罷免に反対し官職を辞任。

十月二十一日、大政官職制改正、参事院を創設、議長に伊藤博文就任。

十月二十九日、自由党結党、板垣退助を総理、中島信行を副総理に選ぶ。(年表)

明治十五年 壬午 (一八八二)

一月四日、軍人勅諭を發布。

二月四日、同心學舎を済々饗と改称（教育史）

五月二日、緑川大洪水、白川も亦大洪水、水漲ること赤井から西海まで、近見から南隈庄、宇土笹原まで、高橋から小島百貫まで、一面海を欺く有様にて、古今未曾有の大洪水也。これによつて人民の悲歎謂うべからず。（寺記）

明治十六年 癸未 （一八八三）

七月十七日、この日から霖雨降り続き、二十一日、大水。前川は七合位、緑川は一丈八尺、白川は一丈四尺、緑川は昨年も洪水にて、川尻辺塘筋の破損少なからず。今年も亦杉島川塘破損いたし、宇土町まで水漲り海の如し。西無田、笛田辺りは床水、仲間方も亦水漲り、赤井より下も一面海かと疑うばかり、然る処同二十七日、前川山潮にて大洪水、田原の前塘切れ数百間、寺中前これも同じく塘切れ、当村車屋源四郎後東西数百間塘切れ、其の他破損無数、車屋前より西の方田地數十町歩荒れ、人民の悲歎溼なし。当寺所有の田地皆損害を被り愁にたえず。實に古以來前川にては未曾有の洪水なり。併し白川は格別の洪水にてはこれなく、緑川は大洪水。赤井川は少々の増水にて大水に至らず、前川のみ大洪水にて死者四名あり。（寺記）

明治十八年 乙酉 （一八八五）

五月九日、日本銀行が初めて兌換券を発行する。（県史）

六月十七日、この日から十九日まで強雨水出水、死者八名、浸水家屋千二百戸。（災異）

この年、六月県は窮民調査を行う。阿蘇、上下益城、玉名の山村では食料が缺乏して村中餓死寸前の状態で、他人

八月十一日、豪雨洪水、この洪水による死亡者十九人、負傷者九十九人、家屋の全潰五千六百五十五戸、家屋の流失四十四戸、田畠の浸水七百六十三町歩。（災異）

九月十七日、暴風。

十月十七日、夜雞鳴の頃、強盜両名突然押し入り、枕上において抜刀脅迫し、頗る暴威を振る得共、当住大寂其の日前、熊本草葉町真宗本願寺説教場において、各宗共同護法会設立につき、各宗親睦会且つ又席上演説等これあるについては、拙も該会に出席致し、その日は広町に一宿し、翌十七日午後六時頃帰宅致し、其の日大いに労れて寝に就き、母も七八日前、下内田定得寺伯父の一周年忌法会に罷り越し、其の日共に帰り、これも亦労れて母子共熟眼中にて、然も枕上に來たり抜刀して脅迫するは奈何せん。逃ぐるに術なく、先ず金時計、金員三十円余り、衣類は一つも取らず、掠奪して直ちに逃亡するも、知乃座敷の一枚戸を推して隣家に至り、且つ數家を敲き起こし候故を以て、尠しこそ早く逃走致し候と察せらる。先ずは後年の要心の爲に一寸記し置くものなり。翌年一月十八日までに犯人八名全員捕縛。（寺記）

明治十七年 甲申 （一八八四）

三月、森本一瑞著肥後國誌出版。（県史）

四月、飽田、宇土、玉名、芦北、上下益城郡に赤痢が流行し、二十一日から八月十六日までに二百二十六人死亡。（県史）

の救助を受けるもの一万五千八百六十二戸、十万九千七百二十人に及ぶ。(県史)

四月二十六日、済々黽附属女子学校を設置、後同二十四年十月、尚絅校となる。(教育史)

明治十九年 丙戌 (一八八六)

四月十日、師範学校、中学校、小学校令公布(年表)

十二月六日、矢島揖子等東京婦人橋風会開設。(年表)

この年、瓦葺小屋一棟、元当村某の入屋を買い受け、土台石垣を築き、其の上に架し、三月上旬建立す。大工当村清水清九郎、石工平田村佐伯茂四郎なり。(寺記)

この年、熊本県の歳入六十七万四千円、歳出五十九万一千円。(議会史)

八月十七日、この日から裏井戸井巻工事始まり、同月二十九日、落成、石工平田村佐伯茂四郎。(寺記)

明治二十年 丁亥 (一八八七)

五月、福原村、平田村の両公立小学校が合併し、福原村

田中に尋常小学校を設立、明治四十二年十月、川内田分校を合併、同四十四年四月、高等小学科を併置す。(郡誌)

七月、熊本県は始めて牛痘苗を製造し、各郡区町村に配

布し、新鮮な痘苗を接種させる。(公文)

七月十二日、豪雨、緑川一丈八尺出水。金峰山猿滑りに山潮あり。(県史)

明治二十一年 戊子 (一八八八)

四月二日、市制、町村制が施行される。この時、県下の市一・郡十五、町村三百八十。

明治二十二年 己丑 (一八八九)

二月十一日、大日本帝国憲法、皇室典範、衆議院議員選挙法、貴族院令、議員法が公布される。

四月一日、市町村制施行に伴い、町村役場に並行して巡回駐在所を設置して、警官をして郡、区長、戸長を補佐させれる。(警察)

七月二十日、この日から二十二日まで豪雨、県下の死者七十九人、家屋の全潰五十二戸、浸水家屋二千四百五十六戸。(災異)

八月二十八日、熊本地方大地震、昼夜十八度位震動し、市中は大破損、死人、負傷者その数を知らず、瓦葺の家は一軒も完全なるものなし。震源地は金峰山三の岳附近、九月に至るも二三度小震あり。(日記)

七月の豪雨、八月の地震等によつて穀類高騰し、米一升六錢五厘、粟一升五錢、大豆四錢五厘、麦三錢五厘。(日記)

明治二十三年 庚寅 (一八九〇)

二月一日、徳富蘇峰、国民新聞を創刊。(年表)

五月一日、本年は春以来雨勝ちにて、麦、菜種等大いに痛み、麦は半作、えんどう、小豆は少々、養蚕も悪しく候。

九月、諸式高値に相成り、米一升十一錢、粟一升十一錢、酒一升十八錢。(日記)

五月十七日、府県制、郡制を公布。(県史)

七月一日、第一回総選挙、大同俱楽部七十二人、愛國公党二十八人、改進党及び改進系五十五人。(年表)  
十一月二十九日、第一回帝国議会が開かれる。(年表)

明治二十四年 辛卯 (一八九一)

七月一日、鹿児島本線高瀬—熊本間開通。(会議所)

九月十三日、豪雨のため緑川の堤防が決壊し、田畠の浸水数百町歩に達する。球磨川の増水では死者十二人、負傷者多数あり。(災異)

明治二十五年 壬辰 (一八九二)

二月十五日、第二回総選挙が行われる。自由党九十八人、中央交渉部八十三人、立憲改進党三十八人、この選挙では選挙干渉が猛烈をきわめ、県下では国権、改進両党の争いで死者二人、重傷者三十二人を出す。同二十四日、伊藤博文は選挙干渉の責任者の処分を要求して枢密院議長の辞表を提出した。(県史)

この年、大豊作、米、粟共に畝打ち。(日記)

五月二十九日、当處、宮田武平太父一角死、この年武平

太は県会議員となり、政治家としての第一歩を踏みだした。

當寺境内にある武平太追悼の碑文によれば、

嗚呼悼しい哉、我が熊本県参事員宮田武平太君、不幸短命にして没す。君と旦夕膝を交え、或いは其の余沢を被る者、追悼の情已むべけんや。君上益城郡福田村の人、明治二十五年、選ばれて県会議員となり、故々として其の職に

竭む。三十三年夏、木山、赤井、金山の諸川洪水漲溢し、

堤を決り、田を破り曲悲慘を極む。君特に県費を仰ぎ郷民をして蘇息せしむ。其の他木山道路の如く、益城銀行の如く、与りて力あり。嗚呼悼しい哉、君性篤実にして思慮あり。最も數理に長じ經濟を善くす。家世々醸を業とし、君箕裘を継ぎ家道を倍す。一旦所見有りて國家主義を執り、一郡翕然として帰向し、選挙の毎に君を推す。三十四年、君年四十二病みて起らず、嗚呼悼しい哉。君有爲の才を抱き全て施すことを得ざるは、独り一身の不幸なるのみならず我が県の不幸也。若し君をして寿を得しむるならば、即ち將に測るを得ず。彼蒼は天なんぞこれを奪うことの速きや。君議員となるや幾ばくもなく常置委員となり、尋めて県参事員となること前後十年、殆ど一日の如く、在世の功は不一にして足る。其の計を聞く者惋惜せざるはなく、朋友郷民の追悼やまざ。亦宜ならざる頃は同志胥に建碑を議し、文を余に徵し、余その梗概の係を叙し、これを以て銘々として云う。

夙に県治を図り、令命これ芳し、功業未だ央きず、今や則ち亡す。

明治三十五年十二月、古賀徳潤撰並書

明治二十六年 癸巳 (一八九三)

この年、夏の日照りが強く、熊本県下西南部大旱魃。県下五十ヶ村において雨乞いあり。(日記)

明治二十七年 甲午 (一八九四)

一月十五日、前御門跡敵如上人御遷化、御葬式は同月二

十九日、内野において施行、当住大寂、熊本第一組法類惣代として上京し、御葬儀に加例す。当日の会葬者は皇族、

華族を始め各高等官皆会葬し、僧侶の数幾万人なるかを知らず。実に無上覚院殿の時より一層盛大なり。(寺記)

二月六日、神官、僧侶の政治活動禁止。

三月一日、第三回臨時総選挙、自由党百十九人、立憲改進党四十八人、国民協会二十六人。(年表)

この夏、梅天雨なく、土用前両度白雨降りたるのみ。県下田植えも出来ざる処甚だ多し。従つて田地に粟や蕎麦等を植ゆ。又偶々粟を植えたるにギメたかり、日照り甚だしき故に、根付きたるも赤日に焦がれ、古来稀なる田畠の風景なり。又白川、前川等いずれの川も涸れて水車運転せず、民心恂々たり。(寺記)

この年、朝鮮暴動起り、該政府平定出来ず、援軍を支那に乞う。我が政府は国民保護のため、混成旅団を派遣せり。大鳥圭介全権公使となり彼は談判、去月以来これ有りたるも破れて遂に日清戦争となる。即ち八月一日なり。我が政府は、諸外国並びに国内に対して開戦の公布を発せり。

(寺記)

九月一日、第四回総選挙、自由党百五人、改進党四十五人、立憲改進党四十一人、国民協会三十人。

九月十五日、大本營を広島に移す。

九月十七日、黄海大海戦に勝利。

十一月二十一日、旅順口占領。

(県史) この年、北里柴三郎がジフテリヤの血清療法を発見。

八月以降、阿蘇山の鳴動が烈しく地震多し。(日

記)

明治二十八年 乙未 (一八九五)

二月一日、広島で清国との第一回講和会議が開かれる。

二月二日、威海衛を占領。

二月十二日、清國北洋艦隊降伏。軍艦十一艘、其の他水雷艇及び輸送船等多数分捕り、敵兵六千人降伏、總督丁汝昌自殺。

三月十九日、清國講和全権李鴻章來日。

四月十七日、日清講和条約調印。

四月二十三日、獨露、仏三国、遼東半島の清國返還を勧告。

四月二十四日、御前會議、三国干渉受け入れ決定。

五月十日、遼東半島還付の詔勅発布。

六月七日、日本軍台北占領。

十一月八日、遼東半島還付条約調印。

この年、澎湖島占領の混成支隊にコレラ発生、患者千人死亡者四百人。(年表)

五月十日、畠中、松村仁平長男松蔵戦没。

六月二十九日、木山町、井上弥作養子基平戦没。(寺記)

十月三日、当村、村上榮蔵戦没。(寺記)

この年、七月二十四日、暴風雨、県下の被害は死者六十人、行方不明百十八人、家屋の倒漬及び破損一万四千百

七十一戸。(災異)

明治二十九年 丙申 (一八九六)

一月六日、混成第七旅団、台灣征伐に出発。

六月十五日、第一回郡会議員選挙。（県史）

十月、全国に赤痢が流行して、患者七万四百余人、死亡者一万九千余人。（年表）

十一月二十一日、鹿児島本線が八代まで開通。（肥後銀）

一月一日、畠中、農忠三郎次男忠七戦没。

明治三十年 丁酉（一八九七）

三月二十九日、貨幣法公布。

六月十五日、万国郵便条約に調印。

十一月、志賀潔赤痢菌を発見。（県史）

十二月九日、この日までの全国赤痢患者は八万九千四百二十七人、死亡者二万二千三百十人。（年表）

十一月十日、木山町、高宮勇吉死。

十二月二十二日、午後十一時、当寺付籍の智乃往生、二十四日、葬儀執行、法名恵照庵智度、導師潮音寺、脇立右

長男、当寺文林妻（内寺作本家より）。（寺記）

高宮家は、藤原二十一代高宮近江守兼時の末といわれ、天正年中、兵乱をさけ肥後の国菊池郡西寺村に居住した。

慶長年間、高宮上野という者、加藤氏に召され、阿蘇内牧に移住す。寛永二年（一六二五）九郎右衛門守春、阿蘇坂

梨手永中通村、西河原中通敷に居住す。享和年間、作紋麻上下一具拝領、脇差御免。文化三年（一八〇六）一領一足仰せつけらる。嘉永五年（一八五二）御留守居御中小姓仰せつけらる。天保十三年（一八四二）金子三百疋拝領。高

宮家に残つてゐる武芸目録は、四天流居合、竹内流柔術、梨手永中通村、西河原中通敷に居住す。享和年間、作紋麻上下一具拝領、脇差御免。文化三年（一八〇六）一領一足仰せつけらる。嘉永五年（一八五二）御留守居御中小姓仰せつけらる。天保十三年（一八四二）金子三百疋拝領。高宮家に残つてゐる武芸目録は、四天流居合、竹内流柔術、

宝蔵院流槍術、大壺流馬術、吉田流炮術、楠流軍学、一貫流剣術等である。

竹内流柔術目録（高宮広蔵）

竹内三統流小具足腰廻り五十五箇条は、竹内流系伝三統の伝授を受け、其の専要を撰び一巻となす処なり。深因御懇望相伝えせしめ畢んぬ。吟味鍛練肝要たるべきものなり。

矢野彦左衛門

元治元子年歳八月吉辰 源広英

高宮寿賀太郎殿 進之

岩宮の神靈を受け、五件の捕手を授けられた事を以て開祖としている。時に後奈良天皇天文元年（一五三二）六月二十四日の事である。後年、竹内常陸助源久勝がこれを伝授し、竹内流小具足、腰廻りと称して諸国を遍歴すること数年、王城の地に道場を開き門弟数百人を教導した。其の後數代を経て助左衛門勝就の時、その門弟である矢野仙右衛門が始めて熊本へ竹内三統流を伝えた其の子彦左衛門広英は、天保十三年（一八四二）藩公の許しを得て、流儀の宗家である作州竹内藤一郎久雄及び高門竹内雅門久吉について修業をかさね、一家をなした。高宮寿賀太郎が与えられた目録は、矢野家二代目彦左衛門が授与したものである。（肥後武道史）

竹内三統流兵法

一、專手十二手。一、返投八手。一、居業投十手。

中極意

一、清眼六手。一、腰廻捕六手。一、小具足十三手。一、

打合捕並八ヶ五手、八手。一、甲身捕十三手。變化四十八手。

皆伝

一、奥斎手八ヶ条。一、後捕脇捕四手。

神伝

一、五件捕手。

中死活

一、死十四手。一、活十四手。

極意

一、二十三三ヶ条。

繩

一、六寸繩。

一、三尺繩。一、早繩以上。右高宮寿賀太郎が授与された目録は、右の内専手、返手、居業捕、清眼、腰廻捕、小具足の五十五手である。

四天流居合目録

抑当流居合の元祖は戸田清元なり。夫れ居合は東西南北四面の太刀と号し、抜込み骨法は敵を切るに当たり、恰も稻妻の如し。故に諸流を脱却し、当流の勝を広むるは日本無双の名人、四海皆恐怖の事。且つ又われ元祖の奥儀を得

ると雖も、未だ大盤石を研めず、金鉄を貫くが如き功なきを歎く。能く起居動静の間において工夫とゞまるを得ず。

俄然としてわれ云う。空身不滅にしてなる。惣身鉄丸の如く変化の体を以て大盤石たると雖も、今爰に流儀を改め四天流と号するものなり。全て凡人の及ぶ所にあらざる大秘極なり。

四天流初の巻

一、須拔一文字の事。

一、竹篠劍の事。

一、中央劍の事。

一、東方劍の事。

一、南方劍の事。

一、北方劍の事。

一、西方劍の事。

右の条々これ空身不滅、変化の体を以て、多門、持国、增長、広目現貌惡魔降伏の劍なり。凡人の及ぶ事なき口伝秘極なり。

陰の卷

一、蜘蛛手切りの事。

一、二人搦めの事。

一、岩石落しの事。

一、小太刀切り四方の事。

一、飛行劍の事。

一、無双流鉤鎗の事。

付、組み打ち、首取り様の事。

無発劍術

一、幻劍五組の事。

一、三方劍の事。

一、蜻蛉帰りの事。

一、四方搦めの事。

一、車切りの事。

一、稻妻鉢の事。

機波捲き切りの事。

一、四方横手切りの事。

右の条々皆これ空身といふ、変化の体より切り出し抜くなり。この身成りて打ち出す時は、大盤石たりと雖も、打たざるはなき口伝を研めし大秘極なり。然りと雖も、御執心殊に数年、怠慢なく御執行これ有るによつて、相伝えしめ候。よつて流儀目録の条件の如し。

成田清兵衛高重

平野角太夫勝氏

本庄太兵衛正次

本庄源八正明

大河原儀右衛門吉古

永田武左衛門英行

本庄源八正明

手嶋惣右衛門真安

金津助十郎貞保

加来宇治右衛門定幸

上林権兵衛永国

荒見仁右衛門久長

荒見慎之助

增長天、荒目天をいふ、組討とは組投げ、組み打ちのことである。  
四天流の元祖は成田清兵衛で、彼は寛永十五年（一六三八）肥前の国唐津に生れ、承応二年（一六五三）唐津を出て、武者修業のために諸国を遍歴し、下野の国宇都宮で戸田清元の門弟となり、居会、剣術の皆伝をうけた。寛文元年（一六六一）細川公に召し出され以来肥後藩で武術の指南を勤めた。熊本には四天流の外に伯耆流、関口流、無手勝流等が相伝えられている。（肥後武道史）

この年旧正月五日、大工小屋入りして同三月十九日、庫裡の屋根のみ解除、中一日を経て小屋組み終り、翌日素瓦葺のまゝ棟上げ祝、其の翌日より旧座敷、玄関解除して礎及び建て方始む。六月二十九日に至り内普請悉く皆成就せり。工数、雜費委しくは別記を見るべし。庫裡棟梁、当村清水清九郎、座敷棟梁、高山村林田格平、現住大寂記す。庫裡再建は嘉永元年なれば五十年を経て瓦屋根となるるべきなり。（寺記）

右皆乗寺旧記は、元禄七年、皆乗寺建立の時から明治三十年まで、凡そ二百年間の歴代住職の記録である。江戸時代は風水害、旱害、虫害、冷害、地震、火灾等の自然の災害やコレラ、痘瘡、麻疹等の伝染病の流行は、当時農民の生死苦楽を決める重大な要因であつた事を寺の記録は明確に示している。県内におきた出来事や國の大事件は、熊本県史、歴史年表、寿賀迺舎日記、熊本県史料集成から拾つて書き添えておいた。又御応庄屋の履歴については、花岡先生の著書「近世大名の領国支配の構造」から引用した。

元治元年十月 吉辰

高宮寿賀太郎殿

四天流の由来は、古くは鞍馬流、或いは中条流ともいふ、其の後四天流組討と称していた。四天とは持国天、多門天、